

第3章 震災応急対策

第1節 方針

《危機管理室》

この計画は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を防ぎよ又は拡大防止に関して迅速かつ実効ある措置を期するために必要な諸対策について規定するものとし、その内容については、以下の各節に定めるところによる。

第2節 災害応急組織の編成・運用

市域における地震災害に関する情報収集、警戒及び応急対策の実施に当たっては、本市の災害応急組織を編成して対処する。

第1 本市の災害応急組織

《危機管理室、各局等、各区》

次の応急組織を全市単位又は区単位に編成して対処する。なお、本部が廃止された場合であっても、継続している応急対策業務がある場合には、引き続き本部の分掌事務のもと継続するものとする。

1 注意体制

早期の情報収集体制を確保するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、情報収集を行う。

2 警戒体制

災害の発生を警戒するために、必要な関係局・区等に職員を配置し、情報収集を行うとともに、速やかに災害警戒本部に移行し得るよう準備等を行う。

3 災害警戒本部

(1) 市災害警戒本部

市災害警戒本部は危機管理担当局長を本部長とし、市長事務局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織（区を除く。）を基本として編成するものであり、地震災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、地震発生後の情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

(2) 区災害警戒本部

区災害警戒本部は、区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、地震災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

4 災害対策本部

(1) 市災害対策本部

市災害対策本部は市長を本部長とし、市長事務局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、地震災害に対処するために設置し、人命救助その他の震災応急活動を行う。

(2) 区災害対策本部

区災害対策本部は、区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、地震災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

第2 注意体制

《危機管理室災害対策課》

1 設置及び廃止

(1) 設置

危機管理室災害対策課長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市及び区に注意体制を実施する。

危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置したときは、直ちに危機管理室長及び危機管理課長へ報告する。

(2) 設置基準

設置基準	ア <u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</u> イ <u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> ウ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② イについては、南海トラフ沿いで発生した地震（一部割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり（ゆっくりすべりケース）の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③ 南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間を経過した後、さらに1週間（336時間経過した以降の正時までの期間）は、注意体制を基本とする。

(3) 体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 上記(ア)の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

(4) 廃止

危機管理室災害対策課長は、情報収集等の必要がないと認められるときは、注意体制を廃止する。

廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

2 任務

気象情報等を入手し、必要に応じ関係職員に伝達する。

第3 警戒体制

《危機管理室災害対策課》

1 設置及び廃止

(1) 設置

危機管理室長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市及び区に警戒体制を設置する。

危機管理室長は、警戒体制を設置したときは、直ちにその旨を危機管理担当局長に報告する。

(2) 設置基準

設置基準	ア <u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。</u> イ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② アについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。

※大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の3通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。

(3) 体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 上記(ア)の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

(4) 廃止

危機管理室長は、情報収集等の必要がないと認められるときは、警戒体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

2 任務

(1) 気象情報等を入手し、必要に応じ関係職員に伝達する。

(2) 災害警戒本部へ移行するための準備を行う。

(3) 必要な気象情報を発信する。

第4 災害警戒本部

《危機管理室危機管理課》

1 設置及び廃止

(1) 設置

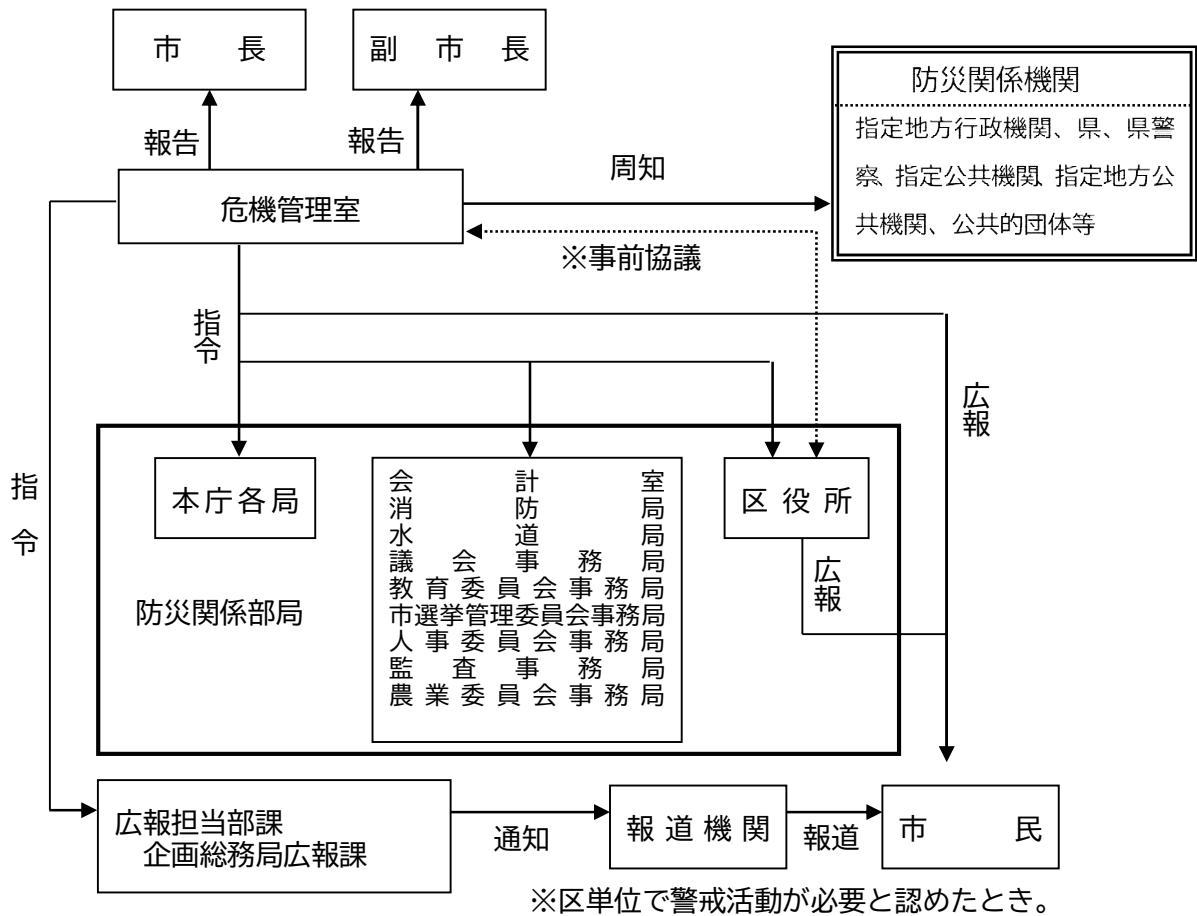
危機管理担当局長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市災害警戒本部及び必要と認める区に区災害警戒本部を設置する。なお、危機管理担当局長に事故があるときは、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。

危機管理担当局長は、災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災関係機関・部局に周知し、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

(2) 設置基準

設置基準	ア <u>市域で震度4の地震を観測したとき。</u> イ <u>気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（西区及び佐伯区）。</u> ウ 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。 また、体制については、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。

災害警戒本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



(3) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(7) 危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(1) 前記(7)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害警戒本部及び区災害警戒本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(7) メール、電話、防災行政無線、携帯電話の活用

(1) 庁用自動車等の利用

(9) 必要に応じて、危機管理室からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(4) 廃止

危機管理担当局長は、市域において地震災害が発生するおそれが消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときは、自動的に廃止する。

(5) 市長等への報告

危機管理担当局長は、災害対応の円滑かつ総合的な実施を図るため、災害警戒本部設置後は、気象状況や被害状況等について、適時、市長及び副市長へ報告する。

また、区長は必要に応じ、被害状況や避難状況等について、市長及び副市長へ報告する。

2 任務

(1) 情報の収集等

市・区災害警戒本部は、地震による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

各区及び各消防署は危険箇所の巡視を行った場合、巡視結果を区災害警戒本部へ遅滞なく報告する。また、区災害警戒本部は報告された巡視結果を市災害警戒本部へ遅滞なく報告する。

(2) 避難情報の発信

区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報等を発信・発令する。

(3) 避難場所の開設

区災害警戒本部は、避難情報の種別、被害の程度等に応じ、避難場所を開設する。

(4) 区災害警戒本部と消防署の連携

消防署長は、区災害警戒本部との連携を図るため、副署長（又は予防課長）を区災害警戒本部に配置し、区と消防署が連携して警戒活動に当たる。

3 組織の構成及び分掌事務

(1) 本部長及び副本部長

ア 市災害警戒本部

(7) 本部長は危機管理担当局長とし、市災害警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督する。

(1) 副本部長は危機管理室長とし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ 区災害警戒本部

(7) 区本部長は区長とし、区災害警戒本部の事務を統括し区災害対策本部の職員を指揮監督するとともに、市災害警戒本部長の命を受けて必要な措置を講じる。

(1) 区副本部長は、副区長又はあらかじめ区長が指名する者とし、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(2) 本部の庶務

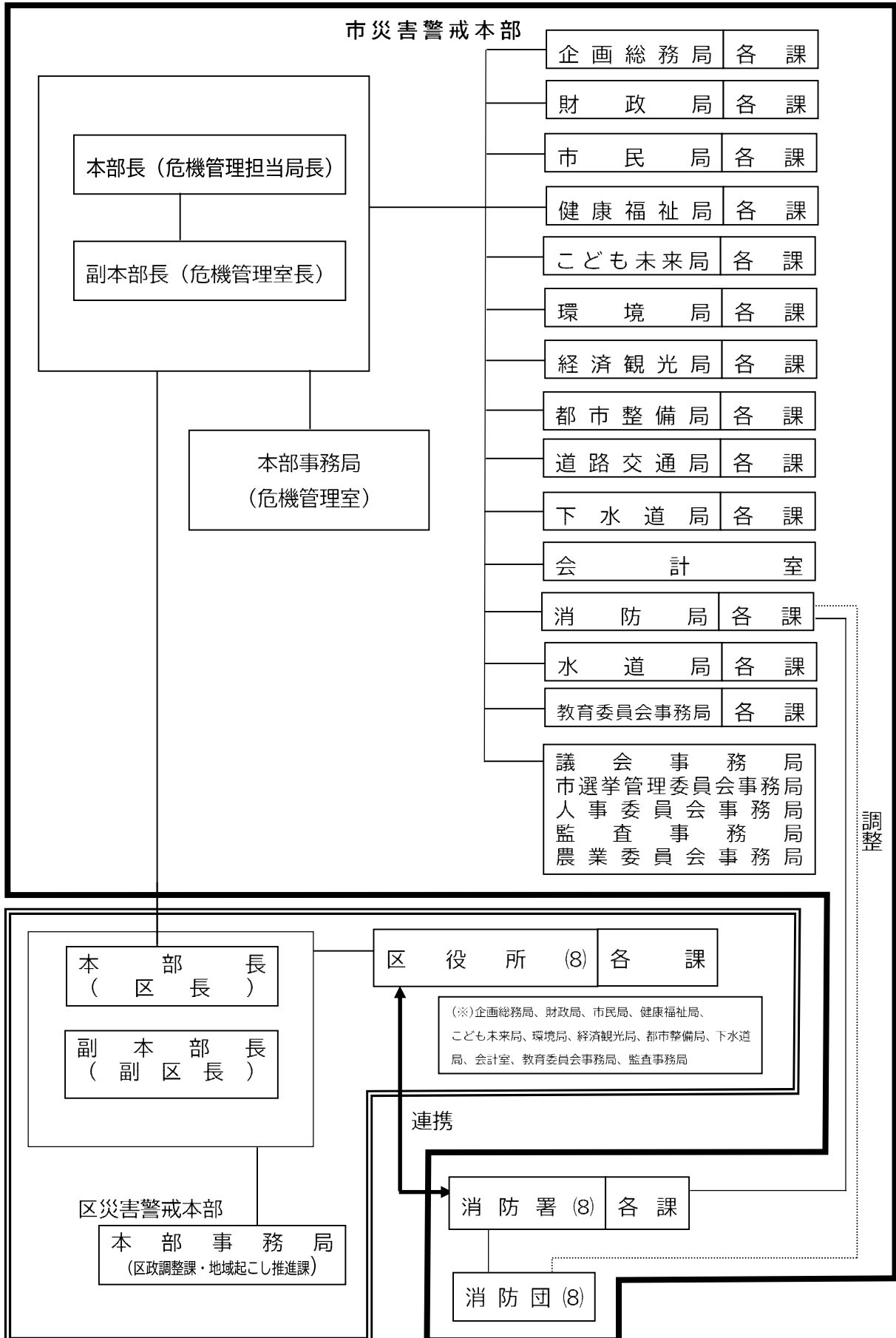
ア 市災害警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課が担当する。

イ 区災害警戒本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。

(3) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

災害警戒本部の組織



(注) 主として指定緊急避難場所等の開設を行う。

(4) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

局・区等	分掌事務
危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部の統括に関する事。 2 被害情報・気象情報の収集及び伝達に関する事。 3 関係機関への通報及び連絡に関する事。 4 雨量・水位・潮位の観測に関する事。 5 災害対策本部の設置準備に関する事。 6 他の部課等の所管に属さない事。
企画総務局 財政政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 道路交通局 下水道局 会計室 水道局 教育委員会事務局 議会事務局 市選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。 4 災害応急対策活動に関する事。 5 区災害警戒本部の業務（主として指定緊急避難場所の開設等）に関する事（企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、下水道局、会計室、教育委員会事務局、監査事務局）。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び伝達に関する事。 3 災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。 4 災害応急対策活動に関する事。 5 警戒巡視・広報活動に関する事。 6 消防団の運用調整の準備に関する事。
各区	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集及び応急対策に関する事。 2 被害情報・気象情報の受信及び連絡に関する事。 3 警戒巡視・広報活動に関する事。 4 高齢者等避難等に関する事。 5 指定緊急避難場所の開設等に関する事。 6 区災害対策本部の設置準備に関する事。 7 区災害対策本部体制時における諸活動の準備に関する事。

第5 災害対策本部

《危機管理室危機管理課》

1 設置及び廃止

(1) 設置

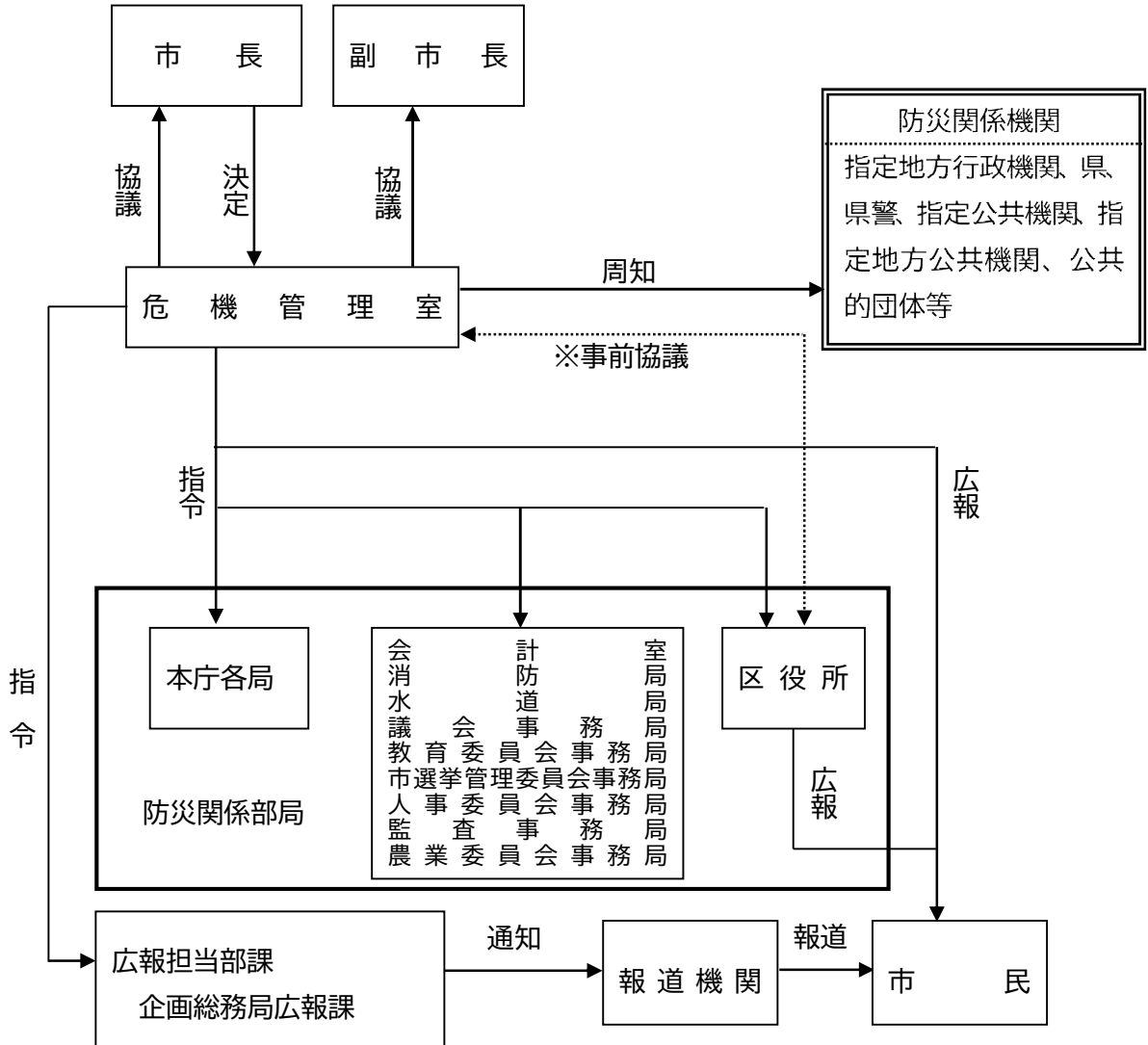
市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の(2)に定める設置基準に基づき、災害対策基本法の規定により災害対策本部を設置する。なお、市長に事故があるときは、副市長、危機管理担当局長、危機管理室長、危機管理室参与、危機管理課長の順に設置を命令する。

市長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災関係機関・部局に周知するとともに、報道機関や防災行政無線等を通じて市民に公表する。

本部長（市長）は、必要に応じて副本部長を現地災害対策本部長とする現地災害対策本部を置くことができるものとし、現地災害対策本部に係る必要な事項については、その都度本部長（市長）が定める。

また、政府現地対策本部（非常災害対策本部等）や県の災害対策本部が設置された場合、災害の規模等必要に応じて国・県・市合同の災害対策本部員会議を開催するなど、連携して災害応急対策を行う。

災害対策本部の設置（又は廃止）の手続き及び連絡系統



※区単位で警戒活動が必要と認められたとき。

(2) 設置基準

設置基準	<p>ア <u>市域で震度 5 弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>イ <u>市域で長周期地震動階級 3 の地震を観測したとき。</u></p> <p>ウ <u>広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。</u></p>
全員体制	<p>エ <u>市域で震度 6 弱以上の地震を観測したとき。</u></p> <p>オ <u>市域で長周期地震動階級 4 の地震を観測したとき。</u></p> <p>カ <u>広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。</u></p> <p>キ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p>
摘要	<p>① 下線部は、自動設置とする。</p> <p>② 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。</p> <p>③ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。また、体制については、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。</p>

(3) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎（災害対策本部専用室）に設置する。

なお、災害により災害対策本部機能の喪失又は低下が生じた場合にあっては、安佐南消防署に代替の災害対策本部を設置する。ただし、被災の状況によって、その他の施設に設置する。

(4) 体制の伝達（自動発令の場合を除く。）

ア 勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区へ連絡する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 危機管理室は、体制設置の内容等を各局等及び各区の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ) 前記(ア)の連絡を受けた者は、この計画に定める市災害対策本部及び区災害対策本部の分掌事務に従い、その旨を関係課のあらかじめ定める者に連絡する。

ウ 連絡の方法は次のいずれかによる。

(ア) メール、電話、携帯電話、防災行政無線の活用

(イ) 庁用自動車等の利用

(ウ) 必要に応じて、危機管理室又は広報課からラジオ・テレビ等の報道機関・施設に依頼して必要事項を伝達する方法

(5) 廃止

市長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。災害対策本部の廃止に係る手続きは、設置した場合と同様とする。

2 任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、関係指定地方行政機関等と連携し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

3 組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和 38 年広島市条例第 6 号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 本部の組織及び指揮の大要

ア 本部の組織及び指揮の大要は、表 3-2-1 のとおりとする。

イ 各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表 3-2-2 のとおりとする。

(2) 本部長及び副本部長

ア 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

イ 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- ウ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- エ 本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。
 - (ア) 危機管理室担任副市長をもって充てる副本部長
 - (イ) その他の副市長をもって充てる副本部長
- (3) 本部員
 - ア 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
 - イ 本部員は、広島市事務分掌条例（昭和 50 年広島市条例第 81 号）第 1 条に規定する局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び危機管理担当局長並びに都市整備局指導担当局長をもって充てる。
 - ウ 本部長は、前記イに掲げる者のほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。
 - エ 本部員は、自己に事故がある場合において、その職務を代理する者をあらかじめ指定しておくものとする。
- (4) 本部員会議
 - ア 本部に本部員会議を置く。
 - イ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、関係機関への応援依頼の決定その他災害対策活動に係る基本的事項について協議する。
なお、本部員会議で協議すべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - (ア) 体制に関すること。
 - (イ) 避難指示に関すること。
 - (ウ) 職員の応援に関すること。
 - (エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。
 - (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
 - (カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。
 - (キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
 - (ク) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
 - (ケ) 応急公用負担に関すること。
 - (コ) 被災市民等に対する支援策に関すること。
 - (サ) 義援金及び救援物資の募集及び配分に関すること。
 - (シ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。
 - (ス) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
 - (セ) その他各局等又は区災害対策本部の長から特に申し出のあった事項に関すること。
 - ウ 本部長は、災害対策本部設置後に速やかに本部員等を招集するとともに、必要に応じて本部員会議を開催する。
 - エ 本部員会議の庶務は、危機管理室危機管理課が担当する。
- (5) 区本部
 - ア 本部長は、災害の規模、被害の程度等により総合的な応急対策を必要と認める区に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
 - イ 区本部は、区役所に設置する。
 - ウ 区本部に、区本部長、区副本部長その他の職員を置く。
 - エ 区本部長は区長、区副本部長は副区長及び区役所の部長をもって充てる。
 - オ 区本部長は、区本部を統轄し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、本部長の命を受けて必要な措置をとるものとする。
 - カ 区副本部長は区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときはその職務を代理する。
この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおりとする。
 - (ア) 副区長をもって充てる区副本部長

- (イ) 建設部長又は農林建設部長をもって充てる区副本部長
- (ロ) 厚生部長をもって充てる区副本部長
- キ 区本部長は、災害応急対策に当たっては、消防署、警察署その他公共的団体等と常に密接な連絡を保ち、相互の協力を図る。
- ク 区本部の庶務は、区政調整課・地域起こし推進課が担当する。
- (6) 細部計画
各局等及び区本部の長は、その所管事務の実施について必要な細部計画を定めておくものとする。
- (7) 本部事務局の任務分担・担当部局及び情報連絡員
 - ア 災害対策本部を円滑に運営するため、表3-2-3のとおり、本部事務局要員の任務分担及び担当部局を定める。
 - イ 本部長は、必要に応じて、災害対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）を指定し、事務局に招集する。当該専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行う。
 - ウ 災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、表3-2-4のとおり、本部等に情報連絡員を置く。
 - エ 情報の連絡系統は、概ね図3-2-1のとおりとする。
- (8) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め
本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、災害対策本部への職員派遣その他の必要な協力を求める。
- (9) 本部の表示
本部及び区本部を設置したときは、その庁舎の玄関に本部標識板又は区本部標識板を掲出する。

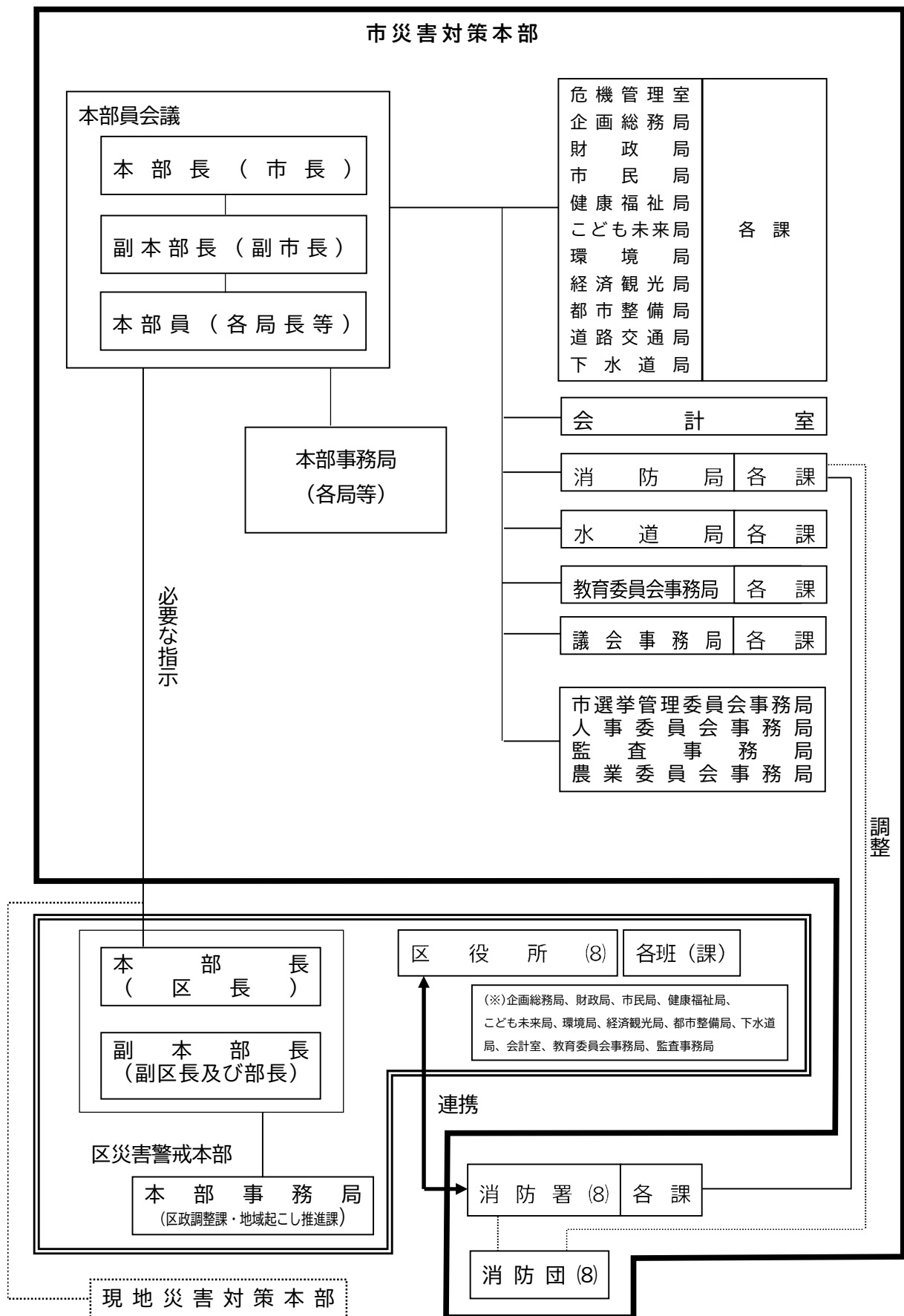
4 平常業務の取扱い

- (1) 職員全員を動員する場合は、原則として必要最小限度の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで平常業務を停止する。ただし、災害の状況により各局等又は区本部の長が可能と認める場合は、この限りではない。
- (2) 災害時においても継続すべき必要最小限度の市民サービス業務について、各局等又は区本部の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

第6 災害対策本部設置前及び廃止後の対応

- 1 各局等及び区は、災害対策本部の分掌事務が災害発生時に迅速かつ円滑に行うことができるよう、災害対策本部設置前においても情報収集、連絡体制の確保等に努める。
- 2 各局等及び区は、必要に応じ、災害対策本部設置前及び廃止後も、災害対策本部の分掌事務に準じ、災害応急対策に従事するものとする。

表3-2-1 災害対策本部の組織及び指揮の概要



(注) 主として避難収容班を担当する。

表3-2-2

(1) 災害対策本部事務局の分掌事務

班 名		要 員	分 掌 事 務
総 務 班		危機管理室職員 企画総務局職員 経済観光局職員 会計室職員 消防局職員	〔庶務担当〕 1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 災害関係部局の全ての職員の参集状況の集計に関する事。 3 防災行政無線の放送支援に関する事。 〔広報担当〕 4 災害諸情報の広報に関する事。 5 報道機関による避難広報に関する事。 6 報道機関への放送の要請に関する事。
統制・検討班		危機管理室職員 市民局職員 消防局職員 専門職員（必要に応じて） 〔災害状況に応じて関係局等を要員に加える。〕	〔統制担当〕 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部長指示及び伝達に関する事。 3 災害対策活動の総合調整に関する事。 〔検討担当〕 4 災害に関する諸情報の分析及び災害対策活動の検討に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 他の公共団体等への応援要請に関する事。
情報班	集計担当	危機管理室職員 財政局職員 市民局職員 健康福祉局職員 消防局職員	1 被害状況の収集及び集計に関する事。 2 避難状況の集計に関する事。
	各局担当	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員	3 各局・区からの被害状況及び避難状況の受信に関する事。 4 災害対策本部からの連絡事項の伝達に関する事。
	各区担当	危機管理室職員 企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局及び都市整備局の係長相当職以上の職員	
監 視 班		危機管理室職員	1 気象情報、水防情報の収集及び記録に関する事。 2 防災行政無線の運用に関する事。

<p>受 援 班</p>	<p>危機管理室職員 (物的受援時には健康福祉局職員を加える。)</p>	<p>応援を受けることを決定した場合に設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人的受援の総括に関する事 2 人的受援(一部の技術系・技能系職等の人的応援枠組を除く)に関する総務省及び他自治体等との連絡調整に関する事 3 物的受援に関する他自治体等との連絡調整に関する事 4 物的受援のための救援物資補給輸送拠点(2次拠点)の設置・運営の指揮・監督に関する事(救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合に限る)
--------------	--	---

(注) 危機管理担当局長は、災害の種別や規模、被害の程度により、班編成及び分掌事務を変更することができるものとする。

(資料編) 2-13-1 広島市受援計画

参考1 広島市防災会議条例

参考2 広島市防災会議運営規程

参考3 広島市災害対策本部条例

参考4 広島市災害対策本部運営要綱

(2) 災害対策本部の分掌事務

凡例 ●～防災上主要な部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等	分掌事務	
企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局		1 区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関するものを除く。）の事務に関する事（区災害対策本部を構成する者に限る。）	
危機管理室	●危機管理課 ●災害予防課 ●災害対策課	1 災害対策本部事務局の総括及び調整に関する事 2 災害救助法に基づく救助活動の事務処理の総括に関する事 3 避難行動要支援者の安否確認等の総括に関する事 4 その他特命事項に関する事	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 義援金の受入決定、受付及び保管に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 所管施設の防護に関する事 6 局の庶務に関する事 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 8 市有車両の配車調整に関する事 9 その他特命事項に関する事	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	
	■区政課	1 被災地域における住民情報に関する事	
	法務課	1 他課の応援に関する事	
	総合調整課	1 他課の応援に関する事	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る）の配車に関する事	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事 2 報道機関への情報提供に関する事 3 被災者支援制度等の広報に関する事	
	■市民相談センター	1 市民からの苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事	
	政策企画部	政策企画課	1 義援金の配分計画及び配分に関する事 2 他課の応援に関する事
		広域都市圏推進課	1 他課の応援に関する事
	地域活性化調整部	地域活性推進課	1 他課の応援に関する事
		コミュニティ再生課	1 他課の応援に関する事
	行政経営部	行政経営課	1 他課の応援に関する事
		■情報政策課 ■情報システム課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関する事
	人事部	■人事課	1 職員の局・区等間の応援調整に関する事
		■給与課	1 職員の給与に関する事 2 他課の応援に関する事
		■福利課	1 災害対策本部要員の食糧に関する事 2 災害対応に従事する職員の健康管理に関する事 3 他課の応援に関する事
		研修センター	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事

局等	部課等	分掌事務	
財政局	●財政課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 災害関係の予算及び資金に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 局の庶務に関する事 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 7 他課の応援に関する事	
	■管財課	1 市有財産（普通財産）の防護に関する事 2 市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事	
	契約部	■物品契約課	1 災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関する事
		■工事契約課	1 災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関する事
	税務部	税制課 市民税課	1 他課の応援に関する事
		■固定資産税課	1 罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査の総括に関する事
		■各市税事務所	1 区災害対策本部の避難収容班（罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関する事に限る。）の事務に関する事（区災害対策本部を構成する者に限る。）。 2 他課の応援に関する事
収納対策部	徴収企画課 徴収第一課 徴収第二課 徴収第三課 徴収第四課 特別滞納整理課	1 他課の応援に関する事	
市民局	●市民活動推進課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 局の庶務に関する事 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 7 災害ボランティアへの情報提供に関する事 8 市災害ボランティア本部との連絡調整に関する事 9 所管施設の防護に関する事 10 他課の応援に関する事	
	■生涯学習課	1 所管施設の防護に関する事 2 各種社会教育関係団体の支援に関する事	
	■市民安全推進課	1 他課の応援に関する事	
	■消費生活センター	1 生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関する事 2 消費生活に関する苦情・相談処理に関する事	
	文化スポーツ部	■文化振興課	1 所管施設の防護に関する事 2 文化財の保護及び災害応急対策に関する事
		■スポーツ振興課	1 所管施設の防護に関する事
	国際平和推進部	平和推進課	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事
		国際化推進課	1 海外からの支援に関する事 2 所管施設の防護に関する事 3 広島市災害多言語支援センターに関する事
	人権啓発部	人権啓発課	1 所管施設の防護に関する事 2 性的マイノリティの視点を取り入れた避難所の相談・指導に関する事
		地域交流センター	1 所管施設の防護に関する事
		■男女共同参画課	1 所管施設の防護に関する事 2 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の相談・指導に関する事

局等	部課等	分掌事務	
健康福祉局	●健康福祉企画課	1 局内の要員に係る調整に関すること 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4 局に属する職員の招集に関すること 5 他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関すること 6 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7 福祉避難所についての連絡調整に関すること 8 避難所における被災者支援の総括に関すること 9 被災者生活再建支援法に関すること 10 被災者支援の取りまとめに関すること 11 局の庶務に関すること 12 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること	
	■地域共生社会推進課	1 日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2 所管施設の防護、応急対策に関すること 3 救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4 他課の応援に関すること	
	監査指導課	1 他課の応援に関すること	
	保護自立支援課	1 所管施設の防護、応急対策に関すること 2 他課の応援に関すること	
	高齢福祉部	■高齢福祉課 ■地域包括ケア推進課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
		介護保険課	1 他課の応援に関すること
	障害福祉部	■障害福祉課 ■障害自立支援課 ■精神保健福祉課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
		身体障害者更生相談所	1 他課の応援に関すること
		知的障害者更生相談所	1 他課の応援に関すること
	精神保健福祉センター	■相談課 ■デイ・ケア課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 他課の応援に関すること
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
	保健部	■医療政策課 ■健康推進課 ■食品保健課 ■食品指導課 ■環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関すること 2 医療救護に関すること 3 医薬品等の調達に関すること 4 被災地の保健衛生に関すること 5 環境衛生及び食品衛生の指導に関すること 6 遺体の検案・火葬に関すること 7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関すること 8 所管施設の防護に関すること
		保険年金課	1 他課の応援に関すること。
		■食肉衛生検査所	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
		■動物愛護センター	1 特定動物の監視に関すること 2 愛護動物の保護管理に関すること 3 所管施設の防護に関すること
	衛生研究所	■生活科学部 ■生物科学部 ■環境科学部	1 衛生試験検査に関すること 2 所管施設の防護に関すること
看護専門学校	■総務課 ■教務課	1 被災者の医療救護の応援に関すること 2 所管施設の防護に関すること	

局等	部課等	分掌事務	
こども未来局	●こども未来調整課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局に属する職員の招集に関する事 5 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 6 局の庶務に関する事	
	■幼保企画課 保育園 認定こども園 ■幼保給付課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事 2 所管施設被災児童の保護に関する事 3 要配慮者対策に関する事	
	■放課後対策課	1 所管施設の防護に関する事	
	■こども青少年支援部	1 所管施設の防護・応急対策に関する事 2 所管施設被災児童等の保護に関する事 3 要配慮者対策に関する事 4 被災した青少年の総合相談等に関する事	
	児童相談所	1 所管施設の防護・応急対策に関する事 2 所管施設被災児等の保護に関する事 3 要配慮者対策に関する事	
環境局	●環境政策課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 災害時の清掃事務の連絡調整に関する事 4 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 5 局に属する職員の招集に関する事 6 局の庶務に関する事 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事	
	温暖化対策課	1 他課の応援に関する事	
	●環境保全課	1 災害による環境汚染の情報収集・調査に関する事 2 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関する事	
	施設部	■施設課	1 関係施設の連絡調整に関する事 2 施設の防護及び復旧に関する事
		■埋立地整備管理課	1 施設の防護及び復旧に関する事
		■玖谷埋立地管理事務所	2 ごみの埋立処分に関する事
		■工務課	1 関係施設の防護及び復旧に関する事
	業務部	■各工場	1 ごみの焼却処分に関する事 2 ごみの破碎処分に関する事（安佐南工場に限る） 3 施設の防護及び復旧に関する事
		■業務第一課	1 清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関する事 2 ごみの収集等に関する広報の総括に関する事 3 災害時のごみ処理計画に関する事 4 災害時のごみの処理作業の指導に関する事 5 ごみの収集車両の配車に関する事 6 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
		■業務第二課	1 災害時のし尿処理計画に関する事 2 災害時のし尿処理作業の指導に関する事 3 し尿収集車両の配車に関する事 4 仮設トイレの設置に関する事（マンホールトイレシステムを除く） 5 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
■産業廃棄物指導課		1 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関する事	
■各環境事業所		1 管内のごみの収集運搬に関する事 2 管内のごみの処理作業の指導に関する事 3 管内のごみの収集等に関する広報に関する事	
経済観光局	●経済企画課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の調達の総括に関する事 5 救援物資の受入・供給に関する事 6 所管施設の防護に関する事 7 局に属する職員の招集に関する事 8 局の庶務に関する事 9 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事	
	計量検査所	1 所管施設の防護に関する事 2 他課の応援に関する事	

局等	部課等	分掌事務	
経済観光局	ひろしまプロモーションセンター	1 国・関係機関との連絡調整に関すること。	
	競輪事務局	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること	
	雇用推進課	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること	
	産業振興部	商業振興課	1 被服、寝具その他生活必需品の調達に関すること 2 所管施設の防護に関すること 3 他課の応援に関すること
		ものづくり支援課	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること
		産業立地推進課	1 他課の応援に関すること
	観光政策部	1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること	
	農林水産部	■農政課	1 主食品（米・パン等）の調達及び取扱機関との連絡に関すること 2 農畜産物、農畜産施設等の被害状況の調査確認に関すること 3 農畜産施設等の災害復旧に関すること 4 所管施設の防護に関すること
		■農林整備課	1 農地及び農業用施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 林業用施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3 林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること 4 市有林の防護に関すること 5 所管施設の防護に関すること
		■水産課	1 水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること 2 水産施設等の災害復旧に関すること 3 所管施設の防護に関すること
	中央卸売市場	■中央市場	1 災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関すること 2 所管施設の防護に関すること 3 生鮮食料品の調達に関すること
		■東部市場	1 所管施設の防護に関すること 2 生鮮食料品の調達に関すること
		■食肉市場	1 所管施設の防護に関すること 2 食肉の調達に関すること
	都市整備局	●都市整備調整課	1 局内の要員に係る調整に関すること 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5 所管市有地の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 7 局に属する職員の招集に関すること 8 局の庶務に関すること 9 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
技術管理課		1 他課の応援に関すること	
都市計画課		1 他課の応援に関すること	
●みなと振興課		1 市営さん橋等施設の防護、被害調査及び災害復旧に関すること 2 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3 港湾関係機関との連絡調整に関すること	
■都市機能調整部		1 所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2 所管施設の防護に関すること 3 所管施設に関する応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 4 所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること 5 他課の応援に関すること	
■青崎地区区画整理事務所		1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること	
■西広島駅北口地区区画整理事務所		1 所管施設の防護に関すること 2 他課の応援に関すること	

都市整備局	■西風新都整備部		1 所管市有地等の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関する事
	緑化推進部	●緑政課	1 公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関する事
		●公園整備課	2 工事関係者への協力依頼に関する事
	■スタジオム建設部		1 計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関する事
			2 所管施設の防護に関する事
			3 他課の応援に関する事
	指導部	■建築指導課	1 被災建築物（民間建築物に限る）の応急危険度判定（地震災害時に限る）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関する事
			2 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事
			3 被災した住宅の応急修理に関する事
			1 造成地及び人工崖等の防災指導に関する事
		2 被災宅地の応急危険度判定に関する事	
営繕部	■営繕課		1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関する事
			2 被災市有建築物（市営住宅を除く）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関する事（地震災害時に限る）
			3 応急仮設住宅の建設に関する事
			4 工事関係者への協力依頼に関する事
		1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関する事	
		2 応急仮設住宅の建設に関する事	
		3 工事関係者への協力依頼に関する事	
住宅部	■住宅政策課		1 市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関する事
	■住宅整備課		2 被災した市営住宅の応急危険度判定に関する事（地震災害時に限る）
		3 工事関係者への協力依頼に関する事	
道路交通局	●道路交通企画課		1 局内の要員に係る調整に関する事
			2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事
			3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事
			4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事
			5 局に属する職員の招集に関する事
			6 局の庶務に関する事
			7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事
	自転車都市づくり推進課		1 所管施設の防護に関する事
			2 他課の応援に関する事
	●道路管理課		1 道路の通行規制に関する事
			2 道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関する事
			3 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事
			4 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事
		5 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事	
		6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事	
		7 民間車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関する事	
■用地部		1 事業用代替地の防護に関する事	
		2 他課の応援に関する事	
道路部	●道路計画課		1 道路の通行規制に関する事
	●道路課		2 道路啓開等の応急復旧の総括に関する事
		●街路課	3 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事
		4 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事	
		5 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事	
		6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事	
●公共交通政策部		1 アストラムラインの高架部・地下部施設の被害状況の確認等に係る広島高速交通株式会社との連絡調整に関する事	
		2 広島ヘリポートの防護に関する事	
		3 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関する事	
●交通施設整備部		1 アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関する事	
		2 パスターミナルの防護に関する事	
		3 工事等関係者への協力依頼に関する事	
●東部地区連続立体交差整備事務所		1 東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関する事	
		2 工事等関係者への協力依頼に関する事	

局等	部課等	分掌事務	
下水道局	●経営企画課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事 5 局に属する職員の招集に関する事 6 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 7 災害関係の予算及び資金に関する事 8 緊急を要する他の課への応援に関する事 9 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事 10 局の庶務に関する事 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事	
	●河川防災課	1 河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事 3 土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関する事	
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	
		1 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事 2 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 3 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事 4 所管の樋門の操作に関する事 5 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事 6 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事 7 緊急を要する他の課への応援に関する事 8 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関する事	
	施設部	●計画調整課	1 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事 2 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 3 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事 4 緊急を要する他の課への応援に関する事 5 他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関する事 6 下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関する事
		●管路課 ●施設課	1 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所 の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまと め及び報告に関する事 3 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事 4 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事 5 緊急を要する他の課への応援に関する事 6 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体 への支援要請に関する事
	●会計室		1 災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く）に関する事 2 室の職員の招集に関する事 3 災害対策本部事務局への室内の要員の派遣に関する事

局等	部課等	分掌事務	
消防局	●総務課	1 局の総合調整に関すること 2 消防局の予算及び資金の処置に関すること 3 局の庶務に関すること 4 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること 5 その他特命事項に関すること	
	●消防団室	1 消防団事務局の総括に関すること	
	●職員課	1 特命事項に関すること	
	●施設課	1 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関すること 2 所管財産の被害状況の取りまとめに関すること 3 所管財産の復旧作業計画の総括に関すること 4 その他特命事項に関すること	
	警防部	●警防課	1 警防部の総括・調整に関すること 2 消防部隊（救急隊を除く）の運用調整の統括に関すること 3 現地情報の収集・伝達に関すること 4 有線・無線による情報の収集及び伝達に関すること 5 消防部隊の指令管制に関すること 6 その他特命事項に関すること
		●救急課	1 救急隊の運用調整に関すること 2 現地情報の収集・伝達に関すること 3 その他特命事項に関すること
	予防部	●予防課	1 予防部の総括・調整に関すること 2 その他特命事項に関すること
		●指導課	1 特命事項に関すること
	●各消防署	1 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関すること 2 区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関すること 3 水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関すること 4 管内の警戒巡視及び広報等に関すること 5 被害状況の調査及び集計に関すること 6 被害状況の広報及び記録に関すること 7 り災証明（火災に限る）の資料収集に関すること 8 応急措置の実施等災害現場活動に関すること 9 所掌に係る応急資機材の管理に関すること 10 応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること 11 避難指示等又は誘導に関すること 12 署の庶務に関すること 13 その他特命事項に関すること	
	●消防団事務局	1 消防団の運用調整に関すること 2 団員の招集に関すること 3 団員の出務報酬に関すること 4 その他特命事項に関すること	
	●各分団	1 管内の警戒巡視に関すること 2 応急措置の実施等災害現場活動に関すること 3 応急資機材及び人員の緊急輸送に関すること 4 災害広報及び避難誘導に関すること 5 団員の招集・出動指令等に関すること 6 その他特命事項に関すること	

局等	部課等	分掌事務	
水道局	●企画総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事 2 危機管理情報及び指令の局内の伝達に関する事 3 施設の被害状況の取りまとめに関する事 4 気象状況等の情報収集及び提供に関する事 5 各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関する事 6 他部局及び他都市への協力要請に関する事 7 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 8 報道機関への対応に関する事 9 局に属する職員の招集に関する事 10 局の庶務に関する事 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事 12 広島市水道局退職者災害時支援協力員の参集に関する事	
	■財務課	1 資機材及び車両・船舶の調達に関する事 2 事故対応用前渡資金の支出に関する事 3 職員の食糧の調達及び輸送に関する事 4 職員の寝具等の調達に関する事	
	■人事課	1 職員の勤務状況の把握に関する事 2 他課の応援をする職員の動員及び配置計画の作成に関する事	
	営業部	■営業課	1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 2 応急給水の連絡調整に関する事 3 部内の連絡調整に関する事 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関する事
		■業務管理課 ■各営業所	1 住民からの問い合わせに関する事 2 応急給水の実施に関する事 3 区災害対策本部との連絡調整に関する事
	技術部	■調整課	1 部所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事 3 部内の連絡調整に関する事 4 復旧作業計画の調整に関する事
		■計画課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事 3 復旧作業計画の作成及び実施に関する事
		■技術管理課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
		■設備課	1 浄水場所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 資機材及び車両の配備に関する事 3 浄水場の連絡調整に関する事 4 水運用計画の調整に関する事 5 停電時の中国電力ネットワーク(株)等との連絡調整及び協力依頼に関する事 6 復旧作業計画の作成及び実施に関する事
		■水質管理課	1 水質の監視・検査に関する事 2 水質汚染の拡大防止に関する事
		■維持課	1 管理事務所所管施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 資機材及び車両の配備に関する事 3 管理事務所の連絡調整に関する事 4 応急給水の総括に関する事 5 水運用計画の調整に関する事 6 広島市指定上下水道工事業協同組合への協力要請に関する事 7 復旧作業計画の作成及び実施に関する事
		■給水課 ■施設課 ■管路設計課 ■管路工事課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事 2 施設の応急復旧の実施に関する事
		■各浄水場	1 所管施設の被害状況の確認及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 水質汚染の拡大防止に関する事 4 水運用の計画作成及び実施に関する事

局等	部課等		分掌事務	
水道局	技術部	■各管理事務所	1 所管施設の被害状況の確認及び報告に関する事 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事 3 区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 4 応急給水の計画立案に関する事 5 給水装置の応急修理に関する事 6 故障メーターの取替に関する事 7 災害区域内の住民に対する広報に関する事 8 住民からの問い合わせに関する事 9 水運用の計画作成及び実施に関する事 10 広島市水道局退職者災害時支援協力員の活動に関する事	
	各課共通		1 他課の応援に関する事	
教育委員会事務局	総務部	●総務課	1 事務局内の要員に係る調整に関する事 2 気象情報、災害情報及び指令の事務局内の伝達に関する事 3 事務局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事 4 事務局に属する職員の招集に関する事 5 事務局の庶務に関する事 6 災害対策本部事務局への事務局内の要員の派遣に関する事	
		■教育企画課	1 情報システム（他課等の所掌に属するものを除く）の整備及び管理運用に関する事 2 他課の応援に関する事	
		■教育給与課	1 教職員等の給与に関する事 2 他課の応援に関する事	
		■学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関する事 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事 3 被災した生徒の授業料等の減免に関する事 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事 5 二部授業の届出に関する事 6 学校物品の被災状況の調査に関する事	
		■施設課	1 学校施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関する事 2 学校施設の使用及び収容に関する事	
	学校教育部	■教職員課	1 被災後における部内の総合調整に関する事 2 教職員の防災体制計画に関する事	
		学校事務センター	1 所管施設の防護に関する事	
		■健康教育課	1 児童・生徒の避難指導に関する事 2 学校における保健衛生に関する事 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事 4 給食施設・設備の衛生管理に関する事 5 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事	
		■指導第一課	1 被災後における学校教育に係る調整に関する事 2 被災後における学校教育の指導計画に関する事	
		■指導第二課		
		■特別支援教育課 ■生徒指導課	1 被災後における学校教育の指導計画に関する事	
	教育機関			1 所管施設の防護に関する事
	議会事務局			1 事務局に属する職員の招集に関する事 2 事務局の庶務に関する事 3 災害に係る議会活動に関する事 4 他課の応援に関する事
市選挙管理委員会事務局				
人事委員会事務局			1 事務局に属する職員の招集に関する事	
監査事務局			2 事務局の庶務に関する事	
農業委員会事務局			3 他課の応援に関する事	

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部の総括に関する事 2 命令の伝達に関する事 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関する事 4 市本部要員の応援要請に関する事 5 区職員の動員、人員配置及び出動に関する事 6 各課への連絡及び調整に関する事 7 区に係る予算、経理及び出納に関する事 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事 9 罹災証明に関する事 10 情報の収集及び伝達に関する事 11 避難指示等に関する事 12 災害広報及び広聴に関する事 13 市民相談に関する事 14 通信施設機材の整備及び点検に関する事 15 地区災害協力団体との連絡に関する事 16 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事 17 被災建築物の応急危険度判定の実施の協力に関する事（地震災害時に限る。） 18 区の庶務に関する事 19 他課の所管に属さないこと
避難収容班	企画総務局 財政局 市民局 健康福祉局 こども未来局 環境局 経済観光局 都市整備局 下水道局 会計室 教育委員会事務局 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者に係る連絡及び調整に関する事 2 被災者の避難誘導及び収容に関する事
	財政局税務部 ■各市税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災建物台帳の作成及びこれに必要な建物の被害状況の調査に関する事
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> ■市民課 ■保険年金課 ■生活課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の収容及び火葬等対策に関する事 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事 3 被災者の救援及び救助に関する事 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事 5 食料の調達及び配給に関する事 6 炊出しに関する事 7 応急給水に関する事
	■地域支えあい課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事 3 医薬品等の調達に関する事 4 被災地の保健衛生に関する事
	■福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の安否確認及び援護等に関する事 2 福祉施設の被災状況に関する事 3 地域医療情報の伝達等に関する事
輸送班	■建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関する事 2 応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関する事 3 応急仮設住宅の入居に関する事 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事（地震災害時に限る。） 5 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事 6 被災した住宅の応急修理に関する事
調査・応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理課 ●農林課（設置区に限る） ●地域整備課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関する事 2 災害状況の記録及び写真撮影等に関する事 3 管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関する事 4 道路交通の規制、道路の啓開及び道路情報に関する事 5 災害現地における技術指導に関する事 6 応急措置及び応急復旧の実施に関する事 7 下水道施設の維持及び防護に関する事 8 下水道施設の浸水防止及び排水に関する事 9 樋門等の操作に関する事
摘要		各班の編成及び分掌事務については、区の実情に応じて区長が組み換えるものとする

表3-2-3 災害対策本部事務局の任務分担・担当部局

事務局担当任務		担 当 部 局 等
総務班(13)		危機管理室(5)、企画総務局(4)、経済観光局(1)、会計室(1) 消防局(2)
統制・検討班(10)		危機管理室(7)、市民局(1)、消防局(2) 専門職員(必要に応じた人数) ※災害の状況に応じて関係局等を担当に加える。
情報班 (37)	集計 (11)	危機管理室(4)、財政局(2)、市民局(2)、健康福祉局(1)、 消防局(2)
	各局 (14)	企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、こども未来局、環境 局、経済観光局、都市整備局、道路交通局、下水道局、消防局、水 道局及び教育委員会事務局の係長相当職以上の職員(企画総務局 にあっては2、その他の局にあっては各1)
	各区 (12)	危機管理室職員、企画総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環 境局、経済観光局、都市整備局の係長相当職以上の職員(都市整備 局にあっては2、その他の局にあっては各1)
監視班(8)		危機管理室(8)
受援班		危機管理室(1~3) 統制・検討班、各区連絡班の要員を配置換えする。 物的受援のみ1、人的受援のみ2、人的受援物的受援両方3 健康福祉局(1) 物的受援を行う場合に限る。 (救援物資補給輸送拠点(2次拠点)を設置する場合、救援物 資補給輸送拠点運営本部長・副本部長要員として、経済観光局 (1)、道路交通局(1))

(注) 1 () 内は派遣人数を示す。

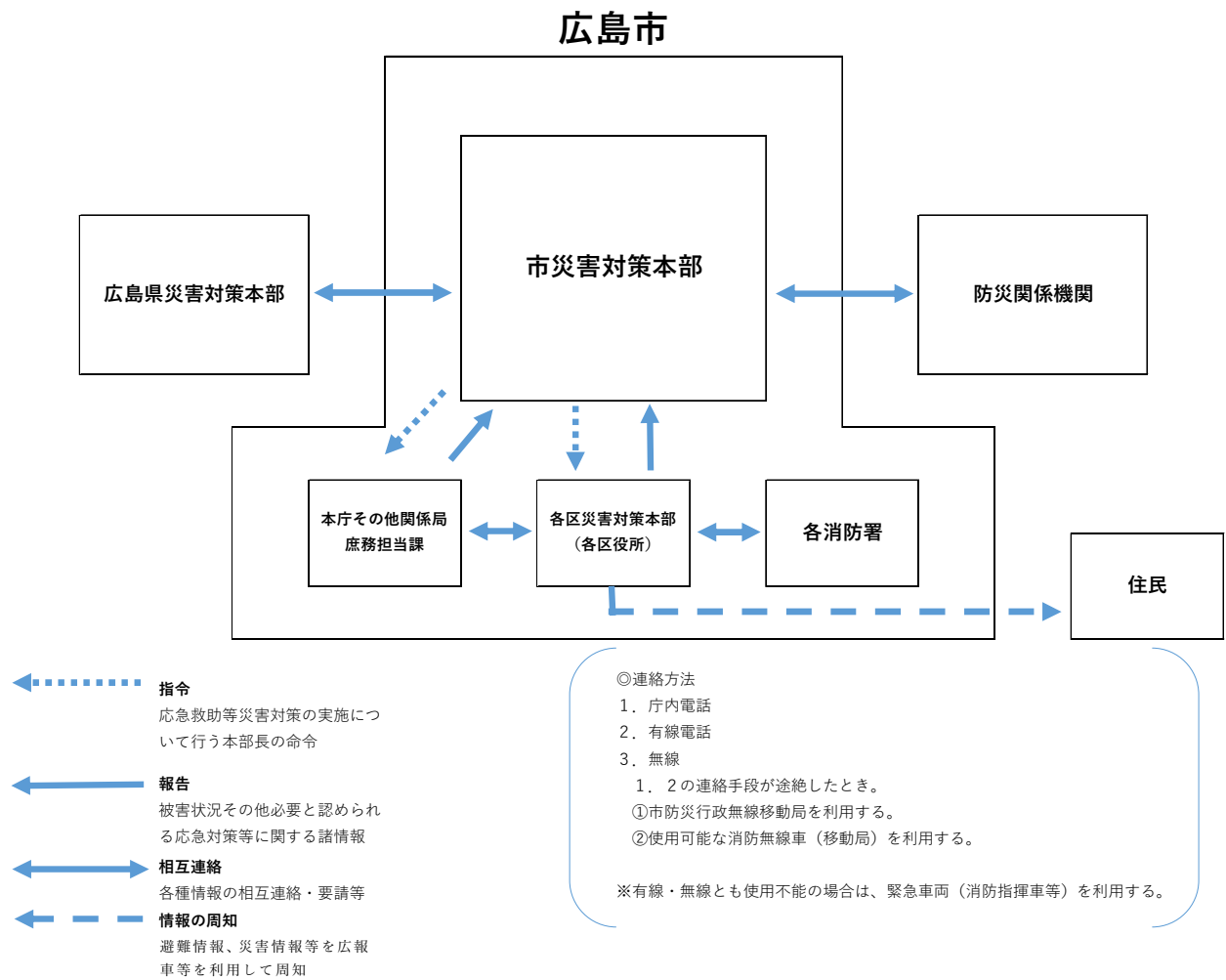
2 担当任務で人員が不足する場合は、総務班と協議・調整する。

表3-2-4 情報連絡員となるべき者の職等、所掌事務及び配置場所

情報連絡員となるべき者の職等		所 掌 事 務	配置場所
局 等	職		
広島市事務分掌条例 (昭和50年広島市 例第81号)第1条に 規定する局及び 消防局 水道局 教育委員会事務局	係長相当職以上の職員	1 各局所管施設等 の被害報告の取り まとめに関するこ と。 2 災害対策本部か らの連絡事項の伝 達及び検討・調整に 関すること。	災害対策本部 事務局
企画総務局 財政政局 市民福祉局 健康福祉局 環境観光学 経済市整備局		1 各区からの被害 状況及び避難状況 の受信に関するこ と。 2 災害対策本部か らの連絡事項の伝 達に関すること。	
各区役所	係長相当職以上の職員	消防署との情報連絡に 関すること。	消 防 署
各消防署	副署長(又は予防課長)	区役所との情報連絡に 関すること。	区災害対策本部

- (備考) 1 災害対策本部が設置されたときは、情報連絡員は表中の配置場所又は本部長が指定する場所に参加する。
- 2 情報連絡員は、その属する局の各課員と常に連絡を保ち、情報の把握に努める。
- 3 情報連絡員は、その得た情報を本部長、副本部長又は本部員に報告するとともに、何らかの応急措置を必要とするときは、その旨を合わせて報告し、指示を受けて、実施担当課へ伝達する。

図3-2-1 情報連絡系統図



第7 職員の動員

《危機管理室危機管理課、各局等、各区》

1 動員の実施

(1) 動員職員の指定

各局・区等の長は、次の動員基準により、あらかじめ動員する職員を指定するとともに、災害の種類や被害状況等に応じ、適宜必要な職員を追加動員するものとする。

また、状況に応じて、動員した職員を減ずることができる。

なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動 員 基 準

動員の時期	部 課 ※1			動員場所	動員の連絡者
	防災上主要な部課 (●印の部課)	防災に関係のある部課 (■印の部課)	その他の部課 (無印の部課)		
注意体制が設置された時	危機管理室職員(2名以上) 各区職員(1名以上) その他の局等は必要な職員			原則として勤務場所 (例外) ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 (自動参集の場合を除く。)
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は避難情報等を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員				
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員			
災害対策本部体制が設置された時	責任ある職員 及び必要な職員	必要な職員			
※2	全 員	全 員	全 員		
※1 ●印及び■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。 ※2 次の場合は、職員全員を動員する。 ア 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。 イ 市域で長周期地震動階級4の地震を観測したとき。 ウ 広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 エ 災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。					

(2) 動員名簿の作成及び職員への周知

各局等及び区本部の長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に動員名簿(様式3-2-1)を備え、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

動員名簿の作成に当たっては、迅速な初動対応を可能とするため、以下の点に留意することとする。

ア 職位に加えて、参集時間、参集方法等を考慮し、速やかに参集できる者を優先した動員計画とすること。

イ 指揮命令系統が確保できるよう、指定した管理職職員が動員できない場合を想定し、参集時間等を考慮した上で、第二順位及び第三順位の管理職職員等をあらかじめ指定すること。

また、他の局や区等から応援要請のあった場合に、迅速に対応するため、応援可能な職員を事前に把握しておくこととする。

(3) 動員名簿の報告

各局等及び区本部の長は、前号の動員名簿の作成又は見直しを行ったときは、危機管理室危機管理課に報告する。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

体制の設置と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあっては、各自がテレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震や長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、体制の伝達に併せて同様に各部課からの連絡を受けて参集する。

(2) 勤務時間外の場合

動員対象者はテレビ・ラジオ等により、気象庁が発表する震度や注意報等を確認し、市域に震度4以上の地震や長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合、広島県に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合には、参集の連絡を待つことなく、自らの安全を確保した後、参集する。

なお、気象庁が発表する震度が3以下であっても、市長が必要と認めて体制を設置した場合には、同様に体制の伝達に併せて各部課からの連絡を受けて参集する。

3 勤務時間外における動員の場所及び任務

(1) 原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、表3-2-2の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋梁の落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最寄りの区役所又は出張所に参集した後、所属の各局等又は区本部の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(2) 職員全員を動員する場合にのみ動員される「その他の部課（分掌事務の表中、無印の部課）」の職員のうち、その任務が「他課の応援に関すること」に割り当てられている職員（消防職員、医師、看護師、保育士等を除く。）は、原則として最寄りの区役所に参集し、区本部長の指示を受け、区災害対策本部の設営、被災状況の調査、避難場所の運営等の任務に当たる。

4 動員の報告

(1) 各局等及び区本部の長は、体制の設置に基づく動員を実施したときは、その状況を危機管理室に報告する。

(2) 各局等及び区本部において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、動員及び災害の状況を危機管理室に報告し、応急対策の連携を確保する。

(3) 動員の報告は、様式3-2-2による。

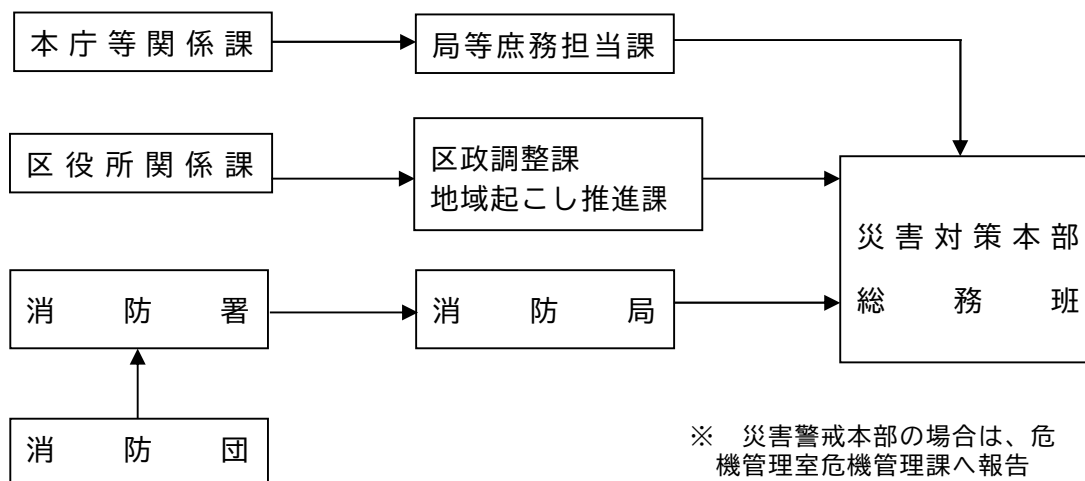
(4) 動員報告の時期は、原則として、次のとおり行う。

ア 体制が設置されたとき。

イ 体制が廃止されたとき。

ウ その他本部長が報告を求めたとき。

(5) 動員報告系統



※ 災害警戒本部の場合は、危機管理室危機管理課へ報告

様式3-2-1 動員名簿

地域防災計画動員名簿											様式2			
所属	職名	氏名	連絡責任者	参集場所	参集時期					連絡方法 (電話番号)	職員参集 システム 参加	勤務時間外の参集方法及び参集時間		
					災害 警戒本部	災害対策本部		全体体制	「通勤届」 による通勤 方法での 時間			公共交通機関が 利用できない場合 の時間	参集方法	
						風水害								地震等
						初動	追加動員 (参集に際して)							
計						0	0	0	0					

備考

- 勤務時間外の参集方法及び参集時間は、「通勤届」により届出た通勤方法での時間と公共交通機関が利用できない場合について記載してください。なお、公共交通機関が利用できない場合にあっては、参集時間と参集方法も記載してください。
- 公共交通機関が利用できない場合については、次の条件により記載してください。
 - 原則として、自動車及びタクシー以外の参集方法によること
 - 実際に要する時間又は外により算定した時間とする。
 - バイク~25km/h 自転車~15km/h 徒歩~4km/h
- 他課応援任務職員(様式5)に該当する職員、「参集方法及び参集時間」の欄は、指定された参集場所まで実際に使用すると考えられる手段による参集時間としてください。
- 参集に要する時間は次のとおり記号で記載してください。
 - A~30分未満 B~30分以上1時間未満 C~1時間以上2時間未満 D~2時間以上3時間未満 E~3時間以上

体制区分	所属区分 (班区分)	動員状況 (上段：動員対象者 中段：動員完了者 下段：動員未了者)				配備時間数(到着→現在) —勤務時間外の場合のみ—				
		計 名	課 以 上 名	係長等 名	課員 名	1 時 間 名	2 時 間 名	3 時 間 名	4 時 間 名	時 間 名

第8 本部及び区本部間の相互応援

《企画総務局人事課、各局庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 応援の要請

各局等及び区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、様式3-2-3により災害対策本部長（人事課）に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、書類は事後に提出することができる。

なお、「他課の応援」を任務とする職員が、最寄りの区役所に参集した場合は、前記における応援要請に基づき派遣されたものとみなし、事後処理を行う。

2 応援の決定

災害対策本部長は、職員の参集状況、応急対策の実施等を勘案し、応援の要否を決定するとともに、その旨を応援要請した局等又は区本部の長に通知する。

3 応援職員の指揮

応援職員は、応援要請した局等又は区本部の長の指揮を受けて活動する。

様式 3 - 2 - 3 応援要請依頼書

年 月 日

本 部 長 様

局等又は区本部の長

応援を要する理由	
期 間	
従 事 場 所	
従 事 内 容	
必 要 人 員 (職種別・男女別)	
携 行 品	
集 合 日 時 ・ 場 所	
その他要請に必要な事項	

第3節 情報の収集及び伝達

地震災害が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、津波警報等、地震及び津波に関する情報並びに災害情報等各種の情報を迅速かつ確実に収集、伝達及び報告を行う。

第1 情報の収集・伝達体制

《危機管理室災害対策課》

1 情報の種類

区 分	概 要
津波警報等	気象庁が発表する大津波警報（※）、津波警報、津波注意報及び津波予報
地震に関する情報	気象庁が発表する震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、長周期地震動に関する観測情報等
津波に関する情報	気象庁が発表する津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報等
津波に関する水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
災 害 情 報	火災、津波等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、緊急安全確保、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報 等

※ 大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《危機管理室災害対策課》

地震災害時においては、次の通信施設のうち使用可能なものを最大限に活用し、情報の収集、伝達及び報告を行う。

また、避難場所等における職員の情報収集・伝達環境（インターネットやパソコン、プリンタ等）を計画的に整備する。

担当部署は、災害発生後直ちに設置又は運用等に係る処理又は確認を行う。

なお、使用通信施設に支障が生じている場合には、危機管理室災害対策課を通じて、中国総合通信局等に連絡する。

	通 信 施 設	参照資料編番号	担 当 部 署
1	電話及び	3-3-1・3-3-2	各局・区等
2	ホームページ	—	〃
3	Eメール	—	〃
4	市防災行政無線	3-3-3(1)	危機管理室災害対策課
5	市防災情報共有システム	—	〃
6	広島県震度情報ネットワークシステム	—	〃
7	移動無線機（MCA無線）	—	〃
8	全国瞬時警報システム（J-A L E R T）	—	〃
9	防災行政無線映像伝送端末等	—	〃
10	画像伝送システム	—	〃
11	ヘリコプターテレビ電送システム	—	消防局警防課
12	消防無線	3-3-3(2)	〃
13	広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）	3-3-4	危機管理室災害対策課
14	広島県防災情報システム	—	〃

15	防災相互通信用無線局	—	//
16	衛星携帯電話	—	//
17	アマチュア無線	—	//
18	タクシー会社等民間無線通信施設	—	//
19	その他	—	//

(1) 電話及びFAX

市災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図(資料編3-3-1参照)のとおり通信機器を設置し、通信を行う。

加入電話については、市長は応急対策の実施等に当たり、あらかじめ必要と認められる電話を「災害時優先電話」として西日本電信電話㈱に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。(資料編3-3-2参照)

申 込 先	電 話 番 号
116センター	116

※ 災害時優先電話に変更があった場合は、速やかに西日本電信電話㈱中国支店に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

なお、非常電報・緊急電報の申し込みは、当該電話から次の番号をダイヤルし、電報の申し込みを行う。

電話番号	応 答 先	申込みに必要な事項等
115	電報センター	・発信機関名(発信者の氏名を含む) ・発信番号 ・通信内容その他必要事項

(2) ホームページ

ア ホームページにより、国、県、防災関係機関が発信する情報を収集する。

(ア) 気象庁 URL: <https://www.jma.go.jp/>

(イ) 国土交通省 川の防災情報 URL: <http://www.river.go.jp/>

(ウ) 広島県防災Web URL: <http://www.bousai.pref.hiroshima.lg.jp/>

(エ) 土砂災害ポータルひろしま URL: <https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

(オ) その他の防災情報入手先

広島市防災ポータル「防災情報の外部リンク」及び広島市ホームページ「防災情報提供機関へのリンク」から防災情報提供機関先ホームページを参照する。

イ 国、県、防災関係機関への情報伝達においては、防災拠点施設や危険箇所等の位置特定に地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。)を活用する。

(3) Eメール

Eメールにより、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 市防災行政無線

ア 通信系統

資料編3-3-3(1)に示すとおり。

イ 通信統制

市防災行政無線局の通信統制は、統制局(ぼうさいひろしま)が行う。

(5) 市防災情報共有システム

災害現場や区役所、消防局などが入手した被害情報や、国の各機関や広島県などが発信している雨量等の各種防災情報を効率的に集約・管理・共有し、併せて、市民への情報提供も一体的に行うことができる。

(6) 広島県震度情報ネットワークシステム

県内100箇所に設置した震度計(本市内9箇所)で観測した震度情報を市町に配信するシステムで、震度情報を消防局の専用端末のほか、市内LANのパソコンで迅速に確認することができる。

(7) 移動無線機(MCA無線)

移動無線機(MCA無線)により、市災害対策本部、区役所及び指定避難所等の情報伝達を行う。

なお、M C A無線は、無線通信（単信）のほかに、無線機間の双方向通信（複信）、消防局の電話交換機を経由して内線電話との通信等を行うことができる。

- (8) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）により緊急情報の収集を行い、防災行政無線同報系を利用し情報伝達を行う。
- (9) 防災行政無線映像伝送端末等
 区災害対策本部設置以降は、市役所、区役所、消防局及び水道局に設置された映像伝送端末等を活用し、市災害対策本部と区災害対策本部等間の災害情報を共有する。
 なお、市災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長）及び本部員（各局長等）並びに各区災害対策本部長（区長）のテレビ会議は基本的にW E B会議システムにより行う。
- (10) 画像伝送システム
 消防通信指令管制システムの監視カメラ等で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。
 なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。
- (11) ヘリコプターテレビ電送システム
 ヘリコプターに搭載したテレビカメラで捉えた映像により、被害状況を広域的に収集するとともに、画像伝送システムを利用して即時に国等へ伝送する。
- (12) 消防無線
 災害により有線通信施設の機能を失った場合は、各消防署所のすべての無線局を開局し、消防無線連絡網を確立する。
 ア 通信系統
 資料編 3 - 3 - 3 (2) に示すとおり。
 イ 通信統制
 広島市消防無線局の通信統制は、通信指令室（ひろしましょうぼう）が行う。
- (13) 広島県総合行政通信網（防災行政無線・衛星通信）
 ア 通信系統
 資料編 3 - 3 - 4 に示すとおり。
 イ 通信統制
 広島県総合行政通信網無線局の通信統制は、統制局（ぼうさいひろしまけん）が行う。
- (14) 広島県防災情報システム
 広島県防災情報システムにより、常時、気象情報等を収集し、人的被害等を県に報告する。
 なお、広島県防災情報システムで報告した避難情報等の防災情報は、災害情報共有システム（Lアラート）にデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。
- (15) 防災相互通信用無線局
 災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように、共通の周波数を持った防災相互通信用無線局を活用する。
- (16) 衛星携帯電話
 災害時における通信設備の使用不能時の広島県災害対策本部や防災関係機関等との情報伝達手段として、広島県から衛星携帯電話の貸与を受け、連絡体制を確保する。
- (17) アマチュア無線（電波法第 52 条第 4 号）
 アマチュア無線は、緊急時の連絡方法として重要であり、その利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
 なお、災害時の連絡に当たっては、必要に応じて、次のアマチュア無線局に協力を依頼する。

コールサイン	氏 名
J A 4 Z C N	広島市役所アマチュア無線クラブ

- (18) タクシー会社等民間無線通信施設
 タクシー会社等民間の無線通信施設の協力を得て、被害状況の収集に努める。

(19) その他

ア 通信設備の優先利用

災害時において、一般加入電話を利用することが困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)、西日本旅客鉄道(株)広島支社、県警察その他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により優先利用することを申し出ることができる。

この使用の手続きについては、その機関と協議して定めるものとするが、協議の内容には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(ア) 使用の目的

(イ) 優先利用できる通信施設・設備

(ウ) 使用申込み

a 使用しようとする通信設備

b 使用する理由

c 通信の内容

d 発信者及び受信者

(エ) 通信の取扱順位

(オ) その他必要な事項

県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

イ 非常通信協議会の活用

非常通信協議会では、県・市町村の防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自衛通信設備を利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

非常通信を確保するために必要な場合は、中国地方非常通信協議会に取り扱いを依頼する。

ウ 災害対策用移動通信機器の借用

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する時は、中国総合通信局又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動通信機器

種 類	貸与条件等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

電気通信事業者等が使用する通信機器

種 類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による（基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）。
MCA	同上

エ 災害対策用移動電源車の借用

災害発生時に、通信設備の電源供給が途絶し、又はそのおそれが生じた場合、中国総合通信局から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用移動電源車

種 類	貸与条件等
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要

オ 臨時災害放送機器の借用

災害発生時に、災害状況や避難所情報等を被災地や避難所等住民へ放送する必

要性が生じた場合、中国総合通信局から臨時災害放送機器の貸与を受ける。

種 類	貸与条件等
臨時災害放送機器 (FM送信機)	機器貸与：無償 運用経費：使用者が負担

3 住民等への防災情報の伝達

災害時における住民への防災情報の伝達手段は、防災行政無線及びテレビ・ラジオを通じて行う放送を中心に、これらを補完するものとして、広島市防災情報メール配信システム、緊急速報メール、ケーブルテレビ、有線放送、市ホームページ、市公式SNS、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、広報車等移動体、サイレン等を活用するほか、これらを組み合わせるなどして効果的な伝達を行う。その際、Webカメラによる映像を、テレビやケーブルテレビを通じて伝達することを検討する。また、聴覚障害者（申請によりFAX登録した者）に対しては、必要に応じてFAXにより情報提供を行う。

なお、市ホームページ及び市防災情報共有システムにおいては、災害発生時等のアクセス集中による閲覧困難状況を回避するため、ヤフー株式会社によるキャッシュサイト誘導サービスを活用し、本市サーバーへのアクセス集中からの負荷軽減を図る。

本市から防災情報を提供する放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
(株)ちゅぴCOM	
(株)中国コミュニケーションネットワーク	

4 放送機関に対する放送の要請等

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき、次に掲げる放送機関に災害対策基本法第56条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。

協定を締結している放送機関一覧

日本放送協会広島放送局	(株)中国放送
広島テレビ放送(株)	(株)広島ホームテレビ
(株)テレビ新広島	広島エフエム放送(株)
(株)中国コミュニケーションネットワーク	

また、本市が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、臨時災害放送局放送免許を取得した場合は、(株)中国コミュニケーションネットワークに臨時災害放送局の運営を委託し、生活・支援情報等の提供を行う。

5 通信施設等が使用不能な場合の対処

通信施設等の使用不能により、災害応急対策上必要な情報の収集・伝達等が困難な場合には、職員を伝令員として指名し、情報の収集・伝達等に從事させることができる。

なお、伝令員として指名された者は、自転車、バイク、車両、船舶等の有効な手段を活用し、情報の収集・伝達等に努める。

(資料編) 3-3-1 災害対策本部体制時の連絡系統及び配置図

3-3-2 災害時優先電話番号一覧表

3-3-3 広島市関係通信施設

3-3-4 広島県総合行政通信網回線系統図

参考危予-4 広島県警察本部との通信設備の優先利用等に関する協定

参考危予-7 災害時における放送要請に関する協定

参考危予-12 災害時における放送要請等に関する協定

参考危予-17 広島市の防災情報等の提供に関する協定

参考危予-21 災害に係る情報発信等に関する協定

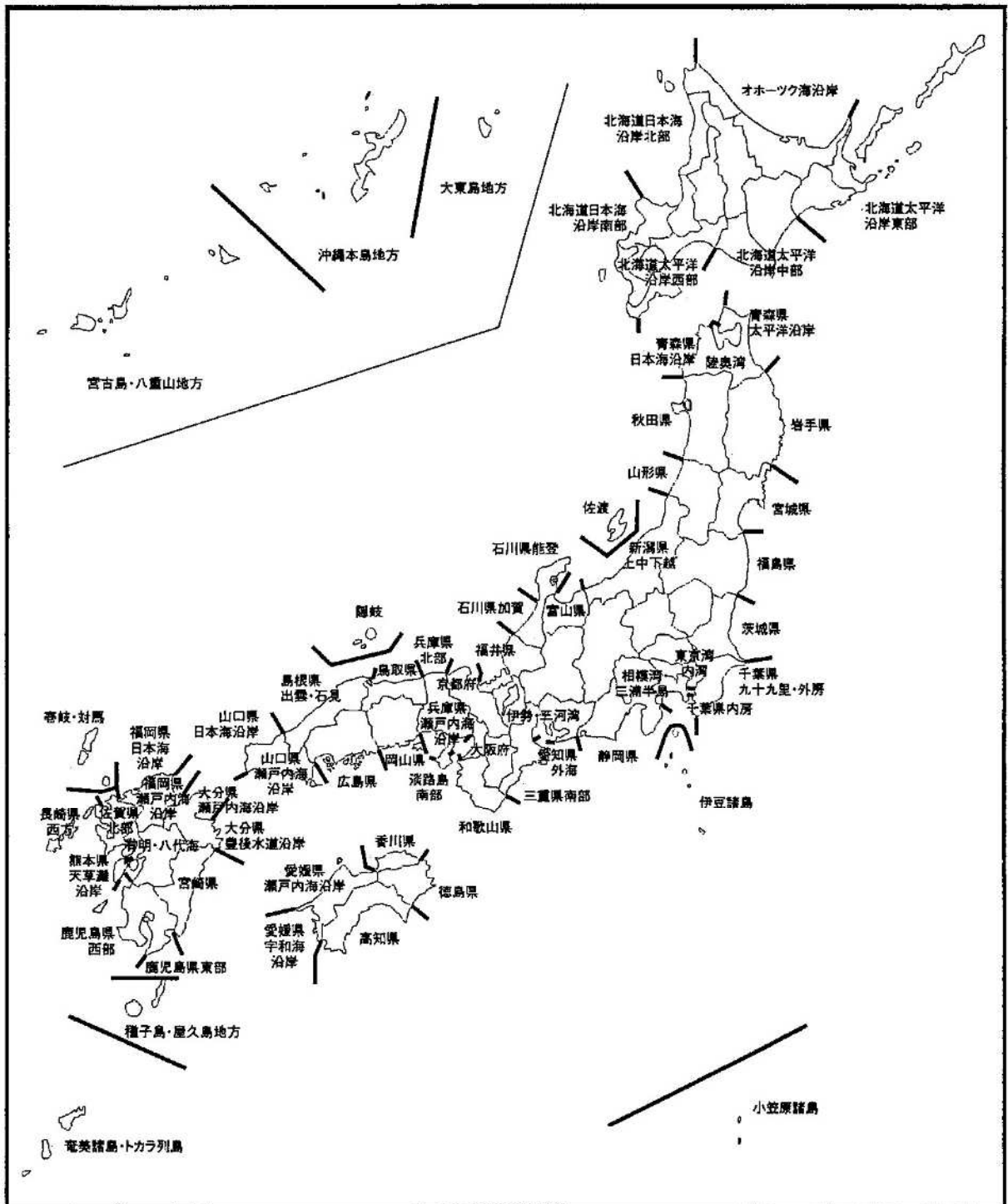
第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達

《危機管理室》

1 津波予報区

日本の沿岸は、次のとおり66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。

広島県は、全域が一つの予報区であり、その名称は「広島県」である。



2 津波警報等の種類及び内容

気象庁から発表される津波警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(1) 種類

大津波警報(※)	津波による重大な災害の起こるおそれ著しく大きいと予想されるとき発表
津波警報	津波による重大な災害の起こるおそれがあると予想されるとき発表
津波注意報	津波による災害の起こるおそれがあると予想されるとき発表
津波予報	津波による災害の起こるおそれがないと予想されるとき発表

※ 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や緊急時避難待避施設など安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m 超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による重大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や緊急時避難待避施設など安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(標記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波予報

	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては、十分な留意が必要である旨を発表

3 気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

(1) 地震情報

種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表される。

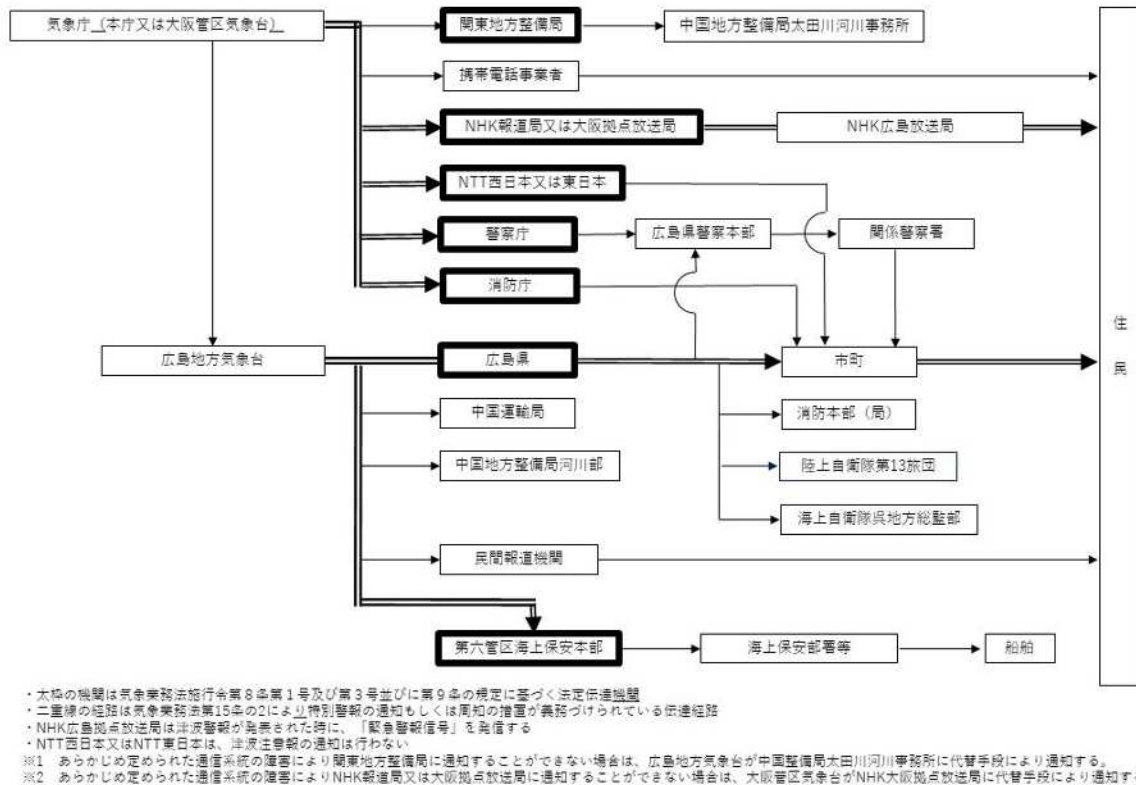
(2) 津波情報

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表の内容は前記の津波警報・注意報の種類を表に記載）で発表※この情報で発表される津波予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

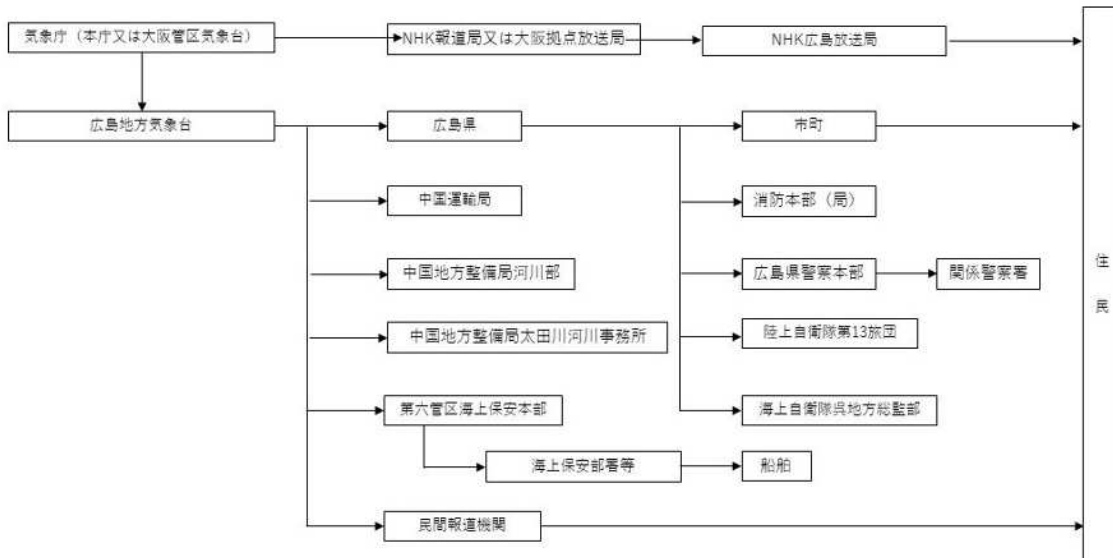
（注）津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である。（第六管区海上保安本部管理）

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



(2) 地震・津波に関する情報の伝達経路



5 情報の収集等

近地の地震においては、津波の到達までの時間が短く、津波予報の入手を待って対策を講じていたのでは、間に合わない場合がある。

このため、臨海部の区災害対策本部、消防署及びその他の防災関係機関等においては、震度4以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

- (1) 地震及び津波に関する情報をテレビ・ラジオより入手するよう努めること。
- (2) 気象官署等から何らかの情報が届くまで、少なくとも30分間高台等から海面の状態を監視すること。

6 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上及び長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
広島県北部	三次市、庄原市、安芸高田市、山県郡（安芸太田町、北広島町）
広島県南東部	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）
広島県南西部	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、豊田郡（大崎上島町）

7 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、南海トラフ地震臨時情報を発表する。

種 類	発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生した場合。 プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合（半割れケース）。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定地震域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満の地震又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価が出された場合（一部割れケース）。 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合（ゆっくりすべりケース）。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合。

第3 津波に関する水防警報

【関係法令：水防法第16条第1項】

津波により災害の発生するおそれがあり、水防活動を行う必要があるときに発表される。

1 国管理河川における津波に関する水防警報

(1) 発表機関

太田川河川事務所

(2) 種類、内容及び発表時期

種 類	内 容	発 表 時 期
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等総合的に判断して、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 発表区間

河川名	発表区間（対象基準観測所）
太田川	江波潮位観測所

2 県管理河川及び海岸における津波に関する水防警報

(1) 発表機関

西部建設事務所及び広島港湾振興事務所

(2) 種類、内容及び発表時期

種類	内容	発表時期
出動	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。（※1）
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。（※2）

※1 津波による水防活動が緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたときは、即座に自動的に「出動」の水防警報が発表されたものとみなす。

※2 「解除」の水防警報は、管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

(3) 発表区域等

発表機関	区 域
西部建設事務所 広島港湾振興事務所	広島市全域

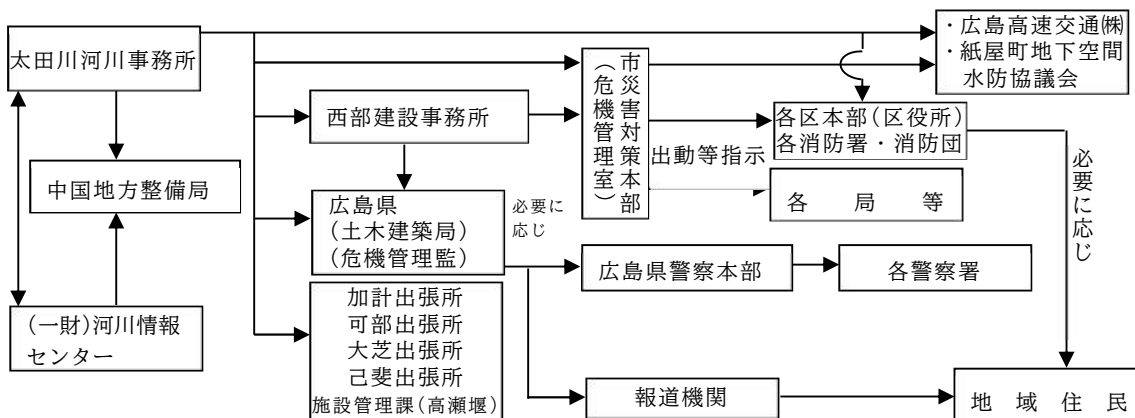
3 水防警報発表基準観測所の基準水位等

広島市水防計画別表第1参照

4 受信及び伝達

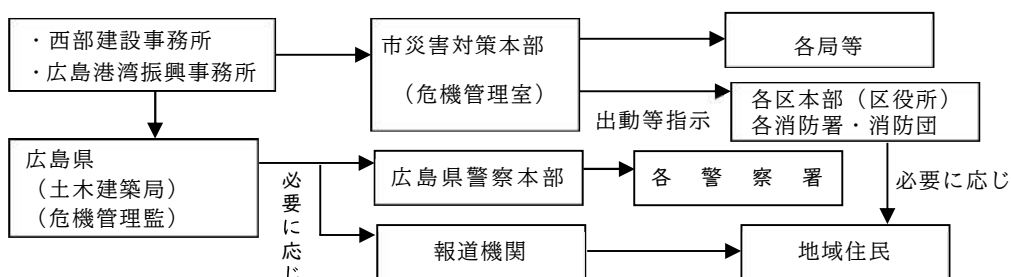
(1) 太田川河川事務所が発表する水防警報

太田川河川事務所からFAX、Eメール及び市防災情報共有システムで、西部建設事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



(2) 西部建設事務所又は広島港湾振興事務所が発表する水防警報

西部建設事務所又は広島港湾振興事務所からFAXで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。



5 本市での情報の活用

区役所、消防署及び消防団は、発表された警報の種類に応じ、広島市水防計画の規定に基づき活動を行う。

また、水防活動により入手した情報は、避難情報の発令等の検討に活用する。

6 住民への伝達等

水防警報の発表に伴う区役所、消防署及び消防団等の水防活動により入手した情報は、必要に応じて住民等へ伝達する。

第4 災害情報の収集、伝達及び報告

1 防災関係機関等との情報連絡《危機管理室》

市災害対策本部は、災害活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、防災関係機関等との連絡を密にし、災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図る。

また、緊急迅速な災害応急対策を行うためには、市災害対策本部を通さずに直接防災関係機関相互の情報交換を行う必要もある。

この場合における各種情報の体系は、次のとおりである。(ただし、この体系は、情報を把握している機関と情報を必要としている機関を示したものであり、情報を把握している機関が情報を送らなければならないことを示すものではない。)

なお、連絡窓口等については、他の計画に定めるもののほか、資料編（防災関係機関連絡窓口）による。

(1) 防災関係機関から収集する情報

電気、ガス、水道、下水道、通信等ライフラインの停止、公共交通機関の運行状況等市民生活へ影響があると考えられる情報等

(2) 本市での情報の活用

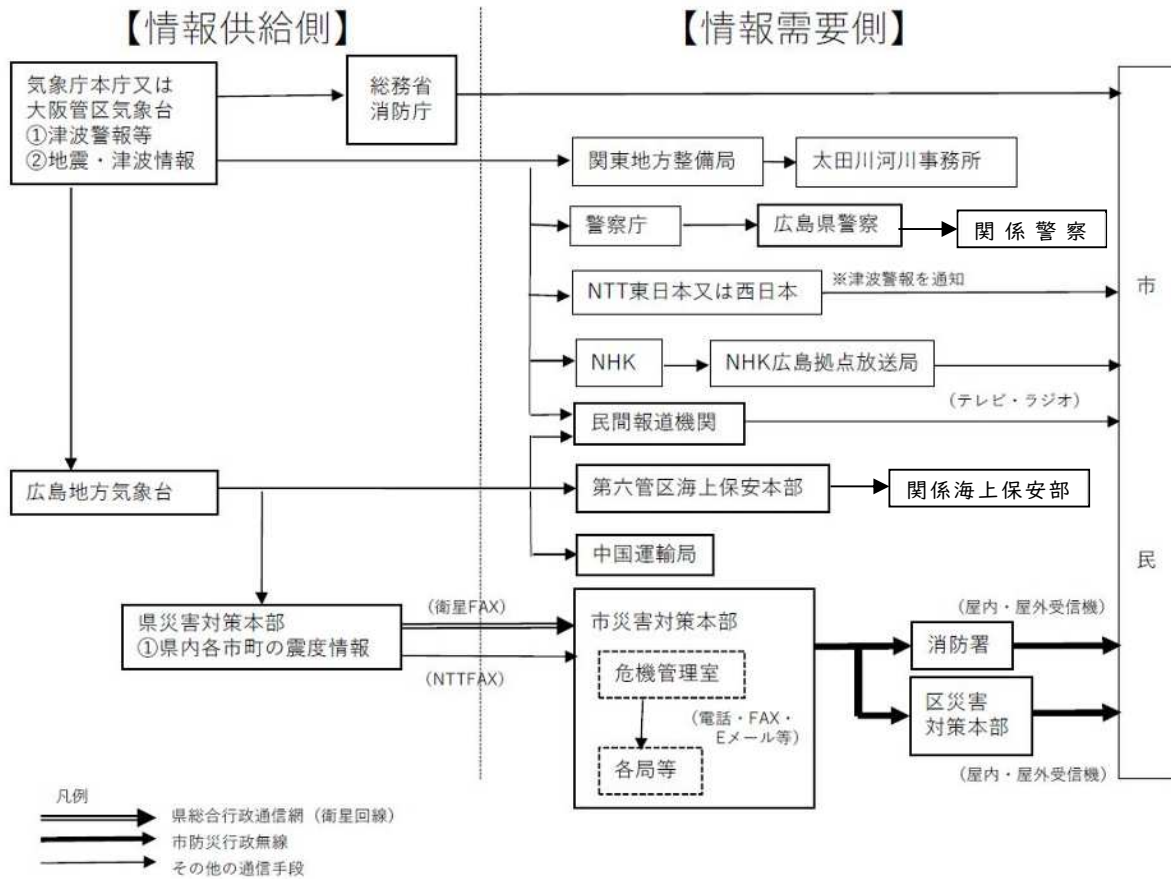
災害応急活動等に活用する。

(3) 住民への伝達等

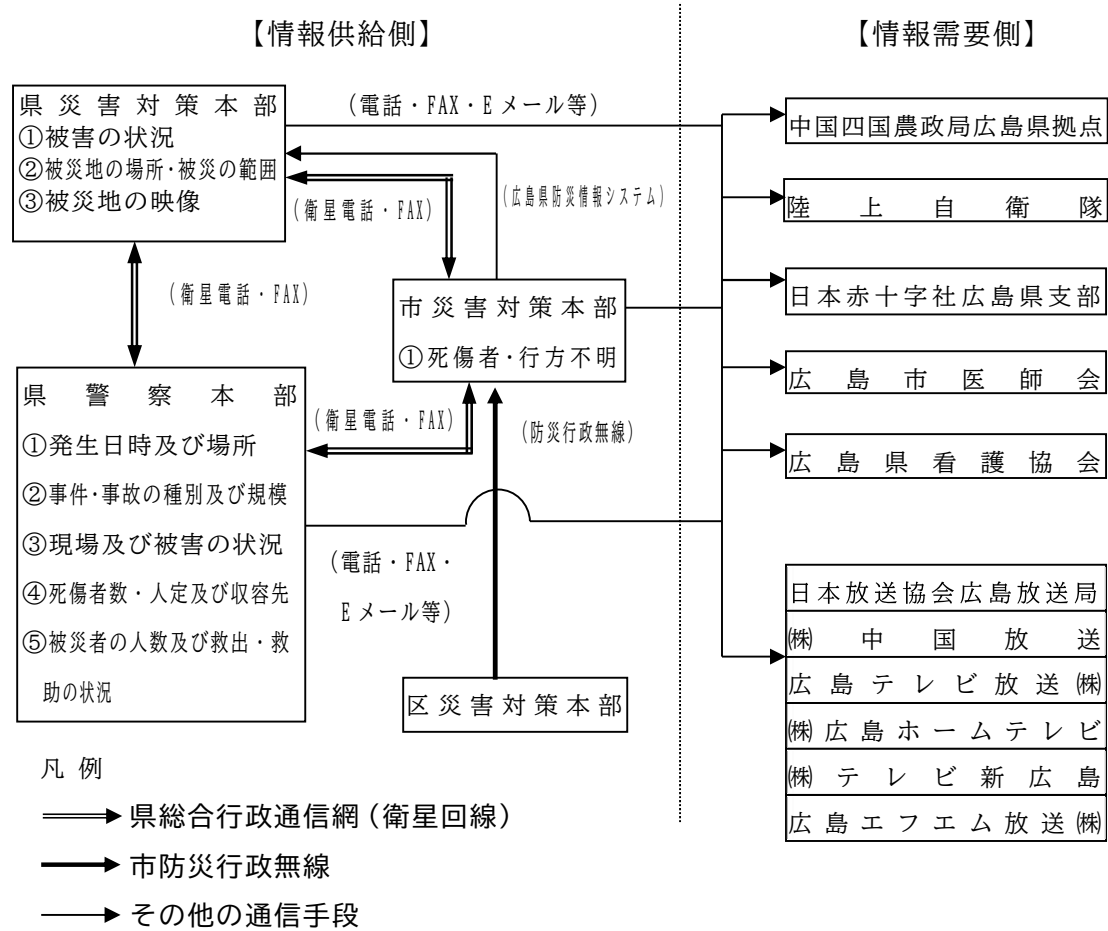
市民生活等に必要な情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、市公式SNS、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム、広島市防災情報メール配信システム等により住民等へ周知する。

(資料編) 防災関係機関連絡窓口

津波警報等、地震・津波情報体系



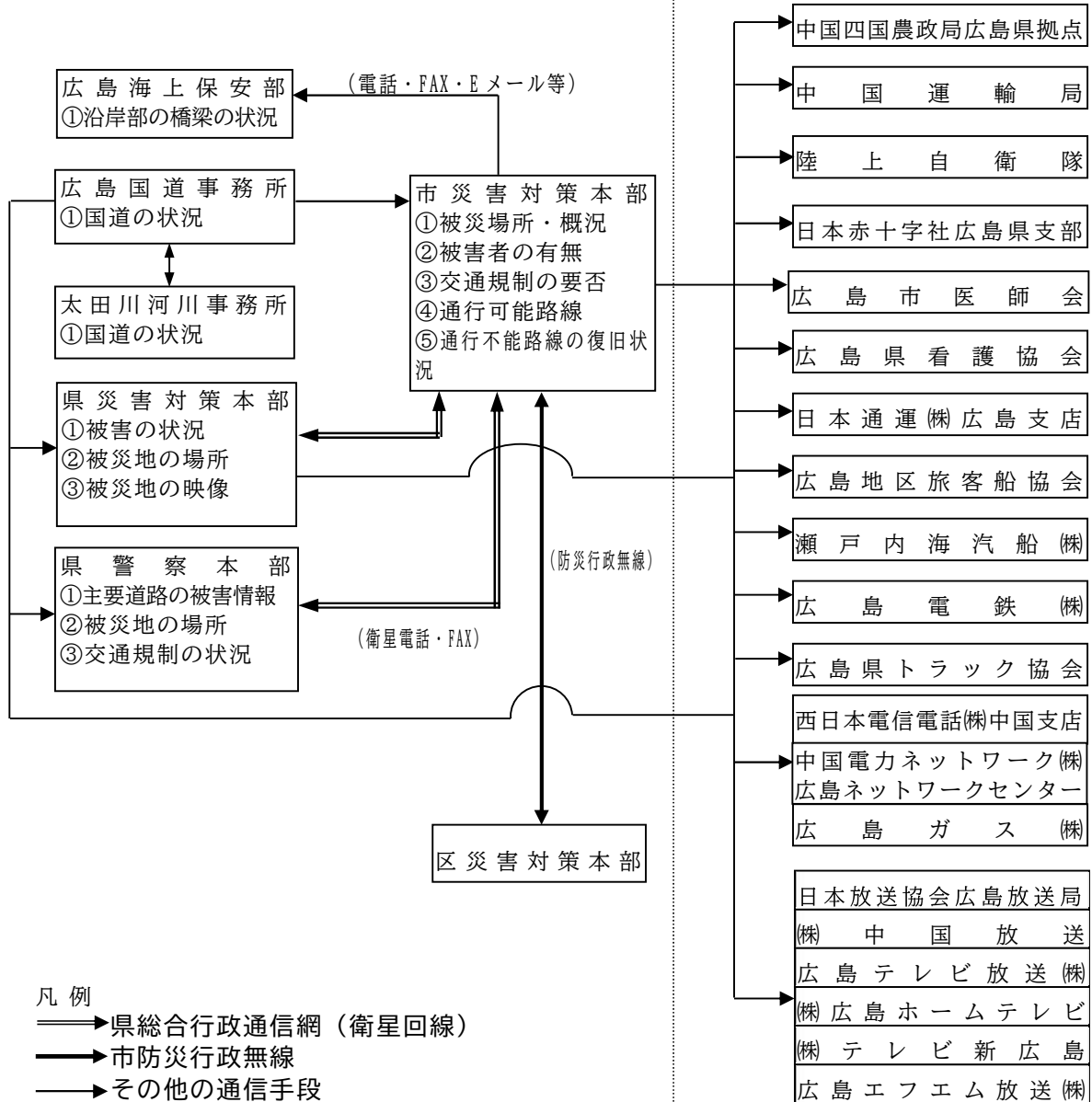
人的被害情報体系



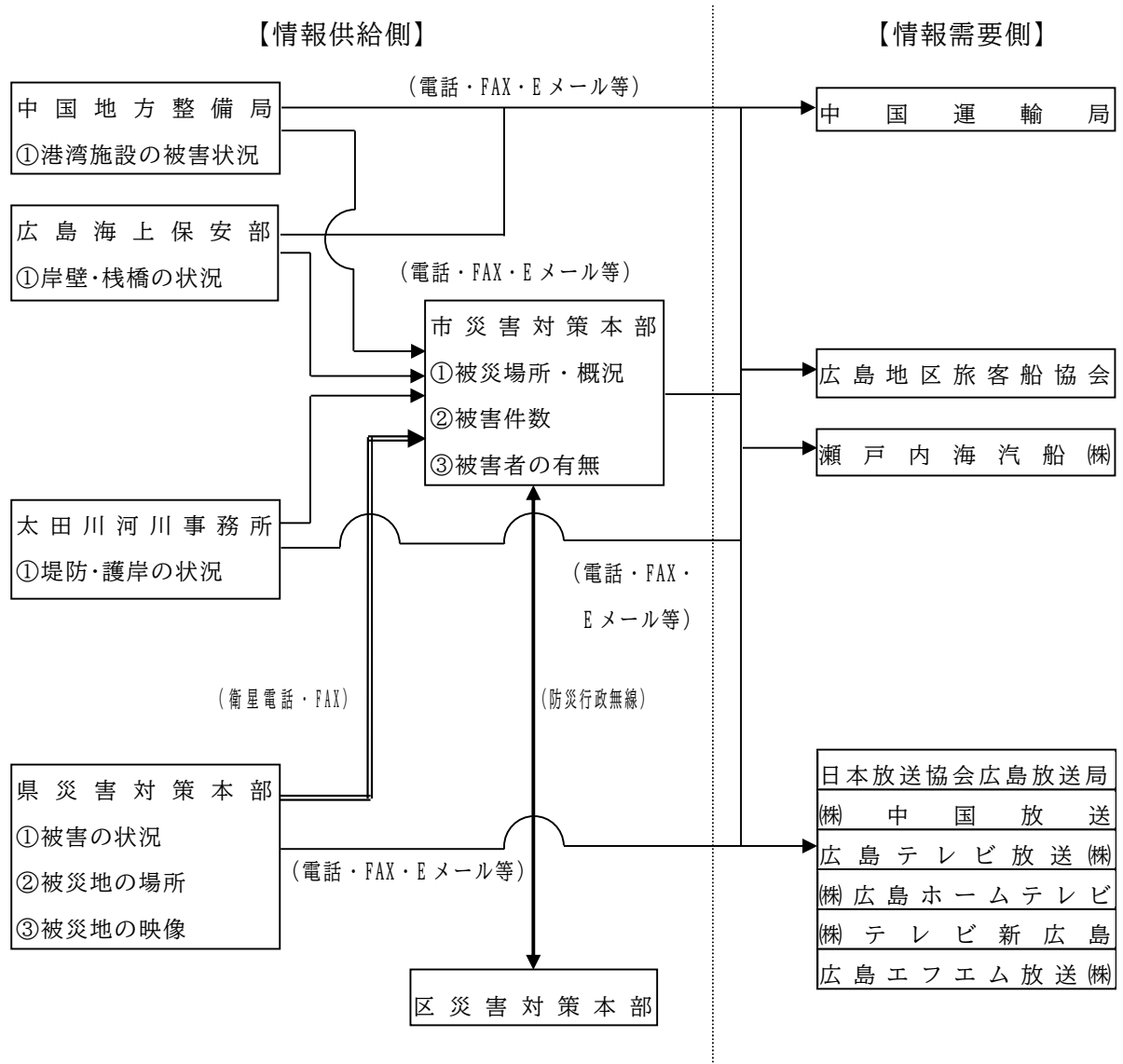
道路・橋梁情報体系

【情報供給側】

【情報需要側】



堤防・護岸・棧橋等施設情報体系



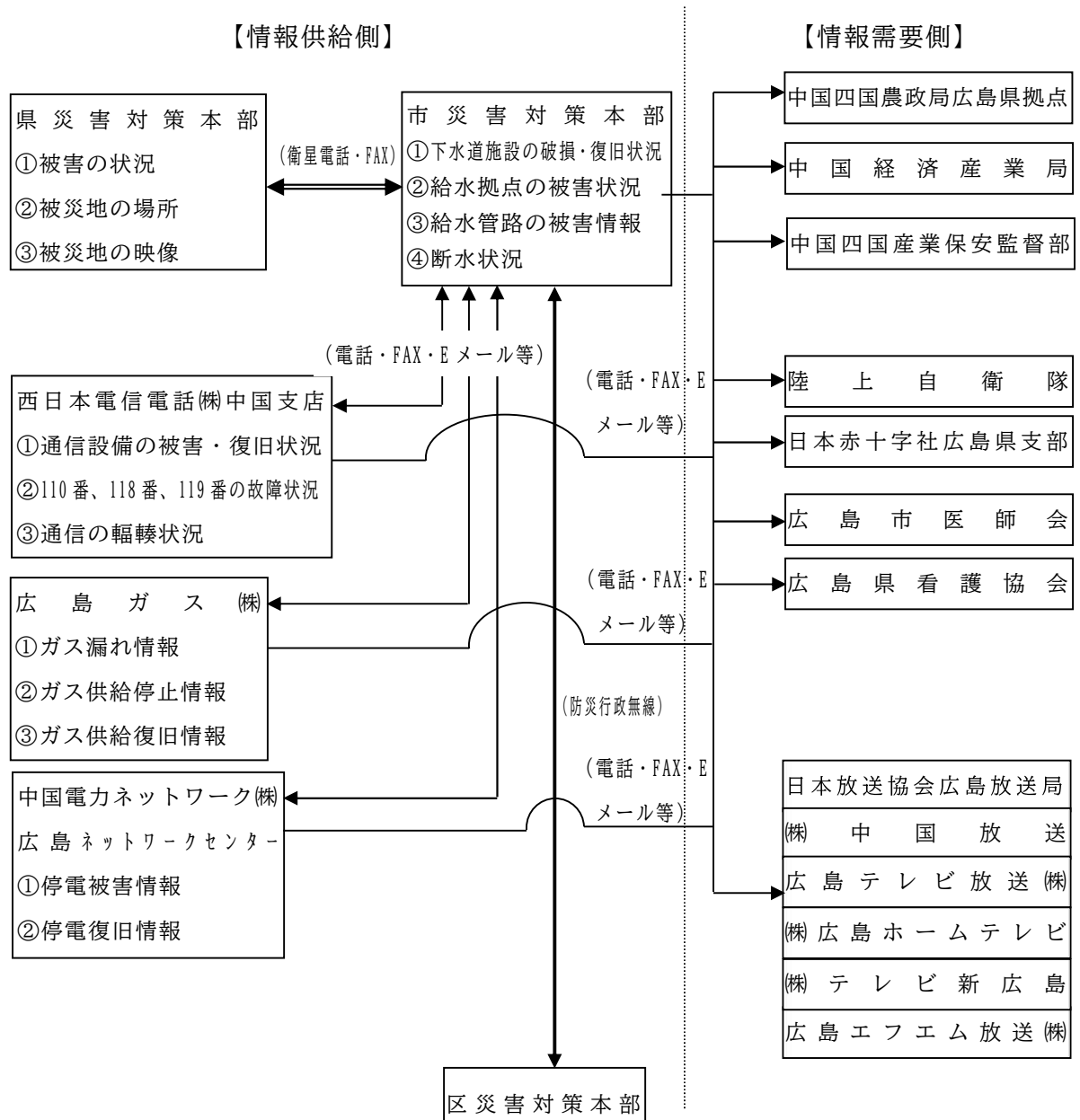
凡例

→ 県総合行政通信網（衛星回線）

→ 市防災行政無線

→ その他の通信手段

ライフライン情報体系



凡例

- 県総合行政通信網（衛星回線）
- 市防災行政無線
- その他の通信手段

2 被害状況の報告《各局庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害が発生したときは、航空機等を効果的に活用して被害発生状況の把握に努めるとともに、区長又は消防署長は被害の程度、応急対策の要否等必要な事項を調査し、その状況を危機管理室（災害対策本部設置時には、同本部。以下同じ。）へ逐次報告する。なお、状況に応じて区長及び消防署長は、合同で被害調査班を編成し、被災直後の早期状況把握に努める。

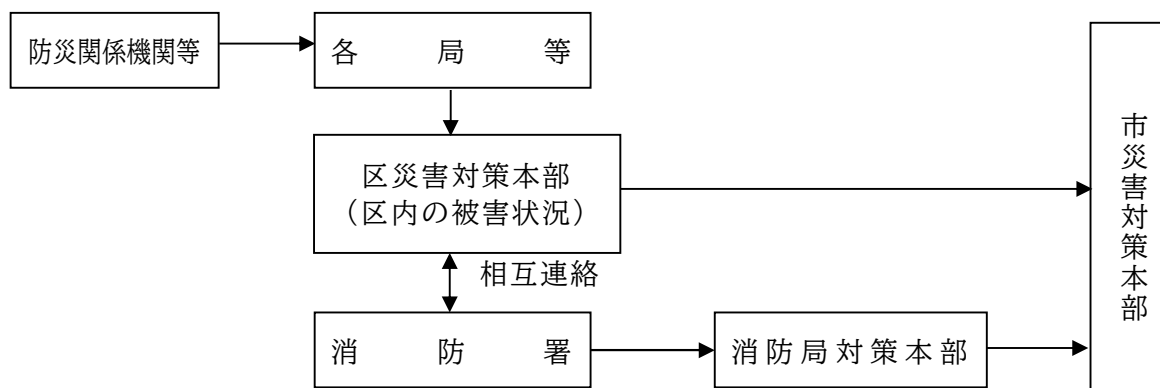
（資料編）参考危予－19 小型無人航空機による災害応急対策等への協力に関する協定（ルーチェサーチ㈱）

(1) 被害報告要領

ア 概況報告

災害発生後概ね1時間～2時間以内に住民からの通報、警察署・各局等その他の防災関係機関等との情報交換、庁舎周辺の状況の確認、参集職員から参集途上の状況聴取等により市内の被害状況の概要を全般的に把握し、迅速を第一に様式3-3-1により報告する。

この場合、全般的な被害の概要が明らかでないときは、判明した情報について報告を行うこととし、その後は本部の指示により随時報告する。報告の経路は、次のとおりとする。



イ 被害発生報告（被害速報）

(7) 人的被害

区長又は消防署長は、人的被害の発生を覚知したときは、知り得た情報を直ちに危機管理室へ報告し、その後新たな情報を入手する都度報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

(i) その他の被害

区長は、区域内の被害状況を表3-3-1に基づき確認できる範囲内で危機管理室へ報告する。

伝達経路及び報告内容は、被害情報の伝達要領及び付属の各種様式による。

ウ 被害集計報告

(7) 中間報告

区長は、被害速報後、被害状況が確定するまでの間、様式3-3-2より区域内の被害状況を集計し、逐次危機管理室へ報告する。

(i) 確定報告

被害状況の確定後は、各局等の長は、速やかに前記(7)の要領により、危機管理室へ報告する。なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助に関する事項については危機管理室へ報告する。

エ 119番通報等が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、119番通報等が殺到した場合、消防局は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県に対し報告する。また、危機管理室にもその旨を報告する。

この場合、速報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告する。

(2) 被害情報の区分及び種別

区災害対策本部は、種々の情報を緊急の災害対応に必要とする情報又は市災害対策本部で集約し整理する必要がある情報など、その緊急度・重要度を勘案し、3段階に区分し、区分ごとの適正な伝達経路を確立することにより、迅速かつ的確な情報伝達を確保する。

ア 情報の区分

区 分	内 容	伝 達 先
A 情報	緊急に災害応急対策を要する情報 (人命に係る情報、防災拠点の被害状況、緊急輸送道路・通信施設等の被害状況)	災害対策本部及び本庁等所管課
B 情報	災害対策本部の運営に係る情報 (被害速報、災害対策本部の運営に必要な情報)	災害対策本部 (災害対策本部事務局を経由して所管課へ伝達する情報)
C 情報	その他の情報 (災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報)	

イ 情報の種別

(7) 緊急に収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
人命に係る情報	A・大規模又は集中的な被害発生 A・要救出者情報 A・負傷者情報 A・避難情報 A・地震(各区震度)・津波情報 A・気象情報(二次災害の防止)	B・消防隊等出動状況 B・応援要請(他都市・自衛隊等) B・救助出動、救助者状況 B・救急出動、負傷者状況 B・避難情報対象者情報 B・避難情報の状況
防災拠点の被害状況	A・防災拠点の被害状況 A・市有施設(優先度1)の被害状況	B・防災拠点の応急復旧状況 B・指定避難所の応急復旧状況
緊急輸送道路・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路の被害状況 A・通信施設等の被害状況	A・緊急輸送道路の迂路の設定 B・緊急輸送道路の応急復旧状況 B・緊急輸送の手配 B・道路交通の規制 B・通信施設等の応急復旧状況

(イ) 順次収集・伝達する情報

区 分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
被害速報	B・被災者数（罹災世帯数・人員） B・指定避難所への避難者数 B・死者数、行方不明者数、死者氏名 B・負傷者数（負傷程度別） B・ライフラインの被害状況 B・市内一般建物の倒壊等の被害状況（程度） B・一般道路の被害状況	B・区災害対策本部の設置 B・区災害対策本部動員状況 C・捜索体制、捜索状況、身元確認 C・遺体安置場所の設置 B・救護所等の設置 B・ライフラインの応急復旧状況 C・工事関係者への要請 C・一般道路の応急復旧状況 C・一般道路のう迴路の設定
災害対策本部の運営に必要な情報	B・本部要員の過不足 B・職員の安否	B・応援派遣（本部・区本部要員等） C・職員の動員状況
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度2及び3）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・感染症発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設トイレの設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数 C・土砂災害の被害状況 等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設トイレの設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・罹災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報 等

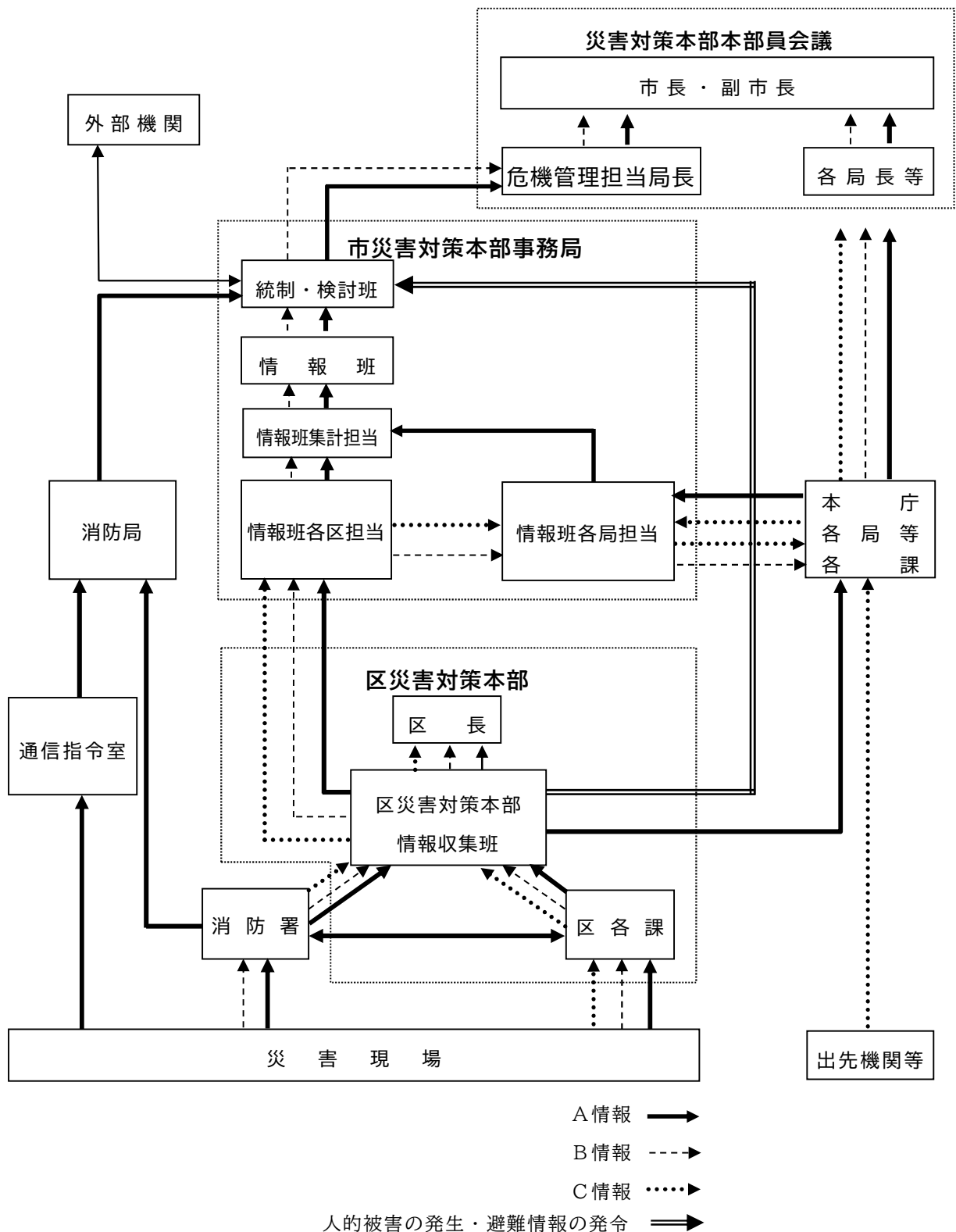
※ 被害状況確定後の被害集計は、各局等庶務担当課で取りまとめて報告する。

ウ 災害情報の伝達経路

各情報の区分による伝達経路は次による。

なお、区災害対策本部及び消防局は、人的被害の発生の情報を入手したときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。

また、区災害対策本部は避難指示を発令するときには、直ちにその内容を市災害対策本部（統制・検討班）へ直接報告する。



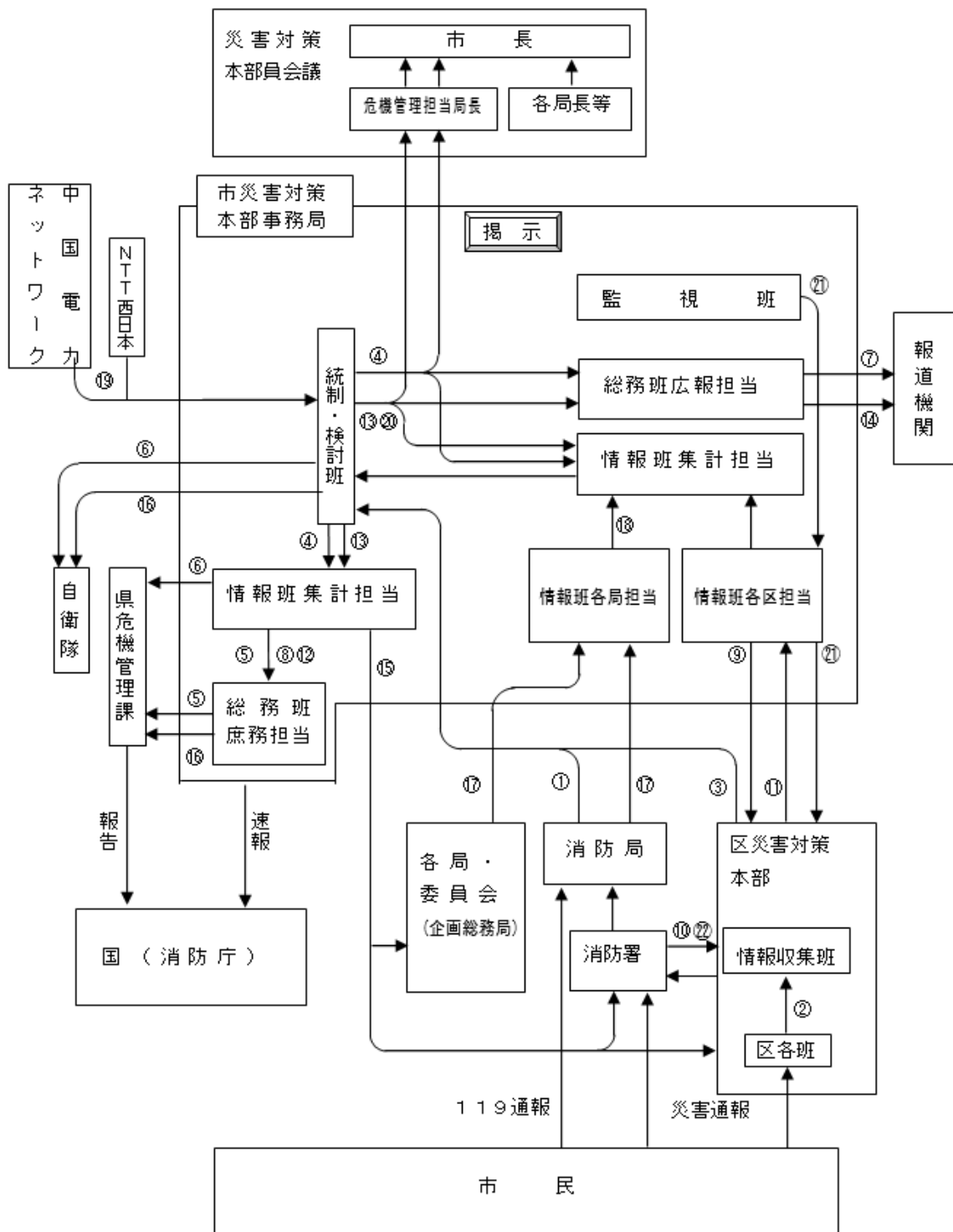
(3) 国及び県への報告

災害対策基本法第53条第1項、同法施行令第21条及び同法施行規則第2条の規定並びに県地域防災計画に基づく国・県への被害状況報告については、危機管理室が分掌する。

なお、市域で震度5強以上を観測した場合は、被害状況等を総務省消防庁へ報告する。また、県との通信の途絶等により県に報告できない場合には、総務省消防庁に対して報告するものとし、県と連絡がとれるようになった後、県に対して報告する。

図3-3-1

[被害情報の報告要領]



1 人的被害情報の伝達経路

- ① 消防局において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（統制・検討班 81-6901~6902 ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各局担当へ報告）
 - ・被害の詳細については、状況が判明次第、統制・検討班へ電話報告を行う。統制・検討班から要請があった場合、〔付属様式1〕を作成及び提出する。また、市災害対策本部派遣要員は、消防局情報通信端末を市災害対策本部に持参し、情報通信端末を通じて情報の共有を行う。
- ② 区災害対策本部・各班において人的被害を確認した場合は、直ちに区災害対策本部・情報収集班へ報告する。
- ③ 区災害対策本部・情報収集班において人的被害を受信した場合は、直ちに次の対応を行う。
 - ・市災害対策本部・統制・検討班へ電話報告（統制・検討班 81-6901~6902 ただし、統制・検討班が話中のときは、情報班各区担当へ報告）
 - ・確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力する。
- ④ 人的被害の通報報告を受けた統制・検討班は、(1)情報班集体担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑤ 総務班庶務担当は、情報班集体担当の指示により広島市防災情報共有システムに人的被害情報を入力する。
- ⑥ 情報班集体担当は、広島市防災情報共有システムの情報により、人的被害情報を県危機管理課へ報告する。
統制・検討班は、人的被害情報を自衛隊へ情報提供する。
- ⑦ 総務班広報担当は、上記④の情報に基づき人的被害状況に係る報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。
- ⑧ 情報班集体担当は、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。
- ⑨ 情報班各区担当は、関係する区へ、上記④により周知された人的被害情報を直ちに電話報告する。
- ⑩ 各消防署は、人的被害情報を覚知した際に、〔付属様式2〕〔付属様式3〕を確認できる範囲で作成し、区災害対策本部・情報収集班に提出する。

2 その他の被害情報の伝達経路

- ⑪ 区災害対策本部・情報収集班は、消防署と区署連絡員を通じ区域内の被害情報を収集することに努め、確認できる範囲で、広島市防災情報共有システムに被害報告を入力し、市災害対策本部・情報班各区担当へ報告する。
- ⑫ 情報班集体担当は、各区の被害情報を全市分とりまとめ、総務班庶務担当が定める期限までに被害情報を報告する。
- ⑬ 統制・検討班は、必要に応じ、(1)情報班集体担当、(2)総務班広報担当へ伝達し、本部事務局内へ周知（掲示）するとともに、危機管理担当局長を通じて市災害対策本部長へ報告する。
- ⑭ 総務班広報担当は、上記⑬の情報に基づき報道用資料を作成し、報道機関へ情報提供を行う。
- ⑮ 各局・区・署等は、防災情報共有システムにより、被害情報を適宜確認する。
- ⑯ 総務班庶務担当は、被害情報を県危機管理課へ、原則として、広島市防災情報共有システムを利用して報告する。
統制・検討班は、被害情報を自衛隊へ情報提供する。
- ⑰ 情報班各局担当は、各局等に属する情報及び被害状況を情報班各局担当へ報告する。
- ⑱ 各局等担当班は、各局等から受信した被害状況等を情報班集体担当へ報告するとともに、本部事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑲ 統制・検討班は、中国電力ネットワーク、NTTから被害状況を受信した場合は、事務局内へ周知（掲示）する。
- ⑳ 統制・検討班は、必要に応じ、上記⑱及び⑲の情報を関係部署へ伝達する。
- ㉑ 監視班は、必要に応じ、情報班各区担当を通じて各区に対して避難指示発令等の助言を行う。
- ㉒ 各消防署は、〔付属様式1〕を提出し、119番通報状況を区災害対策本部・情報収集班に情報共有する。

119番通報状況

受付番号	受付日付	受付時刻	災害種別	発生区町	住 所	概 要

人的被害の概要

受付番号	受付日付	受付時刻	災害種別	発生区町	災害発生場所	事案概要	完了日付	完了時刻	活動内容・結果	人的被害	行方不明数	死者数	重症数	中等症数	軽症数

人の被害情報速報（個表）

受付番号		
受付日時	年 月 日 時 分	
発生日時	年 月 日 時 分	
発生場所		
被災者	氏名（ふりがな）	
	性別	
	生年月日	年 月 日生（満 才）
	住所	
程度及び状況	程度	
	搬送先	
	状況	
備考		

表3-3-1 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	<p>(注) ① 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。

公共土木施設	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、工作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、かき、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	・土砂災害警戒区域（土石流）において、土石流等の土砂流出が発生した場合 ・土砂災害警戒区域（土石流）以外であっても、土砂流出により負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたもの及びこれら被害のおそれが生じたもの
	地すべり	地すべりが発生した場合
	がけ崩れ	土砂災害警戒区域（急傾斜）において斜面崩壊が発生したもの又は土砂災害警戒区域（急傾斜）以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
その他	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。

電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項に該当しない被害とする。
被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被災者	り災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第4節 災害広報・広聴の実施

《危機管理室、企画総務局広報課・市民相談センター、健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

地震災害時において、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民や報道関係者等に対し、地震に関する情報や対策等を迅速かつ的確に周知徹底するとともに、地震災害に関する要望、苦情、相談等に応じる。

第1 広報活動

地震災害時における広報活動は、地震発生後速やかに開始し、以後応急活動の進展に伴い、適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たっては、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、要配慮者への十分な配慮を行う。

1 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、企画総務局広報課のほか関係部局又は各区は広報窓口を設置し、災害被災者のニーズを十分把握したうえで、災害の状況に関する情報、ライフラインや交通施設といった公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、ホームページや地域の掲示板又は回覧板を活用し、情報提供を行い、防災行政無線による情報の掲示場所の周知に努める。

また、聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者への十分な配慮を行い、避難行動要支援者に対しては、訪問指導の機会を活用して情報提供に努める。

2 広報事項

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震（余震も含む）・津波・気象に関する情報
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 消火、人命救助の協力呼びかけ
- カ 市域被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）
- キ 本市の応急対策実施状況
- ク その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

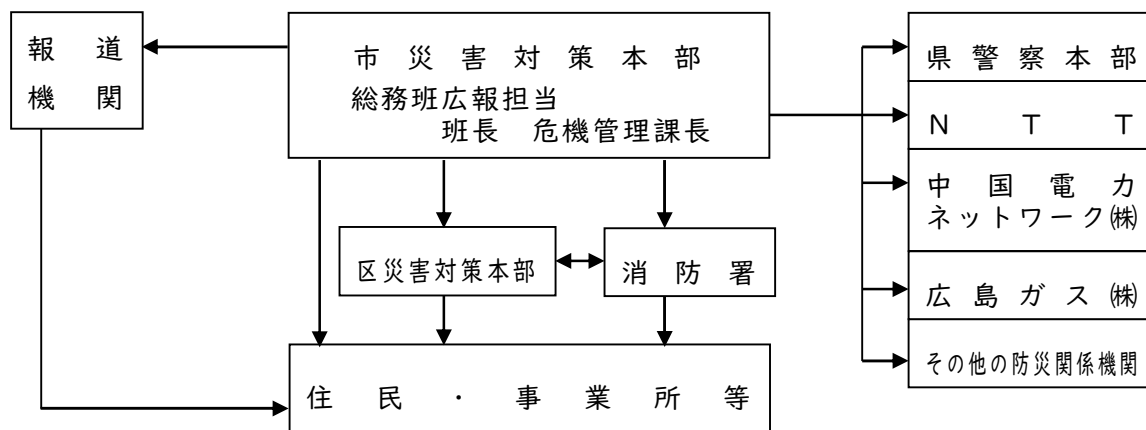
- ア 地震・津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施情報
- ウ 安心情報
- エ 生活関連情報
 - (ア) 電気・ガス・水道・下水道
 - (イ) 食料・生活必需品の供給状況
- オ 通信施設の復旧状況
- カ 道路交通状況
- キ 交通機関の運行状況
- ク 医療機関の活動状況
- ケ ボランティアの活動状況
- コ 臨時相談所に関する情報
- サ その他必要な事項

(3) 救援期の広報

- ア 避難場所等の状況
- イ 生活援護情報
 - (ア) 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - (イ) 市税の減免等

- ウ 企業援護情報
- エ 義援金等の支給手続き
- オ 公共施設の復旧状況
- カ 罹災証明の発行手続き
- キ 本市の応急対策実施状況及び今後の見通し
- ク 死者、行方不明者の状況
- ケ 仮設住宅の設置及び申込み手続き
- コ その他必要事項

3 広報事項の伝達系統



4 広報窓口の設置方法

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に関係部局・各区に設置し、総務班広報担当の統制の下、関係部局・各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

5 広報の方法

- (1) テレビ・ラジオの利用
 - ア 報道機関に依頼して行う方法
 - イ 市政広報番組の利用
 - ウ 文字多重放送の利用
 - エ 特別報道番組の要請
- (2) 臨時災害放送局の利用
- (3) 市ホームページ、市公式SNS、市防災情報共有システムの利用
- (4) 避難誘導アプリの利用
- (5) 広島市防災情報メール配信システムの利用
- (6) 被災者支援ナビの利用
- (7) 既存の無線放送の利用

区災害対策本部は、既存の無線放送の活用を図る。
- (8) 広報車の利用
 - ア 区災害対策本部は、災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。
 - イ 広報車による広報は、音声のみならず、場合によっては食料・医療・避難場所等に関する情報紙の配布も行う。
 - ウ 市災害対策本部は、必要に応じて広報車等を確保し、必要とする地区へ派遣する。
- (9) 航空機の利用

市災害対策本部は、必要に応じて消防局航空機を派遣して、広報を実施する。
- (10) 職員による広報

区災害対策本部は、広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣して広報を行う。
- (11) チラシ等の配布

市災害対策本部及び区災害対策本部は、必要に応じて安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

第2 報道機関への情報提供

- 1 報道機関への情報提供は、定期的に又は随時に、記者会見又は資料提供等により行う。
- 2 被害状況等により、必要に応じてプレスセンターを設置する。プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。

第3 広聴活動

1 要望等の処理

企画総務局市民相談センター、各局等又は各区において市民から聴取した要望等は、必要に応じて関係する局・区等及び防災関係機関で連携し、適切な対応を行う。

2 市民相談窓口の設置

区本部は、市災害対策本部の指示又は必要に応じて、生活支援等のための相談をワンストップで行う市民相談窓口を、各区役所のほか指定避難所や市有施設等に設置する。区役所外に窓口を設置する場合は、設置場所や相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

第4 広報・広聴状況の報告

区本部及び各局等は、広報を実施した場合又は市民からの要望・苦情・相談等の広聴を実施した場合には、対応状況を市災害対策本部（総務班広報担当）及び企画総務局長へ報告する。

（資料編）3-4-1 要望・苦情・相談等の所管課一覧表

第5節 避難対策

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を地震災害から守るため、避難に関する情報の伝達については、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起、高齢者等避難、避難指示等を段階的に発信・発令する。

また、倒壊・流出等により住家を失った被災者を保護するため、指定避難所の開設等の避難対策を講じ、民間住宅の確保など多様な避難所の確保に努めるものとする。

第1 避難所の行動と避難場所等の関係

地震発生直後、住民は自宅又は職場にいたことが危険と判断した場合には、直近の一時的な退避場所、指定避難所、指定緊急避難場所（大火）に避難し、しばらく余震の状況等を見ることになる。また、一時的な退避場所、指定避難所が市街地の大火により延焼の危険が迫ってきた場合には、独自に、あるいは自主防災組織等の誘導により、指定緊急避難場所（大火）に避難する。

延焼危険や他の危険が収まって緊急の危険がなくなった場合において、住民は各自の住家等の状況を確認することとなるが、住家等の倒壊・焼失等により生活の場を失った住民は、臨時的な宿泊・滞在の場所である指定避難所へ避難する。指定緊急避難場所（大火）は他の応急対策に利用できるようにするため、危険が去った後もとどまる住民に対しては、指定避難所へ避難するよう誘導を行う。

第2 注意喚起

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意

識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ア) 気象情報 (状況に応じて津波に関する情報も伝達する。) (イ) 留意事項	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に 対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE)

第3 高齢者等避難

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

高齢者等避難の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

高齢者等避難は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
高齢者等レベル3 警戒者等避難	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者及び避難支援等関係者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 避難誘導アプリ ※ その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

第4 避難指示

《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

1 避難指示等の発令者

(1) 避難指示の発令者

ア 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

イ 避難指示の発令者については、原則区長とする。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示を発令する必要がある場合や、津波による避難指示を発令する必要がある場合は市長が発令する。

(2) 緊急安全確保の指示の発令者

緊急安全確保の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難指示等が発令する必要がある場合は市長が発令する。

(3) 市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難指示等が発令する状況が生じた場合は、次に記

載する代理者が、基準に基づき躊躇なく発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	—	—

(4) 災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

(5) 避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア 災害対策基本法に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内待避等を指示する。 必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。	第 60 条 第 1 項・ 第 3 項
知事及び知事の命を受けた職員	同上的場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	第 60 条 第 6 項
警察官・海上保安官	市長が、避難のための若しくは緊急安全確保の指示をできないとき、又はその代行を要求したとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	第 61 条 第 1 項

イ その他の法令に基づく避難措置

実施者	措置する場合	措置の内容	根拠法令
市長 (水防管理者)	津波により著しい危険が切迫した場合	立退きを指示する。	水防法第 29 条
知事及び知事の命を受けた職員	同 上	同 上	同 上
	地すべりの危険が切迫した場合	同 上	地すべり等 防止法第 25 条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある災害において特に急を要する場合	関係者等に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。 関係者等に危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じる。	警察官職務 執行法第 4 条
災害派遣を命じられた 自衛官	同上的場合において、警察官がその場にはいないとき。	同 上	自衛隊法第 94 条

2 避難指示等の発令

- (1) 実施担当機関：原則区長
- (2) 避難指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況等であり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象区域 (エ) 避難場所 (オ) 留意事項 ※(エ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報共有システム (ウ) 市防災情報メール配信システム (聴覚障害者へのFAX、避難行動要支援者等への電話通知含む。) (エ) 市ホームページ (オ) SNS(X、Facebook、LINE) (カ) 県防災情報システムを通じたLアラート (キ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ク) サイレン (ケ) 避難誘導アプリ ※1 その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※2 (ク)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況において、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		

(注) 津波に対する避難指示等の具体的な判断の基準は、水防計画第4章第3節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

- (3) 市長及び区長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求めることができる。
- (4) 市長及び区長は、避難指示等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難場所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。
また、急激に気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難指示等の発令につなげるため、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。
区長は、避難指示等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。
なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。
- (5) 市長及び区長は、必要と認める場合は、県警察及び自衛隊に対し、避難指示等の伝達について協力を要請する。
- (6) 区長は、避難指示等を発令する場合は、必要に応じて消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- (7) 避難指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた消防職員・消防団員へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。
- (8) 市長は、避難指示等の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- (9) 避難指示を発令する場合において、立退き先を指定するときは、本市が指定する

指定緊急避難場所又は指定避難所の中から選定する。

- (10) 区長、消防局長又は消防署長は、地震による災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。
- (11) 区長、消防局長又は消防署長は、警戒区域を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、警戒区域の設定に関する事項について助言を求めることができる。
- (12) 避難指示の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。
また、指定緊急避難場所を開設するいとまがなく、避難指示を発令した場合、避難場所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

3 報告及び公表

- (1) 市長は、避難指示を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 区長は、避難指示を発令したときは、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

(資料編) 参考危予－7 災害時における放送要請に関する協定

第5 避難誘導

《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

- 1 声かけ避難は、自主防災組織等が主体となっていく。消防団員、消防職員、警察官等は可能な限りこれを支援する。
- 2 避難誘導は、区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等と連携を密にし、避難者が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
- 3 速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に、誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、避難者の速やかな避難誘導を行う。また、帰宅途上者に対しては交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等へ誘導を行う。
- 4 避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に対しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- 5 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- 6 避難誘導に当たる職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第6 避難路の確保

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、避難誘導を行うため、避難路の確保が必要と認めるときは、市災害対策本部を通じて、防災関係機関又は災害協力事業者等に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できる。

第7 指定緊急避難場所等の開設等

- 1 指定緊急避難場所の開錠《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

区長は、地震発生後、避難者を収容するため、必要と認めるときは、施錠している区内の指定緊急避難場所を開錠する。緊急に避難が必要で区長の判断を待ついとまがないと認められる場合には、指定緊急避難場所の施設の管理者が開錠を行う。

- 2 指定避難所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》
- (1) 区長は、倒壊・焼失等により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、指定避難所を開設し、原則として職員を管理要員として当該指定避難所へ派遣する。なお、開設についての区長の判断を待ついとまがないと認められる場合には、指定避難所の施設管理者又は指定避難所運営マニュアルに定められた者が開錠を行う。
 - (2) 指定避難所の開設に当たっては、その開設の前に、避難場所となる建築物について、応急危険度判定を行う。ただし、建築物等に外傷がなく、多数の避難者が避難所を求めているといった緊急の状況でやむを得ない場合には、開設後に判定を行うことができる。
 - (3) 指定避難所を開設したときは、区長は直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。
 - (4) 開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの方や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
また、仮設トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
 - (5) 区長は、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 3 指定避難所の運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》
- (1) 区長は、原則として、開設した避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。
 - (2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。
また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。
 - (3) 区長は、管理要員を通じて、あるいは電話等を通じて、避難者に正確な情報の提供を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。
 - (4) 管理要員は、当該指定避難所の施設の管理者及び避難者の自主防災組織等と連携して、施設のうち、使用できる場所・立入り禁止区域等を設定し、避難者に知らせる。避難者はそれに基づき、占有場所を決めることとなるが、その際、要配慮者については、占有場所について配慮する。管理要員が派遣されていない指定避難所については、施設の管理者及び自主防災組織等が連携して設定し、自主防災組織等が避難者に知らせるものとする。
 - (5) 管理要員は、自主防災組織等の協力を得て、避難者名簿を作成し、区長に報告する。管理要員が派遣されていない指定避難所においては、自主防災組織等が避難者名簿を作成する。
 - (6) 区長は、報告を受けた避難者名簿に基づき、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を指定避難所別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。
 - (7) 区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。
また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。
 - (8) 管理要員、自主防災組織等及び施設の管理者は、指定避難所の運営に必要な次の項目について協議を行い、その協議結果に基づいて、指定避難所の運営を行う。
ア 食料・生活必需品の分配方法

- イ 給水体制・分配方法
- ウ し尿・ゴミ等の処理方法
- エ 指定避難所内の連絡方法
- オ 災害ボランティアとの協力体制
- カ 要配慮者への対応
- キ その他指定避難所の円滑な運営に資する事項

(9) 指定避難所での生活が困難と認められる要配慮者については区災害対策本部へ連絡したうえで福祉避難所又は被害のない社会福祉施設等へ、傷病者については、区災害対策本部へ連絡したうえで、被害のない社会福祉施設・病院等への二次避難を行う。

(10) 健康福祉局長は、避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。

(11) 道路交通局長は、入浴施設が避難所に近接した場所がない場合は、バス協会等と連携し、避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。

(12) 健康福祉局長は、避難所における被災者支援を総括する。

4 男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

5 指定緊急避難場所（大火）等に避難した者の指定避難所への誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

指定避難所において、給水、食料・生活必需品の配布を行うことから、指定緊急避難場所（大火）や公民館・集会所等に避難した者に対しては、危険が去った段階で、防災行政無線、広報車、航空機を使っての広報や、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対する放送要請等により、指定避難所に移動するよう呼びかけを行う。

やむを得ず、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、その状況を把握し、市長（危機管理室）に報告するとともに、必要な支援を行う。

第8 市域外への避難者の受入要請

《危機管理室災害予防課》

1 県内他市町への受入要請

(1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）あてに協議する。

県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

(2) 協議先の市町における受入施設の決定及び通知

市長は、協議先市町長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告する。

(3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

(4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告する。

2 県外市町村への受入要請

(1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受入について協議することを求める。

- (2) 県外市町村における受入施設の決定及び通知
市長は、県知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。
- (3) 本市避難者への情報提供
本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。
- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合
市長は、本市避難者の県外市町村における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を県知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第6節 食品・生活必需品の供給等

災害によって、多数の市民が家屋の倒壊・焼失等により食品・生活必需品を失った場合、被災者に対し速やかにこれらの給与等を行う。

第1 救援物資の取得

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、経済観光局経済企画課・商業振興課・農政課・中央市場・東部市場・食肉市場、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本項において、救援物資とは、災害救助法第4条1項第2号に規定される「食品」のほか、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」の運営に必要な「消耗性の日用品」や「日用備品」を指す。なお、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。

1 市備蓄救援物資の活用

市民が日頃から備蓄している食品・生活必需品の消費を最優先するとともに、本市が分散備蓄倉庫（指定避難所等）、集中備蓄倉庫（広島市民球場防災備蓄倉庫等）に備蓄している救援物資及び循環備蓄している救援物資を活用する。

なお、分散備蓄救援物資の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所運営本部長が行う。

また、集中備蓄・循環備蓄救援物資の活用は、市災害対策本部事務局統制・検討班が行う。

2 域内での救援物資調達

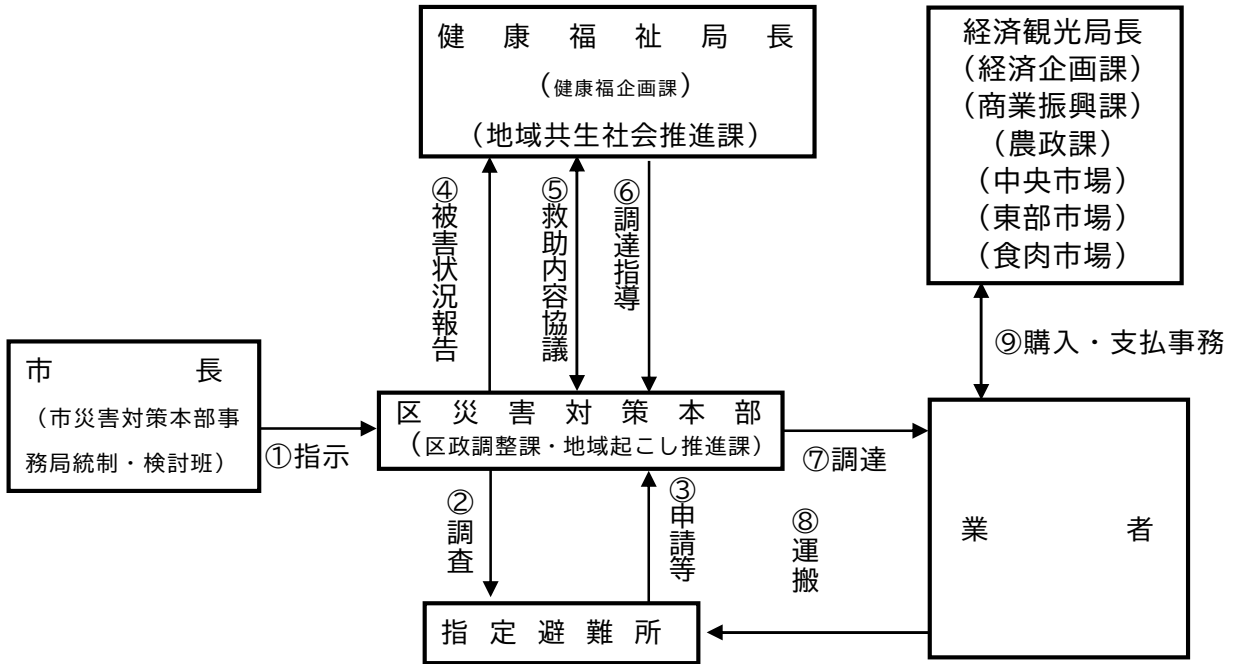
物的ニーズに対し、本市の備蓄救援物資では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分である場合には、域内で協定締結事業者又はその他の事業者から救援物資を調達する。

この域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。

域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。

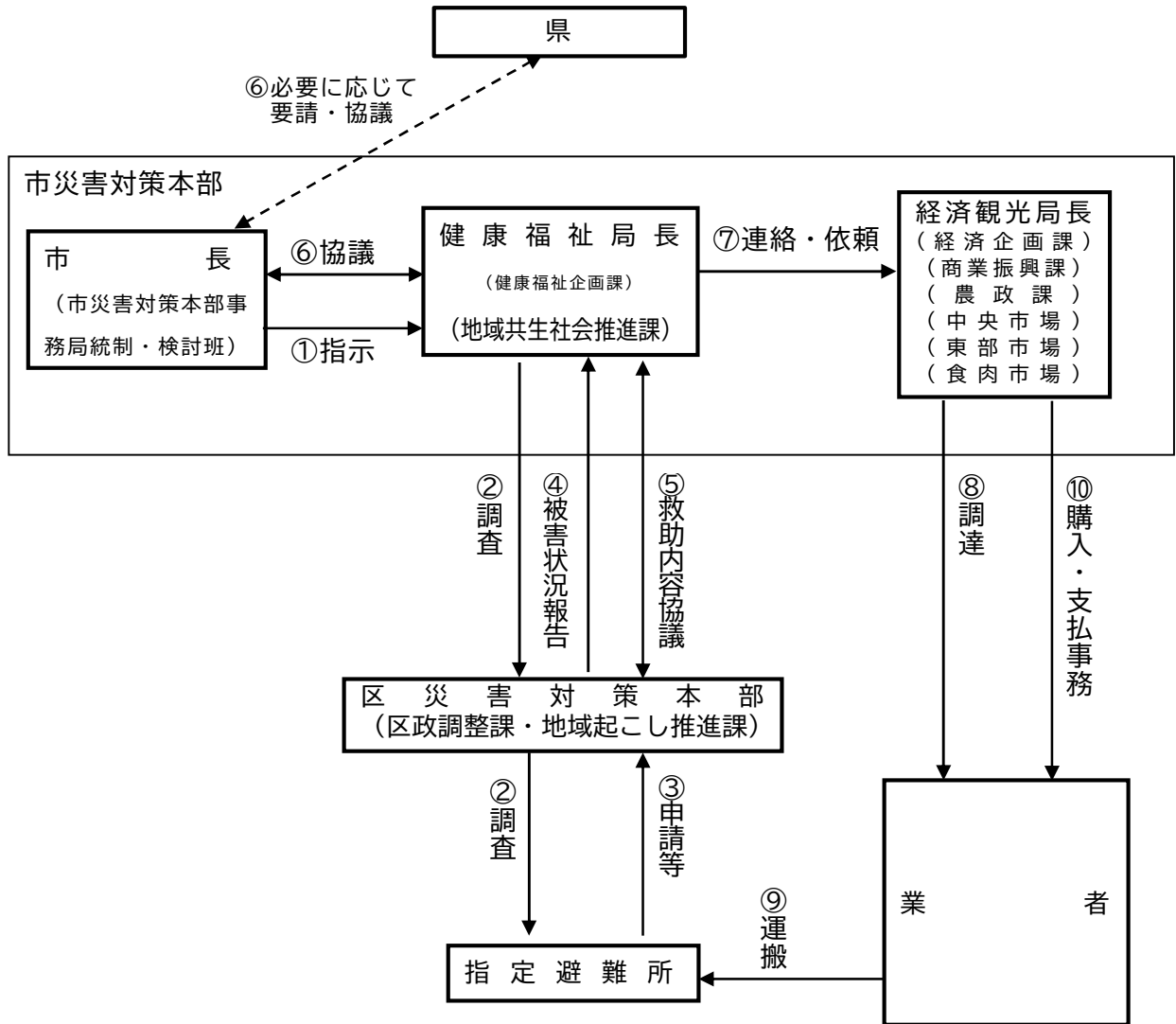
調達時の区災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー一図による。

(1) 区災害対策本部で行う場合



- (注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑨ 調達に係る購入・支払事務については、経済観光局が行う。

(2) 区災害対策本部で行えない場合又は市で一括して取得する方が有利な場合



- (注) ② 被災者の数、食品・生活必需品の必要数等を的確に把握する。
 ⑥ 大規模災害時においては、県と連携をとりながら対応する。なお、調達に係る購入・支払事務については、関係団体・企業等と締結した災害協定に基づき、経済観光局の各協定所管課が行う。

域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（２次拠点）は開設しない。

- (資料編) 参考産商－１ 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書（協同組合広島総合卸センター）
 参考産商－２～８ 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書（イオンリテール㈱西日本カンパニー，マックスバリュ西日本㈱，生協ひろしま，㈱イズミ，㈱ファミリーマート，フレスタグループ，㈱福屋）
 参考産商－９ 災害時におけるLPガス等の調達及び供給等の協力に関する協定（（一社）広島県LPガス協会）
 参考産商－１０ 災害時における畳の調達及び供給に関する協定（「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会）
 参考産商－１１ 災害時における食料品・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する覚書（株式会社セブン－イレブン・ジャパン）

- 参考農政－１ 災害時における食料の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
(全国農業協同組合連合会広島県本部他４社)
- 参考農政－２ 災害時における飲料品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書
(㈱アクアクララ中国)
- 参考場中－３ 災害時における生鮮食料品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書
(広島市中央市場連合会・広島市中央卸売市場東部市場運営協議会・広島市食肉市場売買参加者組合)
- 参考調政－４ 広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書
(株式会社ポプラ)

3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援）

物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。

物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により行う。

国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（２次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所等に輸送する。

（資料編） 2－13－1 広島市受援計画

4 救援物資（食品、避難所運営に必要な消耗性の日用品、日用備品）以外の物資の取得

各局及び各区災害対策本部で使用する物資の取得は、各局及び各区災害対策本部がそれぞれ行う。

応急仮設住宅の入居者等に給与する生活必需品（災害救助法第４条第１項第３号に規定される「被服、寝具その他生活必需品」等）の取得は、健康福祉局と経済観光局が協力して行う。協力要領については広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）第３章第６節のフロー図による。

災害救助法第４条第１項第８号に規定される「学用品」の取得は教育委員会が行う。

公的住宅及び災害救助法第４条第１項第１号に規定される「応急仮設住宅」施設の提供と一体的に提供する「生活必需品」の取得（健康福祉局の所掌のものを除く。）は都市整備局が行う。

災害救助法第４条第１項第２号に規定される「飲料水」の取得（食料として取り扱うペットボトル飲料等を除く。）は水道局が行う。

第２ 救援物資補給輸送拠点（２次拠点）

《危機管理室、健康福祉局、経済観光局、道路交通局道路管理課、各施設所管課》

1 救援物資補給輸送拠点（２次拠点）の候補地

以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。

- ・協定等を締結している民間団体が提供可能な施設
- ・広島みなと公園・メッセコンベンション等交流施設用地一帯
- ・広島広域公園一帯
- ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール
- ・安佐北区スポーツセンター

（資料編） 参考危予－26 災害時における物資輸送拠点及び物資輸送等に関する協定
(福山通運株式会社)

参考危予－27 災害時における救援物資の受入及び輸送等に関する覚書
(佐川急便株式会社)

2 救援物資補給輸送拠点の編成

市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は、市災害対策本部事務局受援班の指揮下に、市職員（指揮監督職員（経済観光局・道路交通局から動員）、指定公共機関・指定地方公共機関である輸送事業者、流通事業者、その他の輸送事業者・流通事業者の応援職員（労務借上による）、自衛隊（災害派遣による）等の人員により編成する。

3 受援班と救援物資補給輸送拠点本部の業務分担

区分		主な担当業務
受援班		<ul style="list-style-type: none"> ・物的受援に関する他自治体等との調整 ・拠点の設置・廃止・移転の調整 ・拠点運営要員の確保・増員の調整 ・拠点運営施設・資材の確保の調整
救援物資補給輸送拠点 (2次拠点)	本部長・副本部長	・拠点運営の統括
	入荷管理・在庫管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の入荷の調整 ・救援物資の在庫管理
	出荷管理班	・救援物資の出荷の調整
	輸送調整班	・出荷救援物資の輸送の調整
	荷役作業指揮班	・荷役・仕分作業の指揮
各荷役・仕分作業隊		・荷役・仕分け作業の実施

(資料編) 2-13-1 広島市受援計画

第3 炊き出しその他による食料の給与

《健康福祉局地域共生社会推進課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 炊き出しその他による食品の給与の対象者

次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者に対して行う。

- (1) 避難指示により開設された避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者
- (3) 避難指示が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者
- (4) その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

2 給与の基準

1人1日当たりの基準額は、原則として災害救助法の基準額以内とし、被災者が直ちに食することができる現物によることを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊き出しで代えることができる。

第4 被服、寝具その他に生活必需品の給与

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課、各区市民課・保険年金課・生活課》

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

次のすべてに該当し、市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認めた者に対して行う。

- (1) 災害により住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品 目	内 容 (例)
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
上 下 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘、ビニールシート等
日 用 品	石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
調 理 道 具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ等
食 器	茶碗、皿、箸等
光 熱 材 料	マッチ、LPガス、カセットコンロ用燃料、電池等
消 耗 器 材	紙おむつ、生理用品、ストーマ用装具等

3 給与等の基準

1人当たりの基準額は、原則として災害救助法の基準額以内とし、給与又は貸与は現物をもって行う。

第7節 給水及び上水道施設応急対策

地震災害による水道施設の破損又は飲料水の枯渇・汚染等により、飲料水に適する水を得ることができない者に対し、応急用資機材を活用して飲料水の確保及び供給を図るとともに、速やかに水道施設の応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を確保する。

第1 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の義務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法 令 名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知 事 (市 長※)	災害救助法第2条、4条 災害救助法施行令第17条
市長が飲料水等の家庭用水の使用禁止を命じた場合で、その期間の供給を市長が指示したとき	市 長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第31条

※知事が実施を委任した場合

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、水道事業管理者が供給の義務を有する。

第2 応急活動の方針

《水道局維持課》

応急活動の実施に際しては、被災者が暖かさを感じるきめ細やかさに配慮するとともに、1日も早い応急復旧を目指す。

- 1 発災後 24 時間以内では、避難所、医療機関等への水の供給に全力をあげる。
また、応急給水による飲料水の供給や水道施設の応急復旧のための広域的応援体制の確立に努める。
- 2 発災後 72 時間以内で、水道施設の復旧に着手するよう努める。
- 3 発災後 10 日以内で、応急復旧した水道施設により生活用水の供給を開始するよう努める。
- 4 発災後 4 週間以内で応急復旧を終えるよう努める。

第3 組織及び体制

《水道局企画総務課》

1 災害・事故対策本部の設置

- (1) 非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、水道事業管理者を本部長とする災害・事故対策本部を設置する。なお、本部が設置された場合には、広島市水道局災害・事故対策要綱に基づく指令室を設置する。
- (2) 水道事業管理者が事故や不在等の非常時には、副本部長である水道技術管理者、本部員である局次長、配列順序による他の部長級職員の順にその職務を代理する。
- (3) 本部は、庁舎の被災状況により、基町庁舎、高陽庁舎、緑井庁舎の順位で設置する。

2 初動体制の強化

職員は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合には、直ちに自発的に自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、二次災害の防止、被害状況の把握、応急給水及び応急復旧の準備等の初期活動を展開する。

3 応急復旧体制の確立

- (1) 迅速な復旧作業を推進するため、広島市指定上下水道工事業協同組合、漏水調査会社、水道用資機材生産業者及び各種設備機器の専門メーカー等に応援の要請を行う。
- (2) 電源供給が停止の場合には、中国電力ネットワーク(株)に早期復電の要請を行う。
- (3) 電話回線が不通の場合には、西日本電信電話(株)に早期復旧の要請を行う。

4 広域的応援体制の確立

- (1) 被害の程度により広域的な応援体制が必要と判断される場合には、水道局災害・事故対策本部が市災害対策本部と連携をとりつつ、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(資料編参考水企-1)、東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書(資料編参考水企-2)、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱及び日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱(資料編参考水企-3及び4)に基づき、応援の要請を行う。
- (2) 協定を締結していない他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路(株)等の防災関係機関への応援要請は、市災害対策本部長(市長)が県知事を通して行う。

5 緊急水源の確保

必要に応じて、呉市との「地震・異常湧水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定」(資料編参考水維-1)に基づき、給水の応援要請を行う。なお、協定に定めている相互融通地点と方法は、次のとおりである。

- (1) 相互融通地点
 - ア 安芸郡坂町小屋浦～呉市天応福浦町
 - イ 安芸郡坂町平成ヶ浜～呉市天応西条・大浜
 - ウ 広島市安芸区矢野町～呉市焼山泉ヶ丘
- (2) 水道水の融通方法
連絡管及び消火栓による相互融通

第4 被害状況の把握

浄水場及び管理事務所を中心に被害調査班を編成し、情報収集を行う。なお、発災直後においては、徒歩、自転車又はバイクを利用して実施する。

1 調査の方法

- (1) 初期活動要員の参集途中で知り得た情報の収集《水道局企画総務課》
- (2) 太田川・三篠川・根谷川及び取水口における水源監視調査《水道局設備課・水質管理課》
- (3) テレメータ・集中監視装置等による配水池及びポンプ所の稼働状況調査及び配水池水位の低下状況調査《水道局設備課》
- (4) 配水幹線の流量測定調査《水道局維持課》
- (5) 施設パトロールによる目視調査《水道局設備課》
- (6) 管路パトロール、音聴漏水調査《水道局維持課》
- (7) 関係機関からの情報収集《水道局企画総務課》
- (8) 住民からの通報《水道局企画総務課》

2 調査の優先順位

あらかじめ被害想定調査に基づき定めた点検箇所を重点に、二次災害のおそれや水供給の影響度等を考慮して、順次実施する。

3 緊急の措置《水道局維持課・設備課》

- (1) 被害が甚大と判断される区域については、所管の浄水場及び管理事務所に連絡し、配水池及び配水本管のバルブを閉止する等の措置を講じる。二次災害のおそれがある場合も同様とする。なお、連絡するいとまがないと認められる場合には、自己の判断により臨機の措置を講じ、直ちに所管の浄水場及び管理事務所に報告する。
- (2) 200 ミリメートル以下の配水管の破損を発見した場合、バルブを閉止し、所管の管理事務所に報告する。
- (3) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、主要配水池の緊急遮断弁が正常に作動していることを確認し、全閉になっていない場合には、初動体制で参集した職員が手動により閉止し、所管の浄水場へ連絡する。

4 防災拠点施設等の調査《水道局維持課》

避難所、救急病院等の防災上重要な施設や福祉施設等の要配慮者の施設については、所管する各局等が情報収集を行い、市災害対策本部へ被害状況と応急給水の必要性について報告する。

第5 水質の保持

《水道局設備課・水質管理課》

広範囲な断水後、給水を開始する時には、給水を開始する水に残留塩素が確保できるように浄水場出口での消毒を強化する。

第6 給水対策

《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

1 応急給水の目標

発災後3日間は1人1日3ℓとする。それ以後は、生活用水の確保に向けて運搬距離を短くするよう配慮し、応急復旧の各段階において、次の方法により水量の拡大に努める。

- (1) 第一段階
給水車による運搬給水及び飲料水兼用型耐震性防火水槽からの給水
- (2) 第二段階
配水幹線付近での仮設給水栓の設置
- (3) 第三段階
配水支管上での仮設給水栓の設置
- (4) 第四段階
仮配管からの各戸給水及び共用栓による給水

2 飲料水の確保

- (1) 浄水場内の配水池、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽において、発災後10日分の水量を確保する。
- (2) 給水車等で自己確保しようとする水道使用者に対しては、浄水場内に専用の給水基地を設け、極力その要請に応じるよう努める。
- (3) 住民・企業においても、可能な限り、飲料水の確保・備蓄に努める。

3 給水方法

- (1) 給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。
なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。

ア 避難場所等

飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。

イ 医療機関等

災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

- (2) 応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上での仮設給水栓の設置等を行い、市民の水運搬距離を短くするよう配慮する。なお、この管理運営については地域住民が行う。

4 応急給水用資機材の調達

水道局並びに避難場所、医療機関、福祉施設又は各局が保有する応急給水用資機材を使用する。また、他都市の応援を得ながら確保するとともに、必要に応じて業者からも調達する。

(資料編) 3-7-1 緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

3-7-2 指定緊急避難場所(大火)と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考水維-1 地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考水維-3 広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時等における応急給水に関する協議書

参考水維-4 広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時等における応急給水に関する覚書

第7 施設の応急対策

《水道局維持課・設備課》

1 施設の応急復旧順位

施設の応急復旧順位は、次のとおりとする。

- (1) 取水・導水・浄水施設
- (2) 送配水施設
- (3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、一栓だけ水が出る範囲内とする。

2 配水管路の応急復旧順位

配水管路の応急復旧順位については、原則として次のとおりとする。ただし、災害応急活動の円滑な実施を図るため、又は市民活動の早急な回復を図るため、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮する。

- (1) 配水幹線及び配水本管(300ミリメートル以上)
- (2) 防災関係業務の実施機関に至るまでの配水管

- (3) 避難所、救急病院、人工透析が必要な患者を診療する医療機関に至るまでの配水管
- (4) 指定した福祉施設に至るまでの配水管
- (5) 住民が多数利用する施設（駅・港・バスセンター・ヘリポート・公衆浴場）に至るまでの配水管
- (6) 復興に向けて早期復旧を図る必要があると認められる地区の配水管
- (7) その他の配水管

3 応急復旧の方法

- (1) 水道局は、取水口～浄水場～配水池に至るまでの間に主力を傾注し、応援都市には主として配水管以降の復旧を要請する。
- (2) 被災地域を大ブロック・中ブロック・小ブロックに分割し、各々指揮者を定め実施する。
- (3) 管路の復旧に際しては、応急復旧の優先順位により路線選定をあらかじめ行い通水していく。
- (4) 必要に応じて、路上又は浅い土被りによる仮設配管の布設、仮設給水栓を設けるための消火栓の設置、通水範囲拡大のための中間バルブの設置、共用栓の設置等のあらゆる処置を講じて、早期仮復旧を図る。
- (5) 被害が甚大と判断される区域の復旧に際しては、ブロックに分割して行うものとし、次の手順により通水範囲の拡大を図る。
 - ア ブロック分割作業
 - イ 止水栓閉止作業
 - ウ 通水作業
 - エ 音聴漏水調査作業
 - オ 応急復旧作業
- (6) 水質検査班を逐次編成し、通水区域における水質を確認する。

4 応急復旧用資機材等の調達

- (1) 応急復旧用資機材

配水管及び各戸引込用の給水装置に被害を生じたときは、次のとおり諸資機材を調達する。

 - ア 250 ミリメートル以下の鋳鉄管及び給水装置材料
 - (7) 鋳鉄管は、水道局保有のものを使用する。
 - (i) 給水装置材料については、広島市水道局指定給水装置工事事業者の手持分による。
 - イ 300 ミリメートル以上の鋳鉄管

水道局保有のものを使用するが、必要量をまかなえない場合は、他都市及び生産業者から調達する。
- (2) 応急復旧用機械・器具

応急復旧に必要な機械・器具については、相当数保有する広島市水道局指定給水装置工事事業者等の関係業者の協力により対処する。

5 作業の報告

次の報告及び要請については、定められた様式により所管の管理事務所へ提出する。

- (1) 漏水調査報告
- (2) 漏水修理報告（道路上・宅地内）
- (3) 通水管路路線報告
- (4) 水圧測定報告
- (5) 仕切弁開閉報告
- (6) 止水栓閉止報告
- (7) バルブ・消火栓・止水栓設置要請及び報告
- (8) 水質検査報告
- (9) 道路上ガレキ撤去要請

6 作業上の留意事項

- (1) ブロック分割作業

バルブを閉止した場合、スピンドルキャップにビニルパイプをセットする。

- (2) 止水栓閉止作業
 - ア 住民に周知するためチラシを配布するとともに、鉄蓋にスプレー（赤色）でマーキングを行う。
 - イ ケレップ磨耗等のため止水栓が閉止できない場合、新たに止水栓を設置する。
- (3) 断水作業
 - 修理場所、管口径、管種、断水予定時間を所管の管理事務所へ連絡し実施する。
- (4) 通水作業
 - ア 通水しても給水する家屋がない場合、通水しない。
 - イ 中間バルブを設置すれば通水が可能な場合、配水管にバルブを設置する。
- (5) 水圧測定調査
 - 作業完了までの間、必要に応じてブロック毎に同一の消火栓で行う。
- (6) 水圧調整
 - 給水可能量に制約がある場合、水道局災害・事故対策本部から別途指示する。
(0.1MPa のバルブ調整等)

- (資料編) 参考水企－1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
 参考水企－2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
 参考水企－3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
 参考水企－4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
 参考水業－1 災害等における応急措置等の協力に関する協定書
 参考水維－2 災害時における応急措置の協力に関する協定

第8 広報対策

《水道局企画総務課》

住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行う。

1 広報の内容〈応急復旧時の広報〉

- (1) 水道の復旧に関する情報（通水状況と断水期間の目途等）
- (2) 応急給水場所の位置等に関する情報
- (3) 飲用時における衛生上の注意に関する情報
- (4) 受水槽の活用に関する情報

2 広報の方法

広報の方法については、本章「第4節 災害広報・広聴の実施」の「第1 広報活動」の「5 広報の方法」に定めるところに準じて、適時適切に実施する。

第8節 停電応急対策

長時間にわたる停電は、単に電気だけでなく、水、交通、通信などのライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、市民生活に不安と混乱を招くことに鑑み、停電時における都市機能の確保と市民生活の安定を図る。

第1 停電状況等の情報収集及び伝達

《危機管理室》

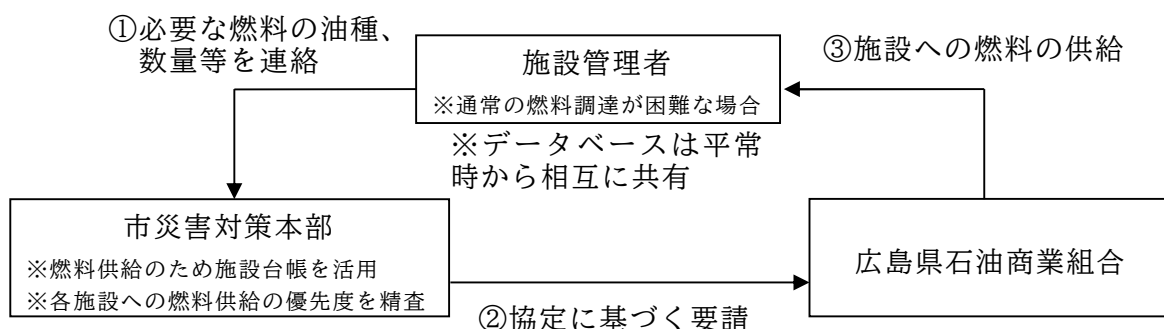
中国電力ネットワーク(株)は、停電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、本市及び関係機関に定期的に報告・通報するとともに、報道機関への情報提供、市民への広報活動を積極的に実施するものとする。

本市は、関係機関等から停電及びこれに伴う断水、交通、通信状況等、応急対策に必要な情報を収集し、これを関係部局等に伝達して、応急対策の迅速な実施を図る。また、市民に対し、適時適切な情報提供を行い、市民生活の不安と混乱の解消を図るものとする。

第2 公共施設の機能確保

《危機管理室、市有建築物管理担当課》

- 1 市役所・区役所等の災害対応の核となる施設については、自家発電設備の機能維持、応急資機材の活用等により災害対応に万全を期するとともに、窓口業務等の市民サービス機能の確保を図る。また、水道施設、下水道施設についても機能保持に努め、これら以外の公共施設にあっても、早期の機能回復により市民への便宜供与等を積極的に行う。
- 2 平時に供給している業者等から防災拠点施設等の自家発電設備に使用する燃料を調達することが困難な場合には、次のフローにより、「大規模災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定」(資料編参考危予-9)に基づき、広島県石油商業組合に対して協力を要請する。



なお、不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。

第3 応急給水活動

《水道局維持課》

飲料水・生活用水等の供給については、本章第7節「給水及び上水道施設応急対策」に定めるところにより対応するとともに、関係機関等と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、拠点・運搬・仮設給水方式による応急給水を実施する。

第4 交通輸送機能の確保

《道路交通局道路管理課》

信号機停止に伴う交通輸送の混乱の解消については、県公安委員会、警察署と密接な連携を保ちながら、早急な対応を図る。また、公共輸送機関の協力を得て輸送機能の確保を図る。

第5 通信機能の確保

《危機管理室災害対策課》

無線通信機能の確保に万全を期するとともに、電話通信機能の確保については、西日本電信電話(株)に対して、関係機関・部局等への臨時回線の設置、また、市民が利用できる臨時公衆電話の設置等を要請する。

1 特設公衆電話（無償）の整備・要請

災害救助法が適用された場合等に、避難所に設置する無料電話をいう。

既設の回線数及び設置場所では、避難所の運営に支障を及ぼす場合には、指定避難所開設後に、区又は市災害対策本部を通じて当該回線の増設及び設置場所の変更を西日本電信電話(株)に要請するものとする。

要 請 先	応 答 先
082-226-2127	NTT西日本中国支店災害対策室

2 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区 分	申込み先ダイヤル番号	応 答 先
臨時電話等	116	116センター

※ 一般の電話申込みもこの番号である。

3 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

申 込 み 先	電 話 番 号
(株)ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

（資料編）3-8-1 特設公衆電話回線整備一覧表

参考危予-14 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

第6 医療機関の機能確保

《健康福祉局医療政策課》

医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。また、民間医療機関については、県、医師会、病院協会の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

第7 要配慮者対策

《健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・健康推進課・各区福祉課・地域支えあい課》

要配慮者については、次により二次的な被害の防止を図る。

- 1 戸別訪問、電話等による安否確認
- 2 非常通報装置等の機能確認
- 3 近隣居住者、自主防災組織への支援協力要請
- 4 救護のための職員等の派遣
- 5 社会福祉施設等の状況の把握

第8 衛生対策

《健康福祉局食品保健課・食品指導課・環境衛生課、各区生活衛生担当》

停電・断水等に伴う食品衛生上の注意を市民に呼びかけるとともに、食品取扱い施設、流通食品等の衛生監視・指導及び環境衛生の監視・指導を徹底する。

第9 廃棄物・土砂の処理対策

《環境局環境政策課・施設課・埋立地整備管理課・業務第一課・業務第二課》

災害により副次的に生じたごみ及びし尿の収集、運搬、処分については、本章第15

節「廃棄物・土砂の処理対策」に定めるところにより、迅速な対応を図る。

第10 文教対策

《教育委員会事務局健康教育課》

信号機の停止に伴う児童生徒の通学時の安全確保を図るため、主要交差点での交通安全指導等必要な対応を行う。

第11 消防・救急救助体制の強化

《消防局警防課・救急課・予防課》

出動体制の強化、通信連絡機能の確保、貯留水利の確保により災害対応に万全を期する。

また、警戒巡視の実施により出火防止を図るとともに、医療機関と密接な連携を保ちながら、救急救助事案への迅速な対応を図る。

第12 食料品・生活関連用品の確保

《市民局消費生活センター、経済観光局経済企画課・中央卸売市場》

- 1 食料品及び照明器具、乾電池、燃料等の確保並びに安定供給について関連業者への協力要請、指導を行うとともに、便乗値上げ等への監視体制を強化し、その防止を図る。
- 2 食料品の確保が困難な市民に対しては、食料品の供与等の便宜を図る。

第13 支援協力の実施

《各関係課》

1 防災関係機関等への支援協力

電力施設のほか、医療機関や社会福祉施設など、その機能の維持・確保、災害復旧が早急に必要なものについては、本市の保有する資機材等の貸与、職員の派遣等による支援協力を積極的に実施する。

2 市民への支援協力

災害復旧及び市民生活の安定化を図るため早急に実施する必要があるものについては、本市の保有する資機材等の活用、必要資機材の斡旋などの支援協力を積極的に実施する。

第14 広報・広聴活動

《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課》

広報・広聴活動については、本章第4節「災害広報・広聴の実施」に定めるところにより、適時適切に実施する。

第9節 消防活動対策

地震が発生した場合、火災等から市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、消防の施設・装備・人員を最大限に活用し、迅速な消防活動の展開を図る。

第1 活動方針

《消防局総務課》

大規模地震発生時には、家屋の倒壊等によるほか、同時多発火災による極めて大きな人命危険が予想されるため、総力をあげて出火防止、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るとともに、効率的な救助・救急活動を実施する。

第2 初動体制の確立

1 消防局の体制

- (1) 警防本部の強化《消防局警防課》
消防部隊の災害活動を総括的に処理するため消防局長が必要と認めるときは、警防本部機能を強化する。
- (2) 指令・通信体制の確立《消防局警防課》
通信指令室は、通信設備の機能検査を行い、指令及び通信体制の確立に当たるものとし、各消防署所のすべての無線局を開局させる。
- (3) 航空機出動体制の確立《消防局警防課》
 - ア 航空機の保守を第一とし、直ちに出動体制を整える。
 - イ 航空機が格納庫にある場合は、速やかに駐機場へ移動する。
 - ウ 航空機が飛行中の場合は、上空偵察に移行し、必要により基地に帰隊する。
- (4) 被害状況の把握《消防局警防課》
消防局（警防課）及び消防署所は、火災発生及び被害状況等の情報収集を行う。
 - ア 航空機・船舶による情報収集
 - イ 画像伝送システムによる情報収集
 - ウ バイク・自転車を活用した情報収集
 - エ 署所の屋上から見分
 - オ 署所付近の高層建物から見分
 - カ 出動消防職員からの聴取
 - キ 区災害対策本部派遣職員からの聴取
 - ク 参集消防職員からの聴取
 - ケ 消防団員からの聴取
 - コ 住民等からの聴取
 - サ 関係機関からの聴取
- (5) 医療機関情報の収集《健康福祉局保健医療課、消防局警防課・救急課》
広島県救急医療情報ネットワーク及び救急無線・救急自動車電話等の活用により医療機関受入れ体制に関する情報収集を行う。

2 消防署の体制《各消防署》

- (1) 署本部の強化
署内の災害活動を総括的に処理するため消防局長が必要と認めるときは、署本部機能を強化する。
- (2) 出動体制の確立
発災後における消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動し、無線を開局するなど、出動に万全を期する。
- (3) 消防部隊の編成及び報告
当務者、非常招集者により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び職員の招集状況並びに職員が参集途上に知り得た被害状況を警防本部に報告する。
- (4) 通信連絡体制の確立
消防署所においては、通信指令室と連絡調整のうえ、通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立に当たるものとし、消防署所の無線は自動的に開局する。
- (5) 火災等監視体制の確立
消防署所においては、必要に応じて、管内の火災等の被害状況を確認するため、職員に管内を巡回させる。
- (6) 区災害対策本部への職員の派遣
消防署長は、署と区の情報連絡を密にするため、区災害対策本部に職員を派遣する。

第3 情報の収集・伝達

《消防局警防課》

1 情報の収集及び伝達順位

情報の収集・伝達は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に

制限されることが予想されるので、これを迅速、的確に実施するため、別に定める「情報収集の優先順位及び伝達順位表」により実施する。

特に、情報が多岐に渡るため、内容ごとの伝達先及び優先順位には特に注意する。

また、関係機関の対応状況確認が、局又は署所において重複することのないよう情報入手時に留意する。

2 出火防止の広報

被害状況に応じて、出火危険の高い地域及び延焼拡大のおそれのある地域に対し、消防隊等を出動させ、出火防止の広報を行う。

第4 消防部隊の運用

《消防局警防課・救急課・各消防署》

1 部隊運用

部隊運用は、出動計画に基づき消防局長（通信指令室）が一括統制することを基本とする。ただし、状況に応じて消防局長が部隊管理を行い、消防署長が部隊運用を行う。

(1) 消防局長が直接部隊運用を行う場合

災害の規模にかかわらず、比較的災害発生件数が少ない場合は、消防局長が部隊運用を行う。

(2) 消防局長が部隊管理を行い、消防署長が部隊運用を行う場合

ア 災害発生件数が多く、消防隊等を通常の台数出動させることが適当でない場合（消防局長が決定し下命する。）は、消防署長が部隊運用を行う。

イ 救急隊の運用は、署本部警備班と連携を密にし、救急波を使用して通信指令室が行う。

ウ 地震の発生を覚知した外出中の隊は、所属署所に直ちに帰隊する。

エ 通行禁止区域等において、緊急車両通行障害排除のため災害対策基本法第76条の3第4項に基づく命令・措置等を行う場合は、現地最高指揮者が必要と判断した時点とし、写真撮影等の措置をとるとともに、直ちに管轄する警察署長に通知する。

2 避難路及び避難場所の安全確保

避難指示が発令された場合、火災の延焼状況及び部隊の運用状況を勘案し、災害対策本部、県警察等の関係機関に必要な情報を通報するとともに、避難路及び避難場所の安全確保に全力を尽くす。

3 消防艇の運用

原則として、消防艇の運用を停止し、陸上災害の応急活動を優先するが、次の場合は陸上での災害に対応するため消防艇の運用を行う。ただし、広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、この限りでない。

(1) 陸上災害の発生状況等の把握のため、消防艇を運用する必要があると消防局長が判断した場合

(2) 消防局長が、沿岸火災等の防ぎよ活動上消防艇が必要と判断した場合

(3) 大規模火災が発生し大量放水の必要が生じ、消防局長が水源艇としての支援活動が必要と判断した場合

第5 無線通信

《消防局警防課》

1 無線通信系統

無線通信系統は、資料編3-3-3(2)による。

2 無線運用

有線の途絶等により、無線の幅奏・混乱が予想されるため、次により統制のとれた無線運用を行う。

(1) 無線統制

同時多発火災・救助事案には、重要かつ危険度の高い地域を優先に無線運用を図る必要があるため、通信指令室において無線統制(260MHz帯)を行う。

(2) 署活系無線

現場の無線交信は、署活系無線(400MHz帯)を活用する。

- (3) 無線交信
消防無線(260MHz帯)の交信は、応援要請や出動・引き揚げの報告のほか、緊急を要する場合を除き必要最小限の交信にとどめる。
- (4) 署による無線運用
同時多発災害の発生により部隊運用を消防署長が行う場合(前記第4参照)は、消防無線(260MHz帯)の運用は署で行う。

第6 消防活動

《消防局警防課・救急課・各消防署》

消防活動は、火災の鎮圧及び人命救助を第一とする。

なお、震災に伴う水防活動は、消火、救急救助活動に支障のない範囲で行う。

1 初期消火活動の原則

大火災への拡大を防止するため、木造家屋密集地域等の火災現場へ優先的に出動するほか、初期消火活動は次による。

- (1) 重要対象物優先の原則
同様な地域で、重要対象物周辺とそれ以外の場所で同規模の災害が発生した場合は、重要対象物周辺を優先して消防活動を行う。
- (2) 消火可能地域優先の原則
同様な地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能な災害を優先して消火活動を行う。
- (3) 重要地域優先の原則
同時多発火災を確認した場合は、重要かつ危険度の高い地域の火災を優先して消火活動を行う。
- (4) 市街地火災優先の原則
大工場や大量危険物施設からの火災等多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を行う。ただし、高層建物火災等周辺地域への延焼危険が少ないものについては、特殊車等を活用して当該建物の消防活動を行う。
- (5) 避難場所・避難路確保優先の原則
火災が多発し拡大している場合は、避難場所や避難路を確保するための消火活動を実施する。

2 火災出動の原則

前記「第4消防部隊の運用、1部隊運用、(2)消防局長が部隊管理を行い、消防署長が部隊運用を行う場合」の災害出動にあたっては、消防車両の出動を消防署長が指令、以後他地域の状況及び招集状況を考慮して増加出動を指令する。

- (1) 火災出動指令後、消防隊到着前に優先順位の高い地域での火災が覚知された場合は、出動指令場所の変更を行う。
- (2) 延焼拡大状況や他地域での火災発生状況を総合的に判断し、転戦を指示する。
- (3) 火災出動時に他の災害を覚知した場合は、指令された火災に出動し、その旨を消防無線で通報する。
- (4) 中型車及び普通車は、小型動力ポンプを積載し出動する。
- (5) 出動経路付近の住民に対し、火の始末、初期消火の徹底を呼びかける。

3 火災現場の原則

(1) 水利部署及び中継

ア 水利の選定

水利部署は、消火栓以外を原則とし、大規模火災には、河川又は海水を水利とし、小規模火災には、防火水槽又はタンク水を活用する。

なお、防火水槽等有限水利に部署した場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間を判断し、早期の充水を考慮する。

イ 部署位置

(ア) 消防力が優勢な場合は、努めて挾撃できる位置とする。

(イ) 消防力が劣勢な場合は、風向、風速を考慮し火勢を阻止する側とする。

ウ 中継

(ア) 無定量水利(河川、海等)に部署した部隊から中継送水を受ける。

(イ) 大規模火災において大量の消火水を必要とする場合は、取水可能範囲におい

て、海水利用型消防水利システム又は消防艇からの海水の中継送水を要請する。

(2) 消火活動

ア 消火活動の心得

現地最高指揮者、出動隊の隊長及び隊員は、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は、現状出動隊の責任で鎮圧するよう心掛ける。

イ 消火活動の原則

(ア) 原則として屋内進入は行わない。

(イ) 消防力が優勢で攻撃的消火活動が可能な場合は、延焼危険大なる方面から順次包囲体制をとり、一挙鎮圧を図る。

(ウ) 消防力が劣勢であると判断した場合は、住民の安全確保を優先し、道路や河川を延焼阻止線として守備的な防ぎよ活動を行う。

(エ) 火災態様、風向、風速等に留意し、常に転戦路を確保する。

ウ 注水

(ア) 注水部署は、十分な余裕ホースを取り、死角のない広範囲な防ぎよができる位置とする。

(イ) 放水は、大量放水ができるもの（放水銃、大口径ノズル）とする。

エ 飛火警戒

現地最高指揮者は、飛火火災が発生するおそれがあると判断した場合は、消防団員、自主防災組織に対し、飛火の警戒と即時消火を指示徹底させる。特に、延焼阻止を行っている場合は、十分警戒する。

オ 残火処理

消防団員や自主防災組織の協力を得て活動するとともに、ある程度火災の延焼危険が少なくなれば、残火処理は消防団等に依頼し、次の災害出動に備える。

(3) 転戦要領

ア 転戦の時期

他への延焼危険がなくなった鎮圧の時期又は住民により鎮圧まで至ると判断された時期とする。

イ 本部命令による転戦

現地最高指揮者は、転戦を命令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をした後転戦する。ただし、継続して消火活動を行う必要があると判断した場合は、その旨を報告し、指示を受ける。

ウ 現地最高指揮者の判断による転戦

現地最高指揮者は、優先順位の高い延焼火災を認知し、自己隊が転戦する必要があると判断した場合は、所要の報告を行い、延焼阻止前であっても転戦することができる。

(4) 補水措置

防火水槽等有限水利を使用した場合は、消防団又は自主防災組織の協力を得て早期に直近の自然水利から補水しておく。

4 救急救助活動

消防部隊の主力は、火災の鎮圧に充てることとし、救急救助活動は、原則として、現有の救急隊及び救助隊の活動範囲にとどめる。

(1) 救急救助活動方針

ア 救命活動優先の原則

救助隊、救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して行う。

イ 重症者優先の原則

救命措置が必要な傷病者を優先し、その他の傷病者はできるだけ自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携し、救助救急活動を行う。

ウ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助現場が併発した場合は、火災現場付近の救急救助活動を優先的に行う。

なお、火災の拡大状況から総合的に判断し、救助・救急の時機を失することのないよう十分留意する。

- エ 多数人命危険対象物優先の原則
 - 延焼火災が少なく、同時に多数の現場がある場合は、多数の人命救護ができる現場を優先的に行う。
- オ 救命効率優先の原則
 - 同時に小規模な救急救助現場が併発した場合は、救命効率の高い現場を優先的に行う。
- (2) 救急救助の活動体制
 - ア 発災初期の活動体制
 - 地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の救助・救急を行い、大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入れ体制を把握し、広域救助・救急体制に移行する。
 - イ 火災が少ない場合の体制
 - 火災が少なく救助・救急事象が多い場合は早期に多数の部隊を災害現場に投入し、救助・救急体制を確保する。
- (3) 救助活動の原則
 - ア 救助事象別の活動
 - 現場指揮者は、災害の様相から部隊、救助資機材等に不足が生じると判断したときは、所要事項を付加して増強要請する。
 - イ 現場活動
 - (ア) 救出の順位と効率の重視
 - 救助は救命措置を必要とする者を優先して救出し、軽傷者は消防団、自主防災組織及び付近地域住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし短時間に1人でも多く救出する。
 - (イ) 火災現場付近における救出
 - 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
 - (ウ) 防災関係機関との連携
 - 地域防災計画に基づく防災関係機関と連携を密にして、効率的な救助活動を行う。
 - (エ) 消防団員、自主防災組織及び一般住民への協力要請
 - 救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は消防団員、自主防災組織及び付近住民に依頼し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。
 - (オ) 救助業務終了後、本部に連絡し、次の現場に向かう。現場付近での住民情報による救助活動は原則的には行わない。
- (4) 救急活動の原則
 - ア 傷病者の搬送は、救命を必要としている者を優先し、安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送する。
 - イ 救命処置を必要としない傷病者は、消防団員及び自主防災組織の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。この場合、できる限り救急資機材を支給するとともに、収容可能な医療機関等を指示し、自主的な搬送を依頼する。
 - ウ 傷病者が多く発生した場合は、現場仮救護所を開設し、救護活動を行うとともに、医師等の派遣を要請する。
 - エ 傷病者搬送時に軽傷者が割込み、救急車が占領されることがないように毅然たる態度で活動する。
 - なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避けるようにする。
 - オ 現場仮救護所を設置する場合は、災害状況を判断して歩行可能者と歩行不能者と区分することができ、かつ、応急処置を行うに十分な空地を選定し、出動隊と連携を密にして効率的な救護活動を行う。
 - カ 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、地域防災計画に基づ

き編成する医療救護班等関係機関と連携を密にし、効率的な救護活動を行う。
 キ 救急活動中においては、必要に応じて積載する簡易な救助器具を活用して小規模な救助活動を行う。

(5) 仮救護所の設置

ア 署所仮救護所

(ア) 署所仮救護所は、救急隊が編成されている署所又はその付近に開設する。
 (イ) 要員は、発災当初は当番救急隊員を中心にあて、傷病者数に応じて順次参集した救急有資格者をもって増強する。

イ 署所仮救護所の任務等

(ア) 署所仮救護所には設置と同時に救急資機材を準備し、次の措置を行う。
 a 傷病者に対する観察、応急処置
 b 救急資機材の貸与
 c その他応急救護上必要な措置
 (イ) 地域防災計画に基づく救護所と署所仮救護所が近接している場合は、署所仮救護所は閉鎖する。

(6) 現場仮救護所の設置

ア 現場仮救護所の設置要領

(ア) 傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置し救護活動を行う。
 (イ) 現場仮救護所の要員は、初期においては、先着救急隊を中心にあて、災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強する。

イ 現場仮救護所の任務等

(ア) 現場仮救護所は、効果的な傷病者の救命を図るため、次の任務を行う。
 a 傷病者の傷病程度選別
 b 傷病者に対する救命処置
 c 傷病者の搬送順位及び搬送医療機関等の決定
 d 傷病者数、氏名、年令、性別等の記録
 (イ) 現場仮救護所には、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。
 (ウ) 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入れ体制が可能であることを確認した後に行う。

(7) 航空隊活動原則

航空隊にあつては、特命により次の活動を実施する。

ア 情報収集及び報告

(ア) 情報収集は、被害甚大地域を重点に行い、次により報告する。

【情報収集項目と報告要領】

火災発生場所	発見火災順に、その町丁目又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
火災の程度	延焼火災は、延焼方向、棟数、消防隊の着手の有無等を報告する。
他の災害	火災以外の災害は、上空から視認した範囲で報告する。

(イ) 初期の段階においては、火点の位置、程度、消防隊の着手の有無を優先して収集し報告する。
 (ウ) 初期以降においては、火災の拡大状況、延焼方向、避難路、避難地の状況を収集して報告する。
 (エ) 避難命令が発令された場合は、避難に関する情報を優先する。
 (オ) 局長等から命令があった事項については、優先して処理する。

イ 人命救助活動

火災及び建物の損壊により屋上等にとり残された者を緊急に救助の必要があると認められた場合は、陸上部隊と連携をとり航空隊により救助する。

ウ 負傷者及び救助・救急用資機材の搬送

(ア) 負傷者の緊急搬送

重症者の緊急搬送に当たっては、できるかぎり医師・看護師の同乗を求める。

(イ) 救助・救急用資機材の搬送

局長等から資機材、医薬品及び隊員等の搬送命令があった場合は、資機材等の積み降ろしについて着陸の要否と品名、形状、重量、受取人を確認して搬送する。

(ウ) 着陸場所の決定

着陸場所の空地面積、周囲の状況等により機長が離着陸の最終判断を行う。

第7 避難誘導

《各区、各消防署》

警防本部及び署本部においては、指定緊急避難場所（大火）への避難が必要となった場合又は避難が開始された場合は、他の事項に優先して避難の誘導に当たる。この場合、市災害対策本部及び区災害対策本部と密接な連絡調整を図り、特に次の事項の把握・連絡に努める。

- 1 火災により避難が必要である場合、当該火災の発生場所及び延焼拡大の状況
- 2 避難誘導に対応できる区災害対策本部職員、消防職員、消防団員等の状況
- 3 避難者の数

第8 応援隊との連携

《消防局警防課》

1 消防応援隊との連携

広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊は、警防本部において重要方面に配置し、署本部と連携協力して、消火・救急・救助活動を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県警察及び自衛隊

大規模又は同時多発救助に際しては、災害現地において県警察、自衛隊の指揮者と救助活動範囲の区分を調整する。

(2) 海上保安部

臨海部の陸上火災においては、必要に応じて海上保安部の協力を求める。

第9 被害調査

《消防局警防課》

被害調査に当たっては、前記「第2初動体制の確立、1消防局の体制、(4)被害状況の把握」及び災害活動を実施し判明した人及び建物の被害の状況に重点を置いて調査する。

1 被害調査要領

- (1) 前記「第2初動体制の確立、1消防局の体制、(4)被害状況の把握」での情報収集時に、災害活動に必要となる被害の状況についても調査する。
- (2) 災害活動に出動した部隊は、活動状況及び活動に際して判明した被害の状況を通信指令室へ通報するとともに、帰隊後は署本部へ報告する。
- (3) 被害の集中した地域に対し、被害調査のため特に必要があると消防局長が認めた場合は、被害の軽微な地域の消防隊又は警防本部員で被害調査班を編成し、被害調査に当たる。

2 被害集計

- (1) 署本部は、被害状況の取りまとめを行い、30分毎に警防本部へ報告する。
- (2) 報告された被害状況は、警防本部において集計する。

第10 火災調査

《消防局予防課》

震災時の火災調査については、広島市火災調査規程「第17章 震災時の火災調査」に定めるところにより行う。

第11 消防団の活動

《消防局消防団室》

1 消防団本部・分団本部の設置

消防団の指揮連絡体制を確立するため、消防団長は、消防署に消防団本部を設置し、また、必要に応じ、消防出張所又は分団車庫に分団本部を設置する。

2 出動体制の確立

震度4以上の地震が発生したときは、車庫・車両等の点検を実施し、出動体制を整える。

3 消防団の任務

(1) 初期消火活動

火災を発見したときは、時期を失することなく、自主防災組織、付近住民等と協力し、初期消火の徹底を図る。

(2) 人命救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、自主防災組織、付近住民等と協力し、人命救助を行う。

(3) 水防活動

破堤等により水害が発生し、又は発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施し、被害の拡大防止、又は発生防止に努める。

(4) 出火防止の広報

発災と同時に、区域内において出火防止の徹底を図るため、あらゆる施設及び自主防災組織等を有効に活用し、広報の効率化に努める。

(5) 避難の支援活動

住民を避難させる必要があるときは、区職員、消防職員、警察官、自主防災組織等と協力し、指定された場所に安全に誘導する。

4 区域外への応援

消防局長又は消防署長の命令があるときは、消防団管轄区域外であっても行動するものとする。

第12 惨事ストレス対策

1 消防局長及び消防団長は、消防職員、消防団員が受けたストレスの緩和のため、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 消防局長及び消防団長は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(資料編) 広島市消防計画

第10節 水防活動対策

地震が発生した場合、水害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、迅速に水防活動を展開する。

第1 確保すべき体制

《危機管理室、消防局警防課、水防関係部課》

- 1 水防上必要な巡視の体制
- 2 水門・ひ門等に対する操作の体制
- 3 危険箇所に対する応急工作の体制
- 4 水防上必要な資機材の調達

第2 水防活動

1 河川・海岸・急傾斜地等の調査

地震が発生した場合、各区は、所管区域内の河川、海岸、急傾斜地の指定区域、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査するとともに、調査結果を速やかに各河川管理者等へ連絡し、併せてその旨を市災害対策本部へ報告する。

2 水門・ひ門等の操作

(1) 水門・ひ門等の管理者（操作員を含む。）は、震度5弱以上の地震の発生及び広島県に津波警報又は津波警報が発表された場合は、直ちに全門を閉鎖し、以後、水位の変動及び状況に応じて、門扉等の適正な開閉を行う。

(2) 水門・ひ門等の管理者は、地震が発生し、津波のおそれがある場合は、水位の変動等に注意し、状況に応じて直ちに門扉等の適正な開閉が行えるよう準備を行う。

3 応急工作の実施

市災害対策本部より応急工作出動の指令を受けた水防要員は、地震により堤防が被害を受け、危険と思われる場合は、応急工作を講じ、その旨を河川管理者等へ連絡する。この場合、応急工作の実施に当たり特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導するため、あらかじめ指名した職員を派遣する。

4 資機材の調達

原則として水防倉庫にある資機材を使用する。不足する場合は、現地調達により対応する。

第3 応援要請

《危機管理室》

1 市災害対策本部長は、水防上必要があるときは、隣接水防管理者に対し、応援を要請する。

2 市災害対策本部長は、必要があるときは、警察署長に警察官の出動を求める。

第11節 救難対策

《危機管理室、消防局》

地震災害が発生した場合、被災者の救出・救助等人命の安全確保を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することを、消防局策定の「震災時の警防活動マニュアル」等に規定し、関係機関等とも連携しながら初動体制の強化を図る。

第1 被災者の救出

《各消防署》

災害の程度	実施内容	実施担当機関
通常の場合	住民の生命及び身体に危険が迫った場合、これを危険状態から救出する。	消防局が県警察等の協力の下に行う。
災害救助法が適用された場合	県知事の指示に基づき、被災者を救出する。	同上

第2 安否不明者への対応

《危機管理室、消防局》

市災害対策本部等は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者の情報収集を行い、県と連携し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第3 水難救助の措置

《各消防署》

本市の管轄区域の地先海面及び河川における水難救助の措置については、水難救護法の定めるところにより、消防局が別に定める基準により活動する。

第12節 医療・救護対策

地震災害時において、医療体制の混乱、傷病者の多数発生等により受療の機会を失った被災住民に対して、応急的に医療又は助産活動を実施する。

第1 医療救護対策部の設置

《健康福祉局医療政策課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に医療救護対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、医療救護対策部の設置が必要があると保健医療担当局長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所管事務

医療救護対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所管事務は、市災害対策本部が設置された場合の所管事務に準じる。

区分	所属等	担当業務
医療救護対策部長	保健医療担当局長	・総括
同副部長	保健部長	・医療救護対策部長の補佐
同構成員	医療政策課 地域コーディネーター※	・医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供 ・医療救護班等の編成及び活動 ・DMATの活動支援 ・医療機関等への応援要請

※ 県の要請に基づき県医師会があらかじめ任命する、広島市域医師会が推薦する地域の緊急医療に精通した医師。医療救護対策部に参画し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第2 医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供

《健康福祉局医療政策課》

- 1 保健医療担当局長は、医療機関の被災状況について、県や市域医師会から情報収集を行い、次の情報を関係機関に提供する。
 - (1) 診療の可否
 - (2) 後方支援の可否（災害拠点病院、救急告示医療機関等）
 - (3) 搬送を要する患者の有無
 - (4) 医薬品等の備蓄状況
 - (5) ライフライン等の状況
- 2 保健医療担当局長は、搬送を要する患者を確認した場合、速やかに消防局長に連絡する。

第3 胃腸救護班の編成及び活動

《健康福祉局医療政策課》

保健医療担当局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構及び広島市域医師会に協力を要請する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区 分	編 成 機 関	編成班数	事務担当	摘 要
医療救護班	広島市立病院	8	広島市立病院 機構本部事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-4)に基づき、本市より要請。 うち1班は助産救護班とする。
	広島市医師会 安佐医師会 安芸地区医師会	適宜	広島市医師会事務局 安佐医師会事務局 安芸地区医師会事務局	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」(資料編参考保医-1)に基づき、本市より要請。
医療支援班	中区地域支えあい課・福祉課	1	地域支えあい課	必要に応じて広島市域医師会員を班員に加える。
	東区 //	1	//	
	南区 //	1	//	
	西区 //	1	//	
	安佐南区 //	1	//	
	安佐北区 //	1	//	
	安芸区 //	1	//	
	佐伯区 //	1	//	
	精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。
(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。 ② 健康福祉局医療政策課は、各班の取りまとめを行う。				

2 医療救護班等の編成基準

区 分	構 成 単 位 例
医療救護班	1班当たり医師1名、看護師又は助産師1～2名、事務職員1名 (状況に応じて薬剤師1名を加える。)
医療支援班	1班当たり医師1名、保健師1～2名、事務職員1名

3 医療救護班等の活動範囲

区 分	活 動 範 囲	摘 要
医療救護班	ア 処置、手術、その他の治療 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	助産救護班は、分べんの介助及び分べん前後の処置等を行う。
医療支援班	ア 応急処置 イ 診察・トリアージの実施(治療及び搬送優先順位の選別) ウ 薬剤又は治療材料の支給 エ 病院又は診療所への収容(消防局救急隊等への引継) オ 看護の実施	必要に応じ、保健活動班員とする。「第14節第2被災者の健康管理」参照。

4 医療救護班等の装備する医薬品・衛生材料等

- (1) 医療救護を円滑に実施するため、医療救護班等の各編成機関は医薬品・衛生材料等を備蓄又は保有する。
- (2) 医療救護班等が必要とする医薬品・衛生材料等は、各編成機関が備蓄又は保有するものを使用する。
- (3) 保健医療担当局長は、医薬品・衛生材料等に不足が生じた場合は、関係機関と連絡をとり、次の優先順位により速やかに調達する。

優先順位	供給元	備考
1	市立医療機関が備蓄するもの	供給元の診療に支障の出ない範囲に限る。
2	県が備蓄するもの	現物備蓄及び流通備蓄
3	関係機関から応援を受けるもの	「第26節 応援要請及び協力要請」参照

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 (広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会)	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部(輸送班)の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部(救護班)	区災害対策本部(輸送班)の車両

6 救護活動

- (1) 保健医療担当局長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、医療・助産の救護を要すると認めるときは、医療救護班及び医療支援班に出動を命じる。
出動を命じられた医療救護班及び医療支援班(医療支援班のうち、精神保健福祉センターが編成する班)については保健医療担当局長の指示に、医療支援班(精神保健福祉センターが編成する班を除く。)については災害が発生した区の災害対策本部長の指示に従う。
- (2) 大規模災害発生時には、医療救護班等の編成要員は、自らの意思と判断により、所属する編成機関又は最寄りの編成機関に集結し、医療救護班等を編成し、医療救護活動を行う。

7 救護所の設置

- (1) 保健医療担当局長は、区災害対策本部長と協議し、避難場所等その他必要と認められる場所に救護所を設置する。
- (2) 区災害対策本部長は、救護所が設置された場合は、住民に対し救護所開設の広報を行う。

8 救護の方法

- (1) 医療救護班等による救護
 - ア 医療救護班等は、初期救急医療等を行う。さらに治療等の必要な傷病者は、災害拠点病院等へ搬送する。
 - イ 医療救護班等の活動場所は、災害発生直後においては、災害現場に設置された救護所や患者の集中する医療機関等を中心とし、その後は、避難場所等に設置された救護所を中心とする。

- (2) 災害拠点病院等への搬送体制
保健医療担当局長は、災害発生後速やかに、傷病者の搬送先となる災害拠点病院等の情報を収集し、消防局長や区災害対策本部長と協力して、搬送体制を整備する。
- (3) 災害拠点病院等への搬送
 - ア 災害拠点病院等への傷病者の搬送は、消防局救急隊等により行う。
 - イ 消防局救急隊等による車両搬送が困難であり、航空搬送が有効と判断される場合は、消防局航空隊等により行う。また、海上搬送が有効と判断される場合は、消防局の船艇等により行う。
 - ウ 保健医療担当局長は、消防局救急隊等ではその活動が十分に行えない場合、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。
- (4) 緊急に対応を要する個別疾患患者の救護
人工透析等に必要な医療情報を提供し、受療の確保を図る。

第4 災害拠点病院

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

- 1 災害時に適切な医療の提供が行えるよう、平常時において、診療機能を有する建物の耐震化を進めるとともに、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。
- 2 平常時において、防災関係機関や他の災害拠点病院との連携関係を構築するものとする。
- 3 発災時に速やかに広島県救急医療情報ネットワークの利活用ができるよう、平常時から操作訓練等を実施するとともに、発災時には、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び情報の活用を行うものとする。
- 4 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合には、県、近隣の連携する災害拠点病院に応援を要請するものとする。
- 5 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、災害拠点病院間で連携し、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による医療救護活動の実施や重篤患者の受入れに対応するものとする。

第5 DMATの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

- 1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。
- 2 災害拠点病院（広島市民病院・安佐市民病院）は、県の指定するDMATの拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMATの支援の下で医療救護活動を実施するものとする。
- 3 保健医療担当局長は、県からの要請に基づき、DMATの活動支援を行う。
DMATの拠点本部となるべき前線の災害拠点病院が、その機能を十分に果たせない場合、本節第1により設置する医療救護対策部において、統括DMATの受入れなどを行う。

第6 DHEATの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局医療政策課、健康推進課》

- 1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第1の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、国へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。
- 2 保健医療担当局長は、国からの要請に基づき、DHEATの活動支援を行う。

第7 DPATの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局精神保健福祉課、健康推進課・精神保健福祉センター》

- 1 保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。
- 2 保健医療担当局長は、県からの要請に基づき、DPATの活動支援を行う。

第8 こども支援チームの派遣要請及び活動支援

《こども未来局こども青少年支援部》

- 1 こども未来局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へこども支援チームの派遣要請を行う。
- 2 こども未来局長は、県からの要請に基づき、こども支援チームの活動支援を行う。

第9 DWATの派遣要請及び活動支援

《健康福祉局健康福祉企画課》

- 1 健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。
- 2 健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。

第10 医療機関等への応援要請

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター、こども未来局こども青少年支援部、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第3の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第5、第6、第7、第8、第9によりDMAT、DHEAT、DPAT、こども支援チーム、DWATの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要 請 機 関	要 請 内 容	摘 要	連 絡 担 当 課
救急告示病院・診療所	傷病者の収容	資料編3-12-1 「救急告示病院等一覧表」参照。	消防局 警防課・救急課
日本赤十字社広島県支部 中区千田町 2-5-64 241-8811	医療・救護全般	県（健康危機管理課）を通じて要請。ただし、緊急を要する場合は、本市より直接要請し、県（健康危機管理課）に要請した旨を報告。	健康福祉局 地域共生社会 推進課
広島市医師会 西区観音本町 1-1-1 232-7321	次の斡旋への協力 ・医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-1）に基づき、本市より要請。	健康福祉局 医療政策課
安佐医師会 安佐南区 八木 5-35-2 873-1840			
安芸地区医師会 安芸郡海田町栄町 5-13 823-4931			
広島市歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 262-2662	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・歯科医師等の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-2）に基づき、本市より要請。	
安佐歯科医師会（横畑歯科医院内） 安佐北区 落合 5-28-12 843-0008			
安芸歯科医師会 東区二葉の里 3-2-4 261-1707			
佐伯歯科医師会（新田歯科医院内） 佐伯区楽々園 4-13-14 921-7778			
広島市薬剤師会 東区二葉の里 3-2-1 506-1255	原則として、市立病院機関では対応できない場合における次の斡旋 ・薬剤師の派遣 ・医療資機材の供与	「広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料編参考保医-3）に基づき、本市より要請。	
安佐薬剤師会 安佐北区 可部南 2-2-2-301 562-2973			
安芸薬剤師会 安芸郡府中町青崎南 2-1-101 282-4440			
広島佐伯薬剤師会 佐伯区旭園 2-22 924-5957			
広島県看護協会 中区広瀬北町 9-2 293-3362	看護師・助産師等の派遣		
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第5 DMATの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県（健康危機管理課）に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	保健・医療の指導調整機能	「第6 DHEATの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 医療政策課・健康推進課
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第7 DPATの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第8 こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども青少年支援部
災害派遣福祉チーム（DWAT）	災害時要配慮者に対する福祉支援	「第9 DWATの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 健康福祉企画課
国及び地方公共団体	医療・救護全般 （原則として、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合）	県（危機管理課）を通じて要請。ただし、県に要請できない場合は、本市より自衛隊に状況を通知し、事後速やかに県知事に要請した旨を連絡。	危機管理室
陸上自衛隊第13旅団 安芸郡海田町寿町 2-1 822-3101			
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町三丁目 8-1 0823-22-5511			

（資料編）3-12-1 救急告示病院等一覧表

- 参考保医-1 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書
- 参考保医-2 広島市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
- 参考保医-3 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書
- 参考保医-4 広島市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

第13節 保健衛生対策

地震災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、被災者の健康管理、被災地域の生活衛生指導、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。

第1 保健衛生対策部の設置

《健康福祉局健康推進課》

1 設置時期

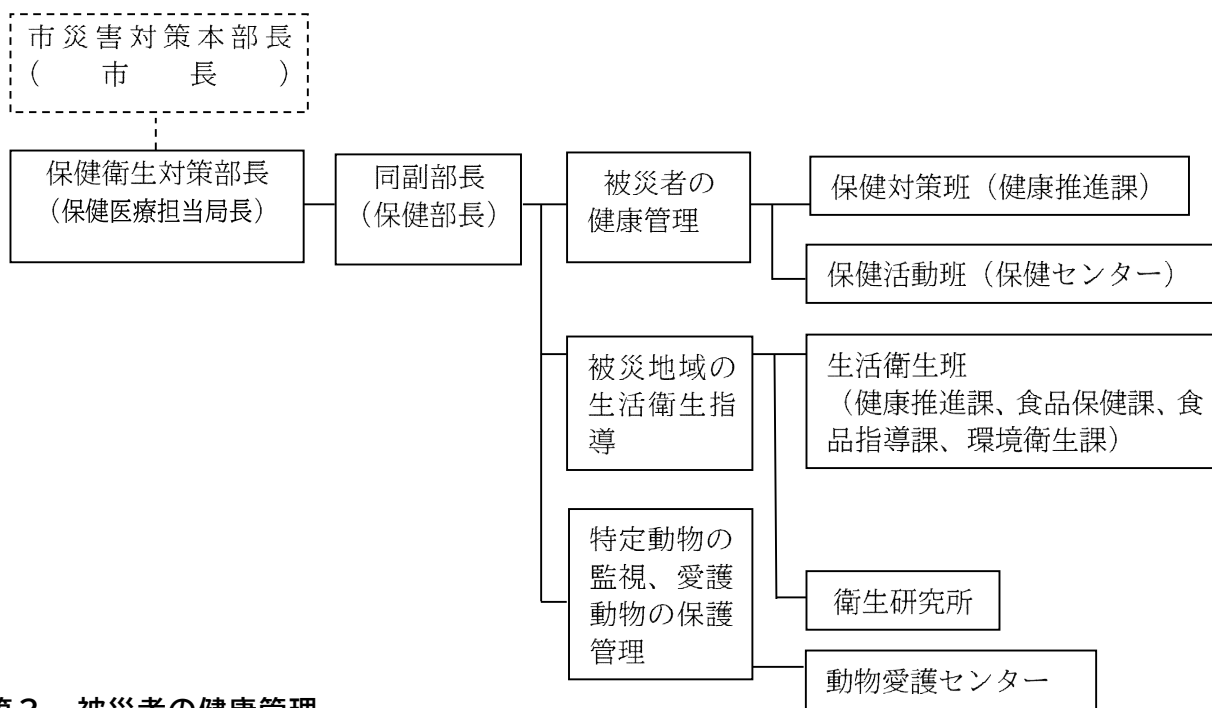
次のいずれかに該当するときは、健康福祉局に保健衛生対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と市長が認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、保健衛生対策の必要性があると保健医療担当局長が特に認めたとき。

2 組織編成

保健衛生対策部の組織編成は、次のとおりとする。

保健衛生対策本部長は、区災害対策本部長と密接な連絡をとり、必要に応じて、各班に出動を命じる。



第2 被災者の健康管理

《健康福祉局健康推進課、こども未来局こども青少年支援部、保健センター》

保健衛生対策部の中に、保健対策班（保健部保健医療課）及び保健活動班（保健センター）を組織する。

生活環境の変化による疾病の発生や慢性疾患の増悪の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、被災者の心身の健康管理を行う。

1 保健対策班の活動《健康福祉局健康推進課》

保健対策班は、被災地域の健康情報の把握及び医療救護対策部や生活衛生班等との連絡調整を行う。また、保健活動班からの要請により、他の保健センターへの派遣要請を行うとともに、必要に応じて県や県内市町、他の政令指定都市及び都道府県等へ、保健活動班への応援要請を行う。

2 保健活動班の活動《保健センター》

保健活動班は、医師、保健師、栄養士等で構成し、被災者に対する保健活動を行う。なお、必要に応じ医療支援班員とする。

(1) 指定避難所における保健活動

ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 避難者の怪我等の応急手当及び医療ニーズに係る緊急度を見極め、必要に応じ

て医療救護班及び生活衛生班への引継及び連絡調整を行う。

ウ 基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの要配慮者への支援を行う。

エ 避難者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や子ども支援チーム等への必要な引継を行う。

オ エコノミークラス症候群や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のための健康教育、健康相談及び栄養相談を行う。

カ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な食品の調達の調整を行う。

キ 指定避難所における栄養管理及び必要な食品の調達の調整を行う。

ク 上記の活動において、応援職員や広島県災害時公衆衛生チームとの連携調整を行う。

(2) 指定避難所以外における保健活動

ア 被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保険・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者が医療や介護などを要する場合は、医療機関等の関係機関へ引き継ぐ。

ウ 基礎疾患や食物アレルギーを有する者、高齢者などの要配慮者への支援を行う。

エ エコノミークラス症候群（特に車中避難者）や生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等の健康障害及び疾病の予防のため、巡回による健康相談を行う。

オ 被災者のストレスに対する心のケアを行うとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対し、専門医療機関等への必要な引継ぎを行う。

カ 町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、地域包括支援センター等関係機関との連絡調整を行う。

キ 孤立化や閉じこもり防止のための被災者同士のコミュニティ作りに向けた支援を行う。

(3) 資機材等の備蓄

活動に必要な資機材等は、保健センターに備蓄する。

第3 被災地域の生活衛生指導

《健康推進課、食品保健課、食品指導課、環境衛生課》

保健衛生対策部の中に、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等で編成する生活衛生班を組織する。

生活環境の変化や衛生状態の悪化により、感染症や食中毒等の発生の可能性が高くなることを踏まえ、被災に伴う健康障害を予防するため、指定避難所等における衛生指導、被災地域内の食品関係施設及び環境衛生施設等に対する衛生指導、被災地域内の市民からの衛生相談対応等を行う。

1 生活衛生班の活動

(1) 食品衛生指導

ア 指定避難所等に対する衛生指導

(ア) 食品の取扱い及び不良食品排除の指導

(イ) 消毒器具、消毒液等の衛生機材の確保

イ 被災地域内の食品関係施設に対する衛生指導

(ア) 施設・設備の清掃及び消毒指導

(イ) 不良食品の廃棄指導

(ウ) 営業再開時の衛生指導

ウ 被災地域内の市民に対する啓発

食品衛生上の注意事項の広報紙等による啓発

(2) 環境衛生指導

ア 指定避難所等に対する衛生指導

(ア) 指定避難所における飲用水の衛生指導

・ 次亜塩素酸製剤、手指消毒液等の衛生機材の確保の指導

・ 貯水槽の浸水汚染の調査・指導

(イ) 指定避難所・臨時営業施設等における理容師・美容師への衛生指導

・ 使用器具の消毒等の指導

・ 従事者等の手指消毒の指導

(ウ) 指定避難所の給水、トイレ等の衛生管理についての指導

イ 被災地域内の環境衛生施設等に対する衛生指導・相談

(ア) 環境衛生施設及び専用水道等水道関係施設に対する安全確認及び衛生指導・相談

(イ) 引火性溶剤を使用するドライクリーニング施設（被災施設を部分的に使用する場合）の安全性確保の指導

(ウ) 公衆浴場への指導・支援

- ・ 被災者の入浴機会確保を図るため、既存公衆浴場の最大限の活用を指導
- ・ 応急処置による公衆浴場の部分活用への支援

ウ 被災地域内の市民に対する衛生相談・指導

(ア) 飲料水に関する注意事項の広報紙等による啓発

(イ) 井戸等の飲用水に関する相談・指導

(ウ) 害虫発生に関する相談・駆除指導

(エ) 被災家屋の消毒に関する相談・指導

(3) 資機材等の備蓄及び調達

活動に必要な資機材等は、各担当課に備蓄し、各課協力のもと調達する。

2 災害発生時の営業許可・開設届出の取扱い

区 分		開 設 届	営 業 許 可	備 考
食 品 衛 生	飲 食 店 営 業 等	/	要	食品衛生法に規定する営業を行う場合（基本的に平常時の取扱いと同様。）
	給 食 施 設		不要	届出が必要。（基本的に平常時の取扱いと同様。）
環 境 衛 生	理 容 業 ・ 美 容 業	不要	/	施設を設置しない場合に限る。
		要※		施設の所在場所を変更して開設する場合や仮設の場合は該当する。
	ク リ ー ニ ン グ 業	要	/	施設の所在場所を変更して開設場合は該当する。
	公 衆 浴 場 業			緊急時に設置される仮設設備に限る。
旅 館 業		免除	緊急時に設置される旅館施設に限る。	

※ 被災により、施設の所在場所を変更することなく部分使用する場合や仮設使用する場合、施設基準（作業面積等）の適用は行わない。

なお、本特例の適用については、災害対策本部の解散時期までを目安とする。

3 その他

被災地域の生活衛生指導のため、検査を必要とする場合は、衛生研究所で検査を実施する。

第4 特定動物の監視

《健康福祉局動物愛護センター》

市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。

1 監視活動の範囲

- (1) 災害発生時における特定動物の飼養状況の監視
- (2) 逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報
- (3) 逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定

2 監視班の編成

動物愛護センターは、特定動物の監視班を編成する。

3 その他

特定動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。

なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。

第5 愛護動物の保護管理

《健康福祉局動物愛護センター》

動物の愛護と適正な飼養の観点から、獣医師会や動物取扱業者等と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

第14節 遺体の捜索・収容及び火葬等対策

地震災害により行方不明又は死者が多数発生した場合において、遺体の捜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設等必要な応急対策を講じる。

第1 遺体の捜索

《各消防署》

1 捜索の対象

捜索の対象は、災害のため安否が確認できない者（以下「行方不明者」という。）とする。

2 行方不明者の捜索活動

行方不明者の捜索活動は、消防局、消防団、区災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、連携してこれを実施する。また、必要に応じて自主防災組織等に協力を求める。

3 遺体発見時の措置

遺体を発見したときは、区災害対策本部に連絡し、併せて発見場所を管轄する警察署又は広島海上保安部（海上漂流遺体の場合に限る。）に連絡する。また、警察官又は海上保安官が到着するまでの間、遺体及び発見場所の周囲の状況を保存する。

第2 遺体安置所の開設・管理運営

《各市民課・保険年金課・生活課》

1 遺体安置所の開設

区災害対策本部長は、次のいずれかに該当する場合、公共施設（候補施設）等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。ただし、被災した区に遺体安置所が開設できない場合、又は区ごとではなく複数の区に1箇所など集約して遺体安置所を開設する場合、若しくは県警察等関係機関から市災害対策本部に開設の要請があった場合など、市災害対策本部長は、必要に応じて当該区の区災害対策本部長に開設を指示する。

このとき、遺体安置所とする施設については、必要に応じて県警察と協議する。

- (1) 多数の遺体を伴う災害が発生したとき。
- (2) 多数の行方不明者を伴う災害が発生したとき。
- (3) 災害により多数の遺体・行方不明者が予測されるに至ったとき。
- (4) その他被害の程度又は社会的影響を考慮し、市又は区災害対策本部長が開設する必要があると認めたとき。

2 検視場所の確保等《各区市民課・保険年金課・生活課》

区災害対策本部長は、遺族感情への配慮や効率的な検視・身元調査の遂行のため、開設した遺体安置所内に検視・身元調査場所を設置する。

3 資機材の調達・確保

区災害対策本部長は、遺体安置所の管理運営に必要な資材等の調達・確保を行う。

4 遺体安置所に収容・安置する遺体

- (1) 災害の発生場所から発見された遺体
- (2) 災害の発生場所から医療機関等に搬送された後に死亡した者であって、その死因が自然死であるか不自然死であるか判明しない遺体
- (3) 災害の発生に伴う避難生活中に死亡した者であって、その死因が自然死であるか不自然死であるか判明しない遺体

- (4) その他災害が原因で死亡したと認められる遺体

5 遺体安置所の業務

遺体安置所に派遣された職員は、県警察等関係機関と連携し、次の業務を行う。

- (1) 遺体等の収容
- (2) 検視・身元調査（県警察）
- (3) 検案（医師）
- (4) 遺体等の安置・保存
- (5) 遺族等の受付、遺体の身元確認の立会い及び遺体等の引渡し
- (6) 遺族支援（遺体の火葬までの手順の説明など。）
- (7) 遺体安置所の管理運営に必要な記録と状況報告
- (8) その他必要な業務

第3 遺体の検案

《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

1 検案班の編成

- (1) 健康福祉局は、広島市民病院、安佐市民病院の協力を得て、検案班を編成し、遺体の検案を行う。
- (2) 検案班は、医師、看護師その他の職員で構成する。
- (3) 医師が不足する場合は、広島市域医師会その他関係医療機関に協力を依頼する。

2 検案の実施

遺体の検案は、検視・身元調査と同じ場所で行う。

3 検案時の処理事項

遺体の検案に当たっては、検視担当の警察官と情報の共有を行うとともに、死亡診断のほか、必要な医学検査を行い、死体検案書を作成する。

第4 遺体の搬送

《健康福祉局環境衛生課、各区市民課・保険年金課・生活課》

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおり行う。

- 1 区災害対策本部長は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に保健医療担当局長に報告する。
- 2 保健医療担当局長は、区災害対策本部長の報告及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立て、区災害対策本部長に連絡する。
- 3 区災害対策本部長は、遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送については、原則として遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、区災害対策本部長が葬祭業者等に協力を要請する。
- 4 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 5 保健医療担当局長は、必要に応じて県と連携し、周辺市町村等への協力を依頼する。

第5 遺体の火葬

《健康福祉局環境衛生課》

遺体の火葬は、次のとおり行う。

- 1 遺体は、原則として死体火葬許可証に基づき火葬する。
死体火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検案書により火葬する。
- 2 身元不明の遺体及び身元は判明しているが引取者のいない遺体は、区長が引取者であることを確認のうえ、火葬する。
なお、火葬した後の遺骨は、氏名又は固有の識別番号を記載した名札等により明示し、区長に引き渡し、区長は当該遺骨を保管する。
- 3 火葬場は、永安館、西風館、可部火葬場及び五日市火葬場を使用する。
永安館、西風館、可部火葬場、五日市火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超

える場合には、保健医療担当局長は、県と連携し、周辺市町村等の協力を得て遺体火葬計画を立て実施する。

(資料編) 参考保環-1 災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材等の緊急調達及び供給の協力等に関する協定書

第15節 廃棄物・土砂の処理対策

地震災害が発生した場合、廃棄物及び土砂の処理等について、以下に示すほか、「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な対策を講じる。

第1 特別清掃対策部の設置

《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・埋立地整備管理課・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》

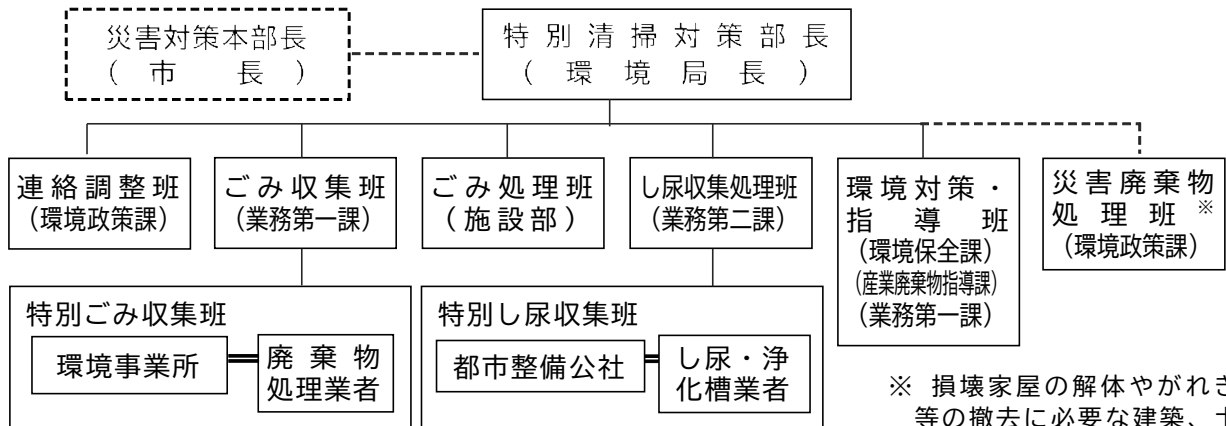
1 設置時期

地震災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

2 組織編成

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとする。なお、「災害廃棄物処理班」は、特別清掃対策部長が特に必要と認めた場合に設置する。



※ 損壊家屋の解体やがれき等の撤去に必要な建築、土木の技術職員を特別清掃対策部長から各局・区長に要請し、環境政策課内に組織を設置する。

第2 ごみ及びし尿の処理対策

地震災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常的生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）の収集運搬・処分及び指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

1 特別作業計画の策定《環境局業務第一課・業務第二課》

- (1) 地震災害発生後、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、片付けごみ等及びし尿の収集運搬・処分及び仮設トイレの設置についての特別作業計画を策定し、これに基づき対応を行う。

地震災害により排出された多量の片付けごみ等の収集運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、当組合からの協力内容等を参考に特別作業計画を策定するものとする。

- (2) 特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

2 ごみの処理

- (1) ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出された片付けごみ等は、所定の集積場所又は本市が設置する仮置場等に住民の協力を得て集積する。

なお、住民には、可能な限りごみの分別排出について協力を求める。

- (2) ごみの収集運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場所等に集積された片付けごみ等の収集運搬は、「特別ごみ収集班」を編成し行う。

ア 特別ごみ収集班の編成と区域

編成機関		収集運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	廃棄物処理業者	中区、東区	1 編成数は各地域のごみの排出量に応じて指示する。 2 収集運搬の所管区域は災害状況に応じて調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ 収集運搬車両

片付けごみ等の収集運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、建設機械レンタル会社に対して車両提供を要請し、又は近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

- (3) ごみの処分《環境局施設課・埋立地整備管理課・各清掃工場・玖谷埋立地》

集積場所等から収集した片付けごみ等は、本市のごみ焼却施設及び埋立地等で処分する。

なお、感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

3 し尿の処理《環境局業務第二課》

- (1) 指定避難所等への仮設トイレの設置及び管理

指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。協定に基づく要請のみでは必要数を確保できない場合には、県や国等へ要請を行う。

仮設トイレの設置後には、水洗用の水が必要となることに留意する。また、清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。

なお、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

また、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。

- (2) し尿の収集運搬

ア 特別し尿収集班の編成

浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要 請	(一財) 広島市都市 整備公社	浄化槽 掃業者 許可業者	中区 東区(旧安芸町※1を除く。) 南区(※2を除く。) 西区(新庄町を除く。)	1 必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 2 被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 3 東区(旧安芸町※1)及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集 運搬業務 委託業者		南区(※2のみ。) 西区(新庄町) 安佐南区 安佐北区 佐伯区 (区域ごとに、原則として平時に収集を委託している業者を指定する。)	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区(旧安芸町) 安芸区	

※1 旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

※2 青崎一丁目～二丁目、旭一丁目～三丁目、宇品海岸一丁目～三丁目、宇品神田一丁目～五丁目、宇品西一丁目～六丁目、宇品東一丁目～七丁目、宇品御幸一丁目～五丁目、黄金山町、北大河町、楠那町、小磯町、丹那新町、丹那町、月見町、出汐一丁目～四丁目、出島一丁目～四丁目、西旭町、西霞町、西本浦町、西翠町、仁保一丁目～四丁目、仁保沖町、仁保新町一丁目～二丁目、仁保南一丁目～二丁目、日宇那町、東青崎町、東霞町、東本浦町、堀越一丁目～三丁目、本浦町、翠一丁目～五丁目、南大河町、皆実町一丁目～六丁目、向洋大原町、向洋沖町、向洋新町一丁目～四丁目、向洋中町、向洋本町、元宇品町、山城町

イ し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿収集班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り(5～6割程度)を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

また、指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、指定避難所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

ウ し尿の運搬

し尿の運搬は、(一財)広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

(3) し尿の処分

指定避難所等から収集したし尿は、安芸区及び東区福田・馬木・温品・上温品で発生したものについては安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターに搬入し、それ以外の市域で発生したものについては西部水資源再生センターし尿等投入施設に搬入し、処分を行う。これらの施設が被災した場合又は各施設の処理能力を超えたし尿が発生した場合には、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。

それでもなお処分が困難な場合は、近隣市町等に受入の要請を行う。

第3 災害廃棄物及び土砂の処理対策

《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・埋立地整備管理課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

地震災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害廃棄物(片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体

廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物、津波堆積物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。)及び土砂の収集運搬・処分について、関係部局で連携し、必要な対策を講じる。

- 1 発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地等を利用して臨時の仮置場を確保する。
- 2 災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、処分場等又は仮置場に運搬する。
- 3 仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。
- 4 災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。
- 5 災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に収集運搬・処分する。
また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言する。
- 6 災害廃棄物のうち、PCB廃棄物、フロン類等の有害廃棄物や危険物については、関係法令等に基づき適正に保管・処理する。

第4 有害物質の飛散等防止対策

《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

- (資料編) 2-15-1 広島市災害廃棄物処理計画
3-15-1 環境事業所施設等一覧表
3-15-2 公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
参考業一-1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
参考業一-2 災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
参考業二-1 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第16節 下水道施設応急対策

地震・津波災害が発生した場合において、雨水・汚水の疎通に支障のないよう下水道施設の応急復旧を行い、平常時の機能を維持する。

第1 下水道対策部の設置

《下水道局経営企画課》

1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、下水道局に下水道対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、下水道対策部の設置の必要があると下水道局長が特に認めたとき。

2 組織編成

下水道対策部の組織編成は、広島市下水道事業継続計画の非常時対応における役割等に準ずる。

第2 施設の応急対策

《下水道局維持課・管路課・施設課・管理課・各水資源再生センター》

下水道施設の破損は、相当の広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあり、この復旧については、速やかに実施することを基本とし、次の対策を講じる。

- 1 水資源再生センター、ポンプ場等が停電した場合は、直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発電機等の予備動力装置を使用し、下水処理及び排除に万全を期する。
- 2 使用燃料及び冷却水の緊急確保を図る。
- 3 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう、その他の工法等により、浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理及び排除を行う。
- 4 管渠の破損、水資源再生センター・ポンプ場の機器類等の破損により、排水不能の事態が生じた場合には、移動式ポンプ等により仮排水を行い、応急復旧に努める。
- 5 多量の塵芥等により、管渠の閉そく又は流下が阻害された場合は、速やかに仮排水等を行い、応急復旧に努める。
- 6 工事施工中の箇所においては、請負業者とともに工事現場の安全確保及び復旧に努める。
- 7 施設・地区ごとの応急復旧の優先順位については、ライフライン連絡調整会議において、ライフライン関係機関が協調して応急復旧を行う施設・地区が定められた場合には、その結論に配慮するものとする。
- 8 応急復旧に必要な最小限の資機材を備蓄しておくものとし、災害の規模により、多くの資機材を必要とする場合には、関係団体及び業者から緊急調達を行う。
- 9 下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、必要に応じて広報車等による広報やテレビ・ラジオによる放送を連絡調整班に依頼する。
- 10 その他被害の想定できない事態が発生した場合は、最良の方法を検討し、速やかに応急復旧に努める。

第3 下水の樋門の操作

《下水道局維持課・各圏資源再生センター》

- 1 ひ門の管理者（操作員を含む。）は、震度5弱以上の地震の発生及び広島県に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、水位の変動及び状況に応じて、ひ門等の適正な開閉を行う。
- 2 ひ門の管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は、水位変動等に注意し、状況に応じて、直ちにひ門等の適正な開閉が行えるよう準備を行う。

第17節 輸送対策

地震災害により道路、橋梁、港湾施設等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全を図るとともに、緊急輸送の確保を図るため、通行の禁止又は通行制限等の交通規制の実施や輸送車両等の確保等必要な対策を講じる。

第1 緊急輸送の対象範囲

《危機管理室》

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救助用物資・資機材
- 4 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- 5 飲料水、食料、生活必需品等
- 6 応急復旧用資機材
- 7 その他救助・救急活動、医療活動や応急復旧等に必要な人員・物資等

第2 緊急輸送車両等の確保等

1 緊急輸送車両等の確保 《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、危機管理室》

- (1) 本市における輸送力の確保については、各局等・各区保有の車両による。
- (2) 市災害対策本部又は区災害対策本部が設置された場合は、市有車両は企画総務局が、区が保有するものにあつては区災害対策本部が統括することとし、それぞれの長は、あらかじめ一定数の車両等を待機させるとともに、その実数を市災害対策本部に報告する。

なお、車両等を保有する各課においては、緊急の場合に備え携帯用無線機の搭載や燃料点検等に努める。

- (3) 市有車両が不足する場合には、各局等及び区災害対策本部は、市災害対策本部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引き渡し場所等を明記のうえ、あつせんを要請する。ただし、特殊車両については、各局等及び区災害対策本部で調達する。
- (4) 区災害対策本部長は、必要に応じて車両等の現地調達をすることができる。なお、現地調達を行った場合には速やかに市災害対策本部へ報告する。
- (5) 市災害対策本部長は、前記(3)による要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合には、次に掲げる機関に連絡し、あつせんを依頼し、緊急輸送の確保に努めるものとする。

なお、大規模災害時等においては、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送の要請又は指示について、県に要請する。

輸送機関	協力機関
自動車輸送	中国運輸局、広島県トラック協会、日本通運株式会社、広島県バス協会、広島電鉄株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
鉄軌道輸送	中国運輸局、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社、広島電鉄株式会社、広島高速交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部
船舶輸送	中国運輸局、広島海上保安部、広島地区旅客船協会、瀬戸内海汽船株式会社、その他関係機関（県、他市町村等）
航空輸送	第六管区海上保安本部、県、県警察本部、自衛隊、国土交通省大阪航空局広島空港事務所、広島ヘリポート管理事務所

- (6) 上記により緊急輸送手段を確保しても、なお緊急輸送を行うことが必要な場合は、中国運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

2 緊急輸送車両等の配車 《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課》

- (1) 市有車両及び民間車両
企画総務局、道路交通局及び区災害対策本部は、調達依頼又は調達指示に基づき、車両等の用途別配車計画を作成し、待機車両又は調達車両を的確に配車する。
- (2) 船舶・航空機等

船舶・航空機等については、車両と同様の手続きによる。

なお、船舶等については陸上輸送と接続する場合があるので、調達を依頼した局等及び区災害対策本部の長は、陸上輸送と行き違いのないよう、市災害対策本部と十分連絡調整を図りながら対応する。

3 緊急輸送車両等の燃料の確保《危機管理室》

緊急輸送車両等に必要な燃料の確保については、「大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定」（資料編参考危予-9）に基づき、広島県石油商業組合に対し協力を要請する。なお、不足する場合には、広島県災害対策本部に必要な措置を要請する。

（資料編）3-17-3 広島市有自動車等一覧表

参考道管-1 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定（トラック輸送）

参考道管-2 大規模災害時における緊急輸送の協力に関する協定（バス輸送）

参考危予-8 災害時における船舶輸送に関する協定

参考危予-9 大規模災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定

第3 緊急通行車両等の確認手続き

1 災害時における確認手続き《道路交通局道路管理課》

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両等以外の通行の禁止又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、緊急通行車両等とする必要があると認められるもので、各局等が保有する車両については道路交通局が、区が保有する車両については区災害対策本部が、その他の車両については市災害対策本部が、それぞれ次の要領により、必要な手続きを行う。

(1) 県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署及び交通検問所）に緊急通行車両の標章及び確認証明書（以下「標章等」とする。）の交付を申請する。

なお、標章等の有効期限は、交付の日から5年後の日までである。

(2) 交付を受けた標章等は、当該車両前面の見えやすい箇所に掲示する。

2 災害発生前の確認手続き《危機管理室危機管理課》

災害時に緊急通行等が必要とされる車両について、災害発生前でも県公安委員会（県警察本部経由）に手続きを行うことにより、標章等の交付を受けることができる。手続は、次のとおりである。

(1) 対象車両

本市が保有する車両、又は契約等により常時本市の活動のために専用で使用される車両若しくは災害時、他の関係機関・団体から調達する車両に該当し、本計画において災害対策基本法第50条第1項各号に規定する災害応急対策に従事することとしている車両

(2) 申出者

関係課長等（庶務担当又は緊急通行に係る業務責任者）

(3) 申出先

緊急通行車両等として届け出る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課

(4) 必要書類

ア 当該車両を使用して行う業務内容を疎明する書類（上申書・輸送協定等による場合は協定書等の写し）

イ 緊急通行車両等事前届出書（2通）

ウ 自動車検査証の写し

エ 自動車検査証の使用者と申出者が異なる場合は、申出者が災害応急対策で使用する車両であることを疎明する書面（契約書の写し等）

(5) 標章等の交付等

緊急通行車両等としての要件が備わっていれば、標章等が交付されるので、定期的に点検を行う等紛失防止に配慮するとともに、関係課長等が一括保管するなど、適正に保管しておく。

〈確認標章〉



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
広島県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 要旨は、日本産業規格A4とする。

(上申書作成例)

〈 文 書 番 号 〉
令和 年 月 日

広島県公安委員会 様

広島市長 ○○ ○
(○○室○○課)

印

緊急通行車両の確認の申出について

広島市が所有し、災害対策基本法第 50 条第 1 項等に規定する災害応急対策を実施するために使用することとしている車両は下記のとおりです。

ついては、当該車両の緊急通行車両の標章及び証明書を交付していただくようお願いいたします。

記

- 1 対象車両
○○台
(別紙「緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署)」参照)
- 2 添付書類
 - (1) 緊急通行車両確認申出書 各 1 通 (計○○通)
 - (2) 自動車検査証の写し 各 1 通 (計○○通)
- 3 その他

別紙

緊急通行車両確認申出一覧表(○○警察署)

【広島市】

番号	登録(車両)番号	用途	緊急通行の業務責任者	備考
1	広島 88 い 1234	災害の拡大防止のための措置 (災対法第 60 条第 1 項第 9 号)	○○室○○課長	
2	広島 88 い 5678	施設及び設備の応急復旧 (災対法第 60 条第 1 項第 9 号)	○○局○○課長	委託契約

第4 船舶による輸送

《広島海上保安部、危機管理室》

1 広島湾内の被害情報の収集

広島海上保安部及び本市は、大規模災害発生後、直ちに海上から広島湾内の護岸、栈橋等の被害状況及び船舶接岸可能地点、船舶航行の障害物等の調査を行い、相互に情報を提供する。

2 発着地点の決定

道路・橋梁等の被害又は交通渋滞等のため、陸上輸送よりも海上輸送の効率が良いと認められる場合は、本市は、輸送に係る船舶の発着地点、その他安全かつ効率の良い海上輸送航行について、広島海上保安部と協議のうえ、船舶により被災者、災害応急要員、救援物資、食糧、飲料水等を海上輸送する。

3 海上緊急輸送の実施

広島海上保安部は、本市の行う海上緊急輸送に協力するとともに、同輸送が迅速に行うことができるよう他の船舶の航行を誘導又は制限する等の措置を講じる。

第5 航空機による輸送

災害の状況により、航空輸送を必要とするときに実施する。

第6 輸送拠点の開設等

《企画総務局総務課、道路交通局道路管理課、危機管理室》

1 輸送拠点

大規模災害時の救援物資の受入等のため、救援物資の輸送端末地となる輸送拠点候補施設を定め、救援物資の輸送・受入の迅速・円滑な実施を図る。

拠点候補施設名	輸送手段			接続する道路
	陸	海	空	
東部市場	○			国道2号
中央市場・草津岸壁・草津漁港	○	○		草津鈴が峰線
広島ヘリポート			○	南観音観音線
広島港宇品地区・宇品内港地区		○		国道487号
大田川河川敷			○	国道54号

※ 「中央市場・草津岸壁・草津漁港」及び「広島港宇品地区・宇品内港地区」は、それぞれ一つの輸送拠点として集配を行う。

2 輸送拠点の開設

市災害対策本部は、輸送拠点を開設するときは、関係機関等に通知するとともに、配送等に要する人員・車両等を確保する。

3 県との連携

県西部の救援物資の輸送拠点として、県が広島広域公園と広島港を指定している。本市としては、必要に応じて運営に協力するなど、県と連携を取りながら円滑に業務を行う。

第7 緊急輸送道路の確保

1 道路被害情報の収集《道路交通局道路管理課・道路課・街路課》

本市（道路交通局）は、区の道路パトロール、参集職員からの情報収集その他の方法により（警察署等からの情報等を含む）、道路に関する被害情報を収集する。この場合、収集した情報を市災害対策本部及び各道路管理者へ報告する。

2 道路交通規制《道路交通局道路管理課・道路課》

地震により道路が被害を受け、交通が危険であると認められる場合、又は道路応急復旧作業のためやむを得ないと認められる場合は、次の要領により、区間を定めて交通規制を行う。

- (1) 区は、所轄警察署長の意見を聞いて、迂回等交通規制に係る応急対策を講じる。ただし、所轄警察署長の意見を聞くいとまのない場合は、区長独自の判断で応急対策を講じた後、所轄警察署長に通知する。

なお、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、県警察に協力を依頼する。

- (2) 本市（道路交通局）は、区役所及び県警察から交通規制の情報を受けた場合は、速やかに市災害対策本部へ報告する。

3 道路啓開のための車両等の移動《道路交通局道路管理課・道路課》

道路管理者は、地震のため道路における車両の通行が停止するなどにより、当該車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを、当該車両の占有者等に命ずる。

(1) 道路区間の指定

ア 道路管理者は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行う。

なお、道路区間を指定するときは、道路の状況等を勘案し、車両等の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して行い、また、大規模災害時には、区域による指定（一定の区域内の道路区間を包括的に指定すること）もできる。

イ 道路管理者が、道路区間の指定をするときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署、県警本部交通規制課）に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。

なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合（通信手段がないため、あらかじめ通知することが困難な場合を含む。）にあっては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付するものとする。

ウ 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者に対して道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができ、県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路区間を判断する。

また、国は、特に必要があると認めるときは、指定区間外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者に対して道路の啓開を行うよう指示することができ、道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることになる。

(2) 指定道路区間の周知

道路管理者は、(1)の道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して道路情報板や日本道路交通情報センター等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない（なお、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等の際、当該道路が指定されていることを説明する。）。

(3) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することもできる。

車両等の移動は、緊急通行車両の通行を確保するため、最低限一車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の周辺状況等に応じて判断する。

※ なお、詳細については、「広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）、第3章 災害応急対策、第17節 輸送対策、第1 道路交通応急対策、6 道路啓開のための車両等の移動」を参照のこと。

4 応急復旧活動《道路交通局道路課》

(1) 応急復旧担当部局

ア 本市及び市長が管理する国・県・市道 道路交通局

イ 本市及び市長が管理する農・林道 経済観光局

ウ 上記以外の道路

各道路管理者

(2) 応急復旧順位

地震により道路が被害を受けた場合は、緊急輸送道路（震災対策編第2章、第9節、第8参照）を優先的に応急復旧することとし、必要に応じてその他の道路の応急復旧を行う。

(3) 応急復旧目標

緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行が確保できるように応急復旧を行う。

(4) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

イ 路面の大きな沈下については、土砂、碎石等により盛土する。なお、状況によっては仮舗装を行う。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル、クラムシェル等）により崩壊土の除去を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積後、速やかに撤去する。

カ 落橋した場合については、次により応急復旧を行う。

(ア) 落橋部分にH型鋼を架けわたし、覆工板等により応急復旧する。なお、状況によっては、中間に仮橋脚を設ける。

(イ) 上記(ア)による方法が困難な場合は、使用できる橋までのう回道路の応急復旧を行う。

(5) 協力要請

道路管理者のみで応急復旧活動を行うことが困難である場合又は緊急に応急復旧しなければならない場合には、災害協力事業者等に対して、協力要請を行う。

5 道路占有者との相互協力《道路交通局道路課》

(1) 地震により緊急輸送道路（広島市緊急輸送道路網図参照：震災対策編 P58）の道路施設及び占有物件が損壊した場合は、ライフライン連絡調整会議において被害状況、応急復旧等の情報を交換又は協議する。

(2) 公益企業（電気、ガス、上・下水道、電話）の道路占有者は、自己所管以外の施設の被害を発見した場合は、相互に通報し、直ちに応急措置をとるよう協力するものとする。

(3) 道路占有者は、占有物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、速やかに道路管理者及び所轄警察署長に規制の依頼を行う。

6 他の道路管理者との相互協力《道路交通局道路管理課・道路課》

(1) 本市（道路交通局）は、地震により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、道路復旧に係る情報交換及び必要な資機材の確保等について、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所及び県と協力し合う。

(2) 本市（道路交通局）は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

(資料編) 3-17-1 道路現況表

3-17-2 異常気象時における道路通行規制要領

参考路路-1 災害時における公共土木施設等の応援対策の協力に関する協定

第18節 警備対策

地震災害時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡・連携を図り、警備活動を実施するとともに、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

第1 警備対策

《県警察、広島海上保安部》

1 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡・連携を図り、迅速・的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防・検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安対策に万全を期するものとする。

(1) 警備活動

県警察は、「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため、次の警備体制等をとるものとする。

ア 警備要員の参集

県警察職員は、大規模地震の発生を知ったときは、県警察本部長の定めるところにより自動的に参集し、災害警備活動に従事する。

イ 災害警備対策本部等の設置

県警察は、大規模地震が発生した場合には、県警察本部に県警察本部長を長とする災害警備対策本部を、また、各警察署に署長を長とする署災害警備対策本部等を設置し、警備体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成及び運用

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県警察本部長の定めるところにより警備部隊の編成を行い、迅速かつ的確な部隊の運用を行うものとする。

2 広島海上保安部の治安維持対策

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 巡視船艇等を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(2) 巡視船艇等により警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

第2 交通規制・交通確保対策

1 陸上交通《県公安委員会、道路交通局道路課》

(1) 交通規制の実施

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、区域又は区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策基本法施行令で定める車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及びその周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急交通路として指定するとともに、発災後は、区域又は区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入の制限

隣接県に通じる中国自動車道、広島自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号、国道183号等主要道路については、隣接県又は近接県による指導により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路各インターチェンジ等必要な箇所に検問所を設置する。

(2) 運転者のとるべき措置

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導・広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならない方法で駐車する。

(イ) 移動・駐車後は、カーラジオ等により地震情報、交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のための車両

避難は原則として徒歩で行い、車両は使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等を移動することその他必要な措置をとるべきことを道路管理者に要請することができる。

なお、当該通行禁止区域等の指定に当たっては、あらかじめ当該道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該措置をとることができる。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対して立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国四国管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について徹底した広報を実施するものとする。

(5) 停電時における交通の確保

県公安委員会は、停電時において交通信号機が停止した場合、警察官を配備して交通整理を実施するとともに、必要な交差点に可搬式発動発電機を搬送し、交通信

号機を作動させる。

(6) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとする。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体は一致協力して、その解消のため適切な対応措置を講じるものとする。

ウ 通行妨害車両等の排除については、(一社)日本自動車連盟中国本部広島支部(以下「J A F」という。)と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

2 海上交通《広島海上保安部》

(1) 交通規制の実施

広島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

ア 避難指示・入港制限等

津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対しては、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命じる等の規制を行うものとする。

イ 交通整理・指導

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

ウ 交通の制限及び禁止

船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 航路の障害物除去等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努めるものとする。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導の下、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、震災時には、調査点検の実施及び異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

イ 広島海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、原因者又は施設管理者等所有者等に対し、早急にこれらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を取るよう指導するものとする。

ウ 広島海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、早急に港湾管理者及び漁港管理者へ通報の上、緊急情報等を発出する。

エ 広島海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を認めたとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、緊急情報等を発出する。

オ 広島海上保安部は、大量の油の排出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、緊急情報等を発出する。

3 航空交通《国土交通省大阪航空局広島空港事務所》

国土交通省が作成した「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保するものとする。

第19節 住宅等応急対策

地震災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者等を対象に、応急仮設住宅等を建設・供与する。住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、住宅の応急修理を行い、被災者の居住の安定を図る。

また、被災建築物の応急危険度判定を実施し、必要な指導・相談等を行う。

第1 応急仮設住宅の調達・供給体制の整備

1 建設用資機材の調達・供給体制の整備《都市整備局営繕課・設備課》

企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

2 建設候補地の把握《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

災害に対する安全性に配慮しつつ、常に応急仮設住宅が建設可能な用地を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておく。

応急仮設住宅建設候補地

区分	建設候補地
中区	千田公園、東千田公園、吉島東公園、江波山公園、吉島公園、舟入公園
東区	新牛田公園、福木公園、元牛田第四小学校（仮称）予定地、戸坂新町公園
南区	出島東公園、広島みなと公園、湊崎公園、出島西公園、宇品第一公園・第五公園、大州公園、東雲第二公園、東雲本町公園、柞木公園、仁保南第一公園、東青崎公園、比治山下公園、松川公園
西区	大芝公園、井口台公園、西部埋立第二公園・第三公園・第四公園・第六公園・第七公園・第八公園、茶臼台公園、庚午第一公園、草津公園、鈴が峰公園、高須台第一公園、高須台中央公園、古田台公園、陵北公園、山田公園
安佐南区	八木梅林公園、山本第六公園、高取公園、毘沙門台公園、Aシティ中央公園、こころ北公園、若葉台中央公園、西風新都東公園、相田第七公園、大塚学びの丘公園、平和台公園、伴西公園、こころ第二公園・第七公園、毘沙門台東公園、春日野中央公園
安佐北区	中山公園、可部南第二公園、三入第一公園、あさひが丘公園、森城第四公園、星が丘第四公園、寺山公園、西山公園、勝木台公園、勝木台第一公園、口田南公園、矢口が丘公園、倉掛公園、寺迫公園、恵下山公園、桐陽台第一・第五公園、桐陽台公園
安芸区	瀬野川公園、矢野新町公園、月が丘公園、安芸矢野ニュータウン第一公園・第三公園・第七公園・中央公園、みどり坂中央公園、みどり坂第一公園、畑賀公園、矢野南三丁目市有地
佐伯区	五月が丘第五公園、彩が丘中央公園、石内南中央公園、坪井公園、美鈴が丘中央公園、湯来南運動広場、こころレイクサイドパーク、そらの第二公園、そらの中央公園、石内南第三公園、五日市中央公園、石内流通第一公園、薬師ヶ丘第六公園、海老山公園、杉並台公園、藤の木南第一・第五公園、藤の木四丁目市有地、美鈴が丘南第五公園

第2 応急仮設住宅の建設

《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

1 建設の決定

応急仮設住宅の建設は、市域又は区域の被害状況を基に市災害対策本部長が決定する。

2 建設方法

災害救助法が適用された場合に、救助の実施主体となる県知事が建設する。ただし、

災害救助法が適用されない場合又は救助を迅速に行うため必要があると県知事が認め、その事務を委任した場合には、市長が同法に準じた応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設戸数

災害の規模や発生場所及び、別途確保し供与する市営住宅等の公的賃貸住宅や借り上げ可能な民間賃貸住宅の状況等を勘案し、市災害対策本部長が決定する。

(2) 建設基準

ア 1戸当たりの規模

被災地域の実情、被災世帯構成等に応じて設定する。

イ 1戸当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年6月16日内閣府告示第91号）に基づき、6,775,000円以内とする。

※設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

ウ 標準仕様

原則、広島県が災害時における応急仮設住宅の建設に関する協力協定を締結している「一般社団法人プレハブ建築協会」、「一般社団法人全国木造建設事業協会」及び「一般社団法人日本ムービングハウス協会」が作成した標準仕様書及び平面プランに基づき計画する。

(3) 着工時期

原則として災害発生の日から20日以内とする。

3 建設予定地

(1) 応急仮設住宅は、あらかじめ把握している建設候補地（公園その他公有地）に建設する。ただし、これによりがたい場合には、市災害対策本部長が決定した用地とする。

(2) 建設予定地は、応急仮設住宅の建築面積の2倍程度とし、当該予定地については、財政局（管財課）及び都市整備局が協議して選定する。

4 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、応急仮設住宅の管理を行う。

(1) 供与の期間

供与の期間は、災害救助法の定める2年以内で、必要な期間とする。ただし、特別の事情がある場合には、市災害対策本部長が決定した期間とする。

(2) 入居者の決定

応急仮設住宅の供与対象者のうち、住宅の必要度の高い順に、抽選その他の方法により入居者を決定する。

第3 応急仮設住宅等の供与

《都市整備局住宅政策課》

1 借上げ住宅による応急仮設住宅の供与

市長は、広島県が不動産関係団体と締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」や「大規模災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」に基づき、広島県を通じて不動産関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅の空家に関する情報の提供を受けるとともに、応急仮設住宅として借り上げ、応急仮設住宅の供与対象者に供与する。

また、当該年度の災害救助法の対象となる家賃上限額についてあらかじめ県・国と協議するなど必要な事前準備を行う。

2 一時的な住宅の供与

市長は、市営住宅の空家を、応急仮設住宅の供与対象者等に一時的な住宅として供与するとともに、他の地方公共団体や企業等に対し、その所有する住宅・寮及びその他宿泊施設の提供について協力を要請する。

第4 住宅の応急修理

《都市整備局建築指導課、各区建築課》

災害救助法が適用され、市長が県知事から委任された場合等において、住家の応急修理を行う。

1 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

3 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第5 被災建築物に関する指導・相談

《都市整備局建築指導課、各区建築課》

被災建築物の復旧等に関する技術的指導及び融資に関する相談を行うため、その窓口を市役所本庁及び必要な区役所に設置する。

第6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

《都市整備局建築指導課・営繕課・宅地開発指導課・住宅整備課、各区建築課》

1 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した倒壊危険等のある建築物が使用・放置されれば、多くの住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

このため、震災後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士により、被災建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を調査し、被災建築物の使用の可否について判定を行う。

また、被災状況に応じ、被災建築物応急危険度判定体制を速やかに確保するため、県に対し当該有資格職員の派遣要請、関係機関等への協力依頼等を行う。

2 被災宅地危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災宅地危険度判定士の資格を有した者により被災宅地での被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することによって、二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

また、被災状況に応じ必要と認められる場合には、県に対して当該資格者の派遣等の支援を要請する。

第20節 公共施設等応急対策

防災拠点となる施設は、震災後の災害応急活動の円滑かつ確実な実施に資するため、優先順位を定め、被害状況の把握、施設及びライフライン機能の復旧を行う。

第1 応急復旧優先度

《危機管理室》

防災拠点の機能を回復するための応急復旧の優先度については、発災直後から災害対応の中核となる施設を最優先とし、次に、被災市民の生活維持に必要な施設、災害復旧に必要な施設の順とする。

優先度1「発災直後から災害対応の中核となる施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
災害対策本部	○ 災害対応の中核機能	市役所本庁舎、区役所
情報収集・伝達拠点	○ 地域住民に正確な情報を伝達するとともに、災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能	市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署所、水道局管理事務所、浄水場、広島市総合防災センター、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所、国・県・公共機関等の防災関係施設
消防拠点	○ 消防活動を行う拠点としての機能	消防署所、消防航空隊基地、消防団車庫
保健・医療・救護拠点	○ 医療・救護機能 ○ 保健衛生管理機能 ○ 遺体の収容及び火葬機能 ○ 障害児の支援機能	保健所、保健センター、救護所、災害拠点病院、舟入市民病院、似島診療所、火葬場、こども療育センター

優先度2「被災市民の生活維持に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
避難場所等	○ 避難場所等としての機能 ○ 避難者の収容機能	指定緊急避難場所（大火）、指定避難所
救援物資輸送拠点	○ 食料・生活必需品・災害対策用資機材等の物資を備えておく機能	指定避難所となる市立小中学校等、広島市民球場防災備蓄倉庫、広島市総合防災センター倉庫、西消防署倉庫、南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫
輸送拠点	○ 各種物資の輸送端末地となる機能	東部市場、中央市場・草津岸壁・草津漁港、広島ヘリポート、広島港宇品地区・宇品内港地区、太田川河川敷
救援物資補給輸送拠点（2次拠点）	○ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品等救援物資の受入及び集配場としての機能	協定等を締結している民間団体が提供可能な施設、広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯、広島広域公園一帯、東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール、安佐北区スポーツセンター
災害ボランティア活動拠点	○ 災害ボランティアの活動拠点としての機能	広島市総合福祉センター、各区地域福祉センター、公民館
給水拠点	○ 飲料水・生活用水を供給する拠点としての機能	浄水場、緊急遮断弁設置配水池、飲料水兼用型耐震性防火水槽設置場所、指定緊急避難場所（大火）、指定避難所

優先度3「災害復旧に必要な施設」

区 分	確保すべき機能	具体的施設
廃棄物処理拠点	○ 生活ごみや下水等の廃棄物を処理する拠点としての機能	水資源再生センター、ポンプ場、農業集落排水処理施設、清掃工場、資源ごみ選別施設、大型ごみ破碎処理施設、埋立地

第2 市民への広報等

《市有建築物管理担当課》

本市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合は、市民に対し広報する等必要な措置を講じる。

第21節 文教対策

地震災害が発生した場合には、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、文教施設の保全、応急教育の実施等必要な措置を講じる。

また、地震災害時において、学校や社会教育施設が被災者の避難場所として使用されることとなった場合、学校教育等に支障を及ぼさないよう適切な運用に努める。

第1 文教対策部の設置

《教育委員会事務局総務課》

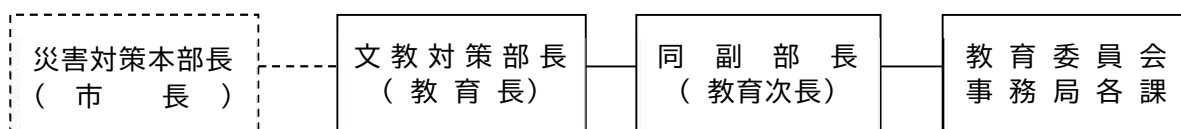
1 設置時期

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に文教対策部を設置する。

- (1) 災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合で、文教対策部の設置の必要があると教育長が特に認めたとき。

2 組織編成及び所掌事務

文教対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。



第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理に係る応急措置 《教育委員会事務局施設課・各学校》

- (1) 地震災害が発生した場合、学校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育長に報告する。
- (2) 教育長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。

2 生徒等の措置と応急教育の実施 《教育委員会事務局学事課・施設課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・各学校》

(1) 生徒等の措置

ア 震度4以下の地震発生の場合又は「長周期地震動階級2」以下が観測された場合地震災害が発生し、授業の継続等が困難である場合、学校長の判断により、下記の措置を講じる。

- (ア) あらかじめ作成された避難計画に基づき、生徒等を避難させるとともに、その安全の確保を図る。
- (イ) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（幼稚園）運営の正常化に努める。
- (ウ) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。また、部分休業により生徒等を下校させる場合には、通学路の状況について把握し生徒等の安全対策を図るものとする。
- (エ) 災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。
- (オ) 地震災害発生後、生徒等を保護者に引渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとるものとする。保護者と連絡が取れないなど生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

イ 震度5弱以上の地震発生の場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合市域において「震度5弱」以上の地震が発生した場合又は「長周期地震動階級3」以上が観測された場合は、上記ア(ア)(イ)(エ)の措置を講じるとともに、全ての学校（幼稚園）において下記の対応とする。

※ 市内の一つの区でも「震度5弱」以上又は「長周期地震動階級3」以上が

発表されれば、市立全校（園）で同じ対応とする。

(7) 臨時休校（園）について

校 種	対応等
幼稚園 小学校 中学校 高等学校（全日制） 中等教育学校 特別支援学校	17時から24時までに発生した場合は、翌日を一齐臨時休校（園）とする。 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を一齐臨時休校（園）とする。
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

(i) 生徒等の下校について

「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に地震が発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、下記のとおりとする。

校 種	対応等
幼稚園 小学校 中学校 特別支援学校	保護者が引き取りに来るまで、生徒等を学校（幼稚園）等所定の指定緊急避難場所に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校（幼稚園）で定める。
高等学校（全日制） 中等教育学校	原則として、保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機させる。 引き取り開始時刻は、各学校で定める。 （方法は、各学校と保護者で協議する。）
高等学校（定時制・通信制）	各学校の取り決めによる。

(2) 応急教育の実施

学校長は、校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、あらかじめ作成された応急教育計画に基づき、授業を実施するよう努める。この場合において、市教育委員会は学校長の要請に基づき、応急教育実施場所を別に定めたときは、直ちに学校長に通知する。また、二部授業を行うときは、学校長の報告に基づき、市教育委員会はその旨を県教育委員会に届け出る。

また、応急教育の実施に当たっては、生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき

各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長時間を要するとき

隣接に被害軽微な学校があるときは、その学校において授業を行い、生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に入学をさせ授業を行い、生徒等が集団避難したときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教科書の調達等《教育委員会事務局学事課》

地震災害により教科書をそう失し、又はき損した生徒等に対して教科書が支給されるよう実情調査のうえ、その必要数を特約供給所へ報告し、あっせん又は確保に努める。

4 教職員の確保《教育委員会事務局教職員課》

学校施設の被害が甚大で復旧に長時間を要するため、生徒等を集団避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。

また、教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障があるときは、教育長は、他校の教職員の臨時的派遣又は補完要員の臨時的任用を行うなど必要な教職員の確保に努める。

- 5 学校給食の措置**《教育委員会事務局施設課・教職員課・健康教育課・各学校》
- (1) 給食施設・設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し、関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
 - (2) 給食の実施が可能な学校から給食を再開する。給食の再開に当たっては、施設・設備の清掃消毒や給食関係職員の健康診断を実施し、感染症のまん延防止等保健衛生対策に万全を期する。
 なお、給食施設を被災者炊出し用を使用しなければならなくなった場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。
- 6 高等学校生徒等の災害応急対策への協力**《各高等学校》
 高等学校において、登校可能な生徒を、必要に応じて教職員の指導監督の下に学校の施設・設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力できるよう指導することができる。
- 7 授業料等の減免**《教育委員会事務局学事課》
 市立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料等の減免措置を講じる。
- 8 指定避難所としての対策**《教育委員会事務局総務課・施設課・教職員課・指導第一課・指導第二課》
- (1) 市教育委員会は、指定避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。また、市災害対策本部は、指定避難所となる学校等に対しては、最優先に被災建築物応急危険度判定を行うものとする。
 指定避難所の運営については、自主防災組織、区職員及び施設管理者である教職員等が連携して、施設・設備の保全に努め、学校の応急教育活動に支障を及ぼさない範囲で、避難者のより快適な生活に資するよう、有効かつ的確な利用に万全を期する。
 さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。
 - (2) 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市災害対策本部と必要な協議を行い、的確な応急教育が行えるよう、避難所の規模の縮小又は早期の撤去について調整する。

第3 社会教育における応急対策

- 1 利用者への措置等**《市民局生涯学習課、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当》
 災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全措置を講じるとともに、被災状況を速やかに把握し、応急修理を行う。
- 2 地域の避難場所となる場合の対策**《市民局生涯学習課、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当》
 公民館等社会教育施設の管理者は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
 また、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- 3 文化財対策**《市民局文化振興課》
- (1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関等に通報させるとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。
 - (2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに、国指定文化財及び県指定文化財については、文化庁及び県教育委員会に被災状況を報告し、市指定文化財については、広島市文化財審議会の意見に基づいて所要の措置を講じる。

（資料編）3-21-1 指定文化財一覧表

第22節 応急公用負担

《危機管理室、消防局警防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・農林課・建築課・地域整備課》

第1 公用負担命令権限の委任

- 1 災害応急対策のため緊急の必要があるときは、市長又は消防局長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。
- 2 前項の受任者は、次に示す職員とする。

所 属	職 名
消防署	消防署長、副署長、警防司令官、警防副司令官、警防係長、救助係長、出張所長、副出張所長
区役所	区長、区政調整課長、地域起こし推進課長、維持管理課長、農林課長、建築課長、地域整備課長

第2 公用負担命令の行使

- 1 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、表3-22-1に示す公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示するとともに、表3-22-2に示す公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡して行使する。
- 2 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を市長に報告する。

第3 応急措置の実施

迅速な人命救助や道路啓開等の応急措置を行うため、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、応急措置の実施に支障となる被災車両、被災した建築物等の移転、撤去等を行うことができる。

なお、各担当課は、平常時から、応急措置の実施に支障となる被災車両等の移転先となる候補地の選定に努めるものとする。

表3-22-1 公用負担命令権限書

公 用 負 担 命 令 権 限 書		
		年度 第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
上記の者、災害対策基本法第64条第1項及び水防法第28条第1項の 権限行使を委任したことを証明する。		
広島市長		印

表3-22-2 公用負担命令書

公 用 負 担 命 令 書	年度 第 号
	年 月 日
----- 殿	
広島市長	印
(事務取扱者)	

種 別	員 数	負 担 内 容		
		使 用	収 用	処 分

第23節 災害時における要配慮者等への避難支援等

《危機管理室、市民局国際化推進課、健康福祉局健康福祉企画課・高齢福祉課・介護保険課・障害福祉課・障害自立支援課・精神保健福祉課・医療政策課・健康推進課、こども未来局幼保企画課・幼保給付課・こども青少年支援部、消防局警防課・予防課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自分の身体・生命を守るための判断力や対応力が不十分で、その犠牲となりやすい要配慮者については、支援や対応に万全を期する必要がある。

要配慮者が抱えるハンディによる災害時の対応に与える影響は、障害等の内容、程度及び家族等周囲の状況によって一人ひとり異なるものであるが、要配慮者に対する対応は、本地域防災計画の全般において配慮がなされなければならない。具体的には、介護等を必要とする障害者、高齢者及び日本語に不慣れな外国人等の要配慮者の安否確認や避難支援、状況把握などの対策を講じる。

第1 要配慮者の安否確認と要望の把握

1 介護等を必要とする障害者、高齢者等の安否・所在の確認と社会福祉施設等の被害状況の把握

- (1) 区災害対策本部及び危機管理室は、要配慮者、とりわけ避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難状況の確認や安否確認に特に注意を払う。
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、町内会・自治会及び地域住民等は、互いに連携を図りながら、平素から把握している在宅の要配慮者の情報を基に、発災後できるだけ速やかに、安否・所在の確認に努め、区災害対策本部に可能な手段により連絡する。区災害対策本部においては、連絡された情報と、各区において把握している情報とのチェックを行い、安否・所在の確認を徹底する。
なお、区災害対策本部は、これら民生委員等も被災者であることを考慮し、これらの者に過度の負担をかけないような方策を講じる。
- (3) 病院や社会福祉施設等要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害状況及び入所者等の被災状況を把握し、区災害対策本部へ連絡する。

2 避難

- (1) 自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び町内会・自治会は、互いに連携を図りながら、自主的に又は区災害対策本部の要請に基づき、地域住民の協力を得て、避難の必要がある要配慮者の避難の介助に努める。
- (2) 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、当該計画に基づき、避難支援等関係者の協力の下に、あらかじめ定める避難支援者が中心となって避難行動要支援者の避難支援を行う。
- (3) 避難支援者は、避難支援に要する時間を考慮し、「注意喚起」の段階から、個々の判断で避難行動要支援者の避難支援を開始するよう努める。また、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令があったときは、避難支援を開始する。
- (4) 避難支援者及び避難支援等関係者も発災時には被災することもあり得ることから、避難行動要支援者の避難支援については、自身及びその家族の安全を確保した上で、できる範囲の避難支援を行う。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、施設が危険な状態にある場合は、入所者を避難場所等へ避難させるとともに、区災害対策本部へ連絡する。

3 指定避難所等での要配慮者に対する配慮

区災害対策本部は、自主防災組織、民生委員・児童委員、区（地区）社会福祉協議会及び町内会・自治会と協力して、平常時から地域内の要配慮者の事態把握に努め、災害時の避難・収容、物資・情報の提供等を行うに当たり、特に要配慮者に配慮した支援を行うとともに、避難所等に避難した要配慮者に対しては、以下の点に配慮する。

- (1) 高齢者、障害者や病人等の要配慮者はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させ

るように配慮する。特に、医療的ケアを必要とする避難者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の利用等に配慮する。

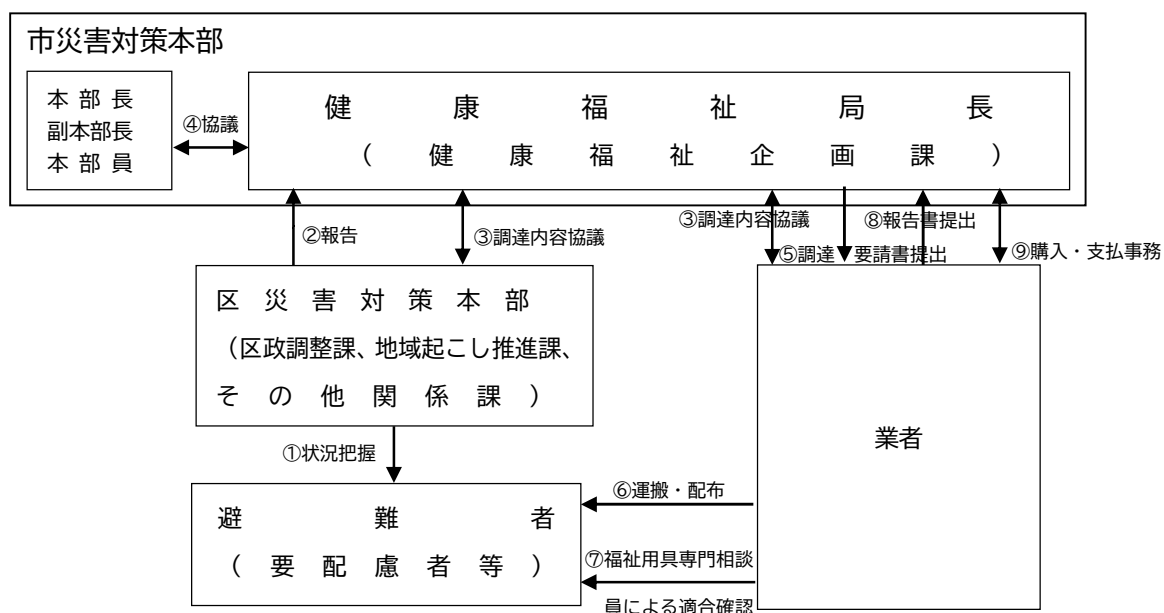
(2) 視覚障害者・聴覚障害者・外国人への災害情報の提供に配慮する。

なお、外国人への避難支援の充実を図るため、指定避難所等に「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を配備し、外国人への情報提供に活用する。

(3) 指定避難所等において、障害者や高齢者等要配慮者が避難生活を行う上での障害をできるだけ取り除く（バリアフリー化）努力を行う。

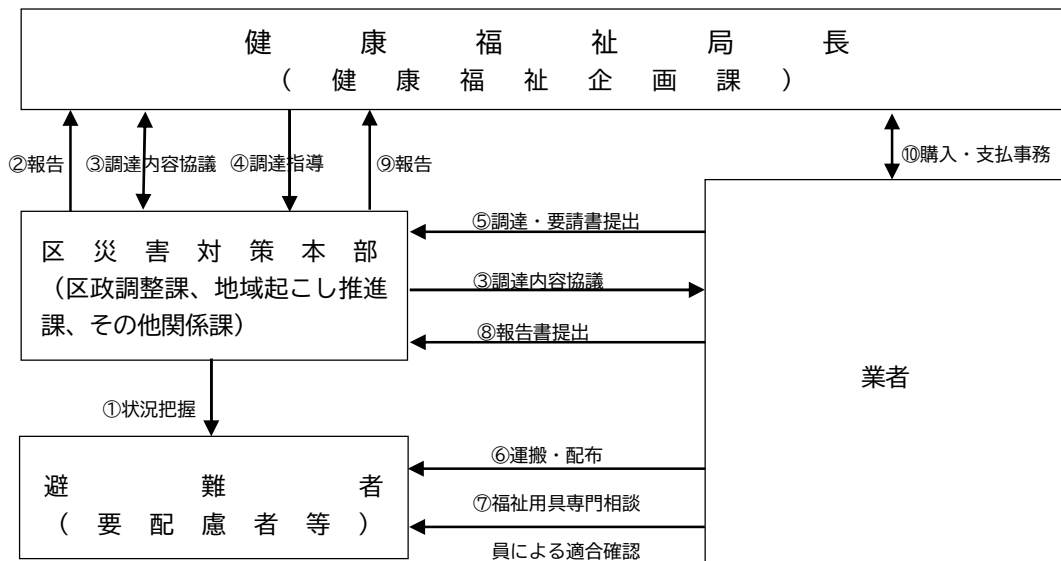
(4) 指定避難所等において要配慮者が必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資は、原則として健康福祉局長において調達する。ただし、被害状況（被害地域が限定されていたり、必要数量が少量の場合）によっては、区災害対策本部長（区政調整課・地域起こし推進課）が健康福祉局長と協議の上、調達を行うこととし、調達に係る購入・支払事務については健康福祉局長が行う。福祉用具等物資の供給は、次のフロー図による。

ア 市災害対策本部長が行う場合



(注) ① 福祉用具等物資を必要とする要配慮者の人数、状態を把握する。

イ 被害状況により区災害対策本部長が行う場合



(注) ⑤ 健康福祉局長が区災害対策本部長からの報告を受け、他区の状況を把握し、区災害対策本部長が直接調達を行うのが適当と認めた場合は、区災害対策本部長が調達を行う。なお、調達に係る購入・支払事務については健康福祉局長が行う。

- (5) オストメイト対応トイレなど、指定避難所等において要配慮者が必要とする設備が整っていない場合は、バリアフリーマップ等を活用し、設備が整っている周辺施設について情報提供するよう努める。
- (6) 区災害対策本部は、指定避難所での生活が長期化する場合は、要介護度や障害の程度、難病等により、車椅子利用者等対応トイレやスロープ、手すり等の設備、専門的な生活支援や心のケアなど福祉的配慮が必要になる者について、福祉避難所への移動希望の有無を確認し、必要があると認めるときは福祉避難所を開設し移動させる。
 なお、福祉避難所を開設したときは、市民に対し福祉避難所に関する情報を周知する。

(資料編) 参考健健-7 災害時における福祉用具等物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書 (一般社団法人 日本福祉用具供給協会)

4 要配慮者の実態把握

健康福祉局は、要配慮者に適切な援護を実施するため、区災害対策本部を通じ、発災後早期(2~3日を目処とする。)に指定避難所等に避難している要配慮者及び在宅の要配慮者の健康状態、生活状況等の実態把握に努める。

また、区災害対策本部は、民生委員及び区(地区)社会福祉協議会等と協力して、指定避難所や在宅の要配慮者を、巡回訪問又は区役所等に設置する市民相談窓口において、福祉に関する相談業務を実施する。

5 広島市災害多言語支援センター

災害対策本部が設置されたとき、広島市災害多言語支援センターを設置する。多言語により災害に係る包括的な情報提供を行うことにより、被災した外国人等を支援するため、以下の業務を行う。

- (1) 外国人等が必要とする情報を正確に提供するための情報の整理、翻訳、多言語発信

- (2) 外国人等被災者やその関係者等の相談・問い合わせへの対応
- (3) 外国人等の避難状況の把握等

第2 緊急援護の実施

健康福祉局は、要配慮者の実態把握の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

また、社会福祉施設等の被害等により、入所が困難な場合は、近隣市町村へ協力を要請する。

1 救急入院・緊急一時入所

指定避難所等での生活が困難で援護を必要とする要配慮者又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者に対して、病院、特別養護老人ホーム、障害者施設、乳児院等への救急入院・緊急一時入所を実施する。

2 在宅援護

(1) 介護・看護方法の訪問指導

保健師は、要配慮者の介護・看護について随時指導するとともに、必要な在宅ケアに努める。

(2) 補装具及び日常生活用具の交付・給付

盲人安全つえ（白杖）等要配慮者に必要な補装具、日常生活用具を速やかに確保するとともに、迅速に交付・給付することに努める。

(3) ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者に対して、必要に応じ、外出時に付添いを行うガイドヘルパーを派遣する。

(4) ボランティアによる援助

社会福祉協議会等と協力して、ボランティアによる在宅支援活動に努める。

第24節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるとき、被災した者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的として、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

第1 災害救助法による応急救助

《危機管理室危機管理課》

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、本市の全域又は区の地域において、原則として同一原因により、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める次の程度の地震による被害が発生し、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときに適用される。

- (1) 全壊・全焼及び流失等により住家が滅失した世帯（以下「被災世帯」という。）が、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	算定基礎人口 (R2.10国勢調査)	摘 要
全 市	150 世帯	1,200,754 人	被災世帯の適用基準は、全壊（焼）、流失を1世帯とする。なお、半壊（焼）する等著しく損傷したときは2世帯、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないときは3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。（以下同じ。）
中 区	100	142,699	
東 区	100	119,353	
南 区	100	145,805	
西 区	100	190,232	
安佐南区	100	247,020	
安佐北区	100	138,979	
安 芸 区	80	77,103	
佐 伯 区	100	139,563	

- (2) 被災世帯が上記(1)の世帯数に達しないが、被害が県内の相当広範囲な地域にわたり、県内の被災世帯が2,000世帯以上に達した場合で、本市の全域又は区の地域において、下表に掲げる世帯数以上に達したとき。

適用地域	被災世帯数	摘 要
全 市	75 世帯	
中 区	50	
東 区	50	
南 区	50	
西 区	50	
安 佐 南 区	50	
安 佐 北 区	50	
安 芸 区	40	
佐 伯 区	50	

- (3) 被災世帯が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被災世帯が9,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、地震災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (4) 地震災害が前各号に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 災害が発生するおそれ段階の適用

災害救助法第2条第2項に基づき、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

3 応急救助の実施

災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。

このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。

(1) 救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

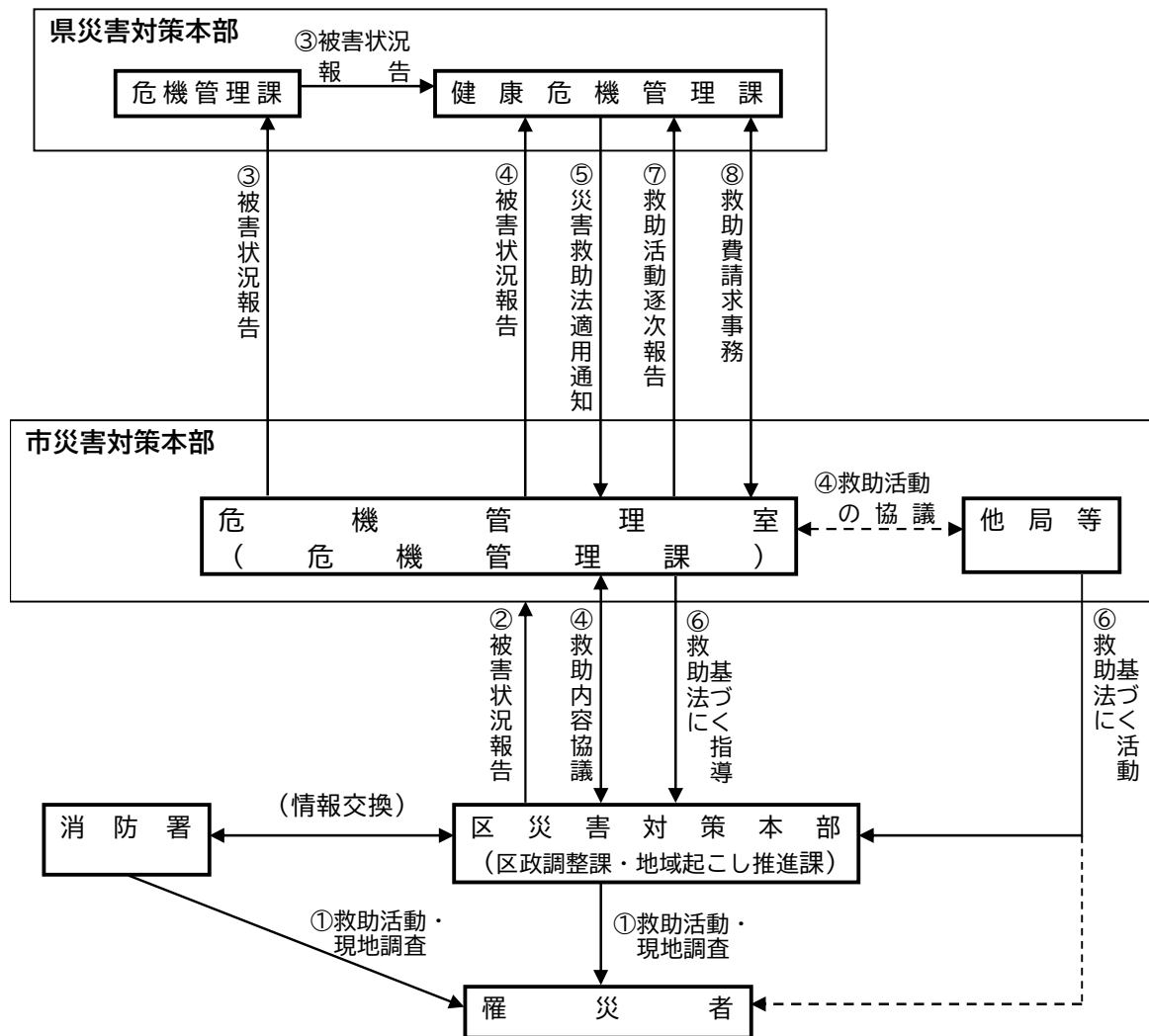
(2) 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の基準（資料編3-24-1）」のとおり。

(3) 救助の実施

被害の発生から災害救助法による救助の実施に至るまでの事務を図解すると、次のとおりである。

災 害 救 助 法 適 用 事 務



第2 小規模・中規模災害時の応急救助

《健康福祉局健康福祉企画課》

1 応急救助の実施及び救助の種類

災害救助法が適用されるに至らない程度の災害の発生に際し、市長は、特に必要があると認めるときは、現に救助を必要とする者に対して、次に掲げる救助を行う。この場合において、市長が必要と認めるときは、これらの救助に替えて金銭を支給してこれを行うことがある。

- (1) 一時入所施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

2 災害救助組織の編成方法

災害救助法が適用されない場合の災害救助組織の編成は、「小規模・中規模災害に係る応急救援組織の編成要領」（資料編3-24-2）による。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の基準に準じる。

(資料編) 3-24-1 災害救助法による救助の基準

3-24-2 小規模・中規模災害にかかる応急救援組織の編成要領

第25節 応援要請及び協力要請

地震災害時における災害応急対策又は災害復旧に当たり、本市の災害対応能力をもって対処し得ない場合には、災害対策基本法や協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関等に応援・協力を要請する。

第1 公共的団体等への協力要請

《危機管理室》

1 協力を要請できる公共的団体等

協力を要請できる公共的団体等は、次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年団
- (3) 町内会等住民自治組織
- (4) 自主防災組織
- (5) 社会福祉協議会等社会福祉関係団体
- (6) (一財)広島市都市整備公社防災部
- (7) (一社)建設コンサルタンツ協会災害対策中国支部
- (8) 広島市指定上下水道工事業協同組合
- (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
- (10) (一社)広島県タクシー協会
- (11) その他

2 協力を求める事項

協力を求める事項は、次のとおりである。

- (1) 救援物資の輸送又は配付に対する協力
- (2) 避難の周知徹底及び避難者への炊出しに対する協力
- (3) 清掃等に対する協力
- (4) 救護活動に対する協力
- (5) その他災害応急対策の実施に対する協力

3 公共的団体等への協力要請手続き

協力要請に当たっては、原則として、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業の種別
- (4) 作業予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

4 具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

(1) 国及び地方公共団体等

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	災害予防課	食料・物資等の供給、資器材・車両等の提供、職員の派遣等	東京都及び20政令指定都市	資料編参考危予-1
		食糧・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	中国・四国地区の県庁所在9都市	資料編参考危予-2
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	広島県及び県内市町	資料編参考危予-3
		警察通信設備の優先利用	広島県警察本部	資料編参考危予-4
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	宮崎県日南市	資料編参考危予-5
		食料・物資等の供給、資機材・車両・一時収容施設等の提供等	高知県安芸市	資料編参考災予-6
		資機材・物資・臨時的な居住施設の提供、職員の派遣、被災傷者等の受入れ等	瀬戸内海周辺69市町村（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、大分県）	資料編参考災予-22
企画総務局	情報政策課	保有する地理空間情報及び物品について相互に活用	国土交通省国土地理院	資料編参考情政-1
健康福祉局	健康福祉企画課	民生主管部局所管業務の応援	東京都及び20政令指定都市	資料編参考健健-1
		衛生主管部局所管業務の応援	東京都及び20政令指定都市	資料編参考健健-2
		福祉避難所の設置	広島県立広島北特別支援学校、広島県立広島特別支援学校	資料編参考健健-6
経済観光局	中央卸売市場	住民に供給する生鮮食料品の提供、搬送等	東京都、奈良県、大阪府、沖縄県及び35都市	資料編参考場中-1
下水道局	河川防災課	被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策等	国土交通省中国地方整備局	資料編参考下河-1
水道局	企画総務課	飲料水の補給、資機材の提供等	東京都及び18政令指定都市（千葉市、相模原市を除く。）	資料編参考水企-1
	企画総務課	応急給水活動、応急復旧活動、資機材の提供等	東京都	資料編参考水企-2

水道局	維持課	応援給水の実施	呉市	資料編参考 水維-1
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、福山市、呉市、尾道市	資料編参考 水水-1
消防局	総務課	消防応援隊の派遣、車両・資器材の提供等	広島県内市町及び消防組合及び山口県内3消防組合	資料編広島市消防計画(1)(2)
		情報交換、火災原因の調査等	広島海上保安部	資料編広島市消防計画(3)
		交通整理、警戒区域の設定等	広島県公安委員会	資料編広島市消防計画(4)
		広島ヘリポート及びその周辺における航空機火災等の消火・救難活動の実施	広島県	資料編広島市消防計画(5)
		広島市消防ヘリコプターによる応援	広島県内市町	資料編広島市消防計画(8)
		広島県防災ヘリコプターによる応援	広島県	資料編広島市消防計画(9)

(2) 民間団体

所管局・課	協力内容	団体名	資料番号	
危機管理室	危機管理課	災害時における連絡体制等の確立	中国電力ネットワーク(株)	資料編参考 危危-1
	災害予防課	災害時における放送要請	日本放送協会広島放送局、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)	資料編参考 危予-7
		船舶による海上輸送や災害応急対策	広島地区旅客船協会	資料編参考 危予-8
		応急措置業務に従事する自動車等への燃料補給等	広島県石油商業組合	資料編参考 危予-9
		災害時における被災車両の撤去等	(一社)日本自動車連盟中国本部	資料編参考 危予-10
		大規模災害時における応急対策等	(一社)広島県建設工業協会	資料編参考 危予-11
		災害時における放送、臨時災害放送局の運営	(株)中国コミュニケーションネットワーク	資料編参考 危予-12
		災害時における空調設備等の応急対策	広島県冷凍空調工業会	資料編参考 危予-13
		特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話株式会社	資料編参考 危予-14
		大規模災害時における応急対策等	広島地区建設業暴力追放対策協議会	資料編参考 危予-15
		災害時におけるダンボール製品の調達	レンゴー株式会社広島工場、瀬戸内カートン株式会社	資料編参考 危予-16
広島市の防災情報等の提供	(株)中国新聞社	資料編参考 危予-17		

危機管理室	災害予防課	災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援	(一社)日本建設業連合会、国土交通省中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市	資料編参考 危予-18
		無人航空機による災害応急対策活動(撮影・画像解析等)	ルーチェサーチ(株)	資料編参考 危予-19
		大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定	広島県災害復興支援士業連絡会	資料編参考 危予-20
		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料編参考 危予-21
		災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島	資料編参考 危予-23
		防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社	資料編参考 危予-24
		災害救護資器材(ワンタッチパーテーション)の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予-25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予-26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予-27
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考 危予-28
企画総務局	政策企画課	災害時における物資提供等	大塚製薬株式会社	資料編参考 調政-1
		防災・減災に対する児童教育等	東京海上日動火災保険株式会社	資料編参考 調政-2
		広島市と株式会社ポプラの地域活性化包括連携に関する協定書	株式会社ポプラ	資料編参考 調政-3
		広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料編参考 調政-4
		災害時における物資提供等	アース製薬株式会社	資料編参考 調政-5
市民局	国際化推進課	広島市災害多言語支援センターの運営	(公財)広島平和文化センター	資料編参考 国際-1
	市民活動推進課	広島市(区)災害ボランティア本部(センター)の設置及び運営等	社会福祉法人広島市社会福祉協議会	資料編参考 市活-1
健康福祉局	健康福祉企画課	福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等	(公社)広島県介護福祉士会	資料編参考 健健-3
		福祉避難所において生活支援等を行う生活相談員の選定等	(公社)広島県社会福祉士会	資料編参考 健健-4

健康福祉局	健康福祉企画課	福祉避難所の設置及び管理運営	(社福) 広島常光福祉会、(社福) 福祉広医会、(公財) 広島原爆被爆者援護事業団、(社福) 清恵会、(社福) もみじ福祉会、(社福) かきつばた福祉会、(社福) 広島東福祉会、(社福) 古家真会、(社福) 寿老園老人ホーム、(社福) 交響、(社福) つつじ、(社福) 広島光明学園、(社福) 藤田長生会、(社福) 安芸会、(医) 恒和会、(医) 輔仁会、(社福) 光清学園、(社福) 広島和光園、(社福) 広島平和養老館、(社福) 三篠会、(社福) 広島県肢体障害者連合会、(社福) あと会、(社福) 輝き奉仕会、(社福) サンシャイン、(社福) 広島市手をつなぐ育成会、(社福) 藤愛会、(社福) くすの木の会、(社福) 広島県同胞援護財団、(社福) 慈楽福祉会、(社福) 燈心会、(医) みやうち、(社福) ともえ福祉会、(医) 和同会、(社福) ひろしま四季の会、(社福) 楽友会、(社福) 信々会、(社福) 慈光会、(社福) IGL学園福祉会、(社福) 広島良城会、(社福) 三矢会(社福) 希望の丘、地方独立行政法人広島市立病院機構、(社福) 和楽会、(社福) 松風会、(学) 安田学園、(医) 恵愛会、(社福) 平和会、(社福) 可部大文字会、(社福) フェニックス、(社福) かつぎ会、(株) スキヤット、(社福) 正仁会、(医) 秀仁会、(社福) あさ、(医) うすい会、(医) あと会、(医) 恵正会、(社福) 安芸の郷、(社福) 柏学園、(医) 松栄会、(医) 長寿会、(社福) 無漏福祉会、(社福) 順源会、(社福) 双樹会、(社福) 広島博愛会、(社福) 芸南福祉会、(医) 松村循環器・外科医院、(社福) 広島県視覚障害者団体連合会、(社福) 経山会 【74 団体 104 施設】	資料編参考 健康-5
		福祉避難所の設置	(学) 古沢学園、(学) 武田学園	資料編参考 健康-6
		災害時における福祉用具等物資の緊急調達等	(一社) 日本福祉用具供給協会	資料編参考 健康-7
	医療政策課	災害時の医療救護活動	(一社) 広島市医師会、(一社) 安佐医師会、(一社) 安芸地区医師会	資料編参考 保医-1
		災害時の歯科医療救護活動	(一社) 広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会	資料編参考 保医-2

健康福祉局	医療政策課	災害時の医療救護活動	(一社) 広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、安芸薬剤師会、佐伯薬剤師会	資料編参考 保医-3
		災害時の医療救護活動	(地独) 広島市立病院機構	資料編参考 保医-4
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考 保環-1
		災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考 保環-2
環境局	業務第一課	災害一般廃棄物の収集運搬	広島市廃棄物処理事業協同組合	資料編参考 業一-1
		災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支店、西尾レントオール(株)西中国営業部、太陽建機レンタル(株)広島支店	資料編参考 業一-2
	業務第二課	災害時における仮設トイレの設置	(株)レンタルのニッケン広島営業所、(株)プレコ、エフユーレンタル(株)岡山営業所、日野興業(株)広島営業所、(株)リョーキ	資料編参考 業二-1
経済観光局	商業振興課	災害時における食料、生活必需品の緊急調達等	協同組合広島総合卸センター	資料編参考 産商-1
			イオンリテール(株)西日本カンパニー	資料編参考 産商-2
			マックスバリュ西日本(株)	資料編参考 産商-3
			生協ひろしま	資料編参考 産商-4
			(株)イズミ	資料編参考 産商-5
			(株)ファミリーマート	資料編参考 産商-6
			フレスタグループ	資料編参考 産商-7
			(株)福屋	資料編参考 産商-8
	(株)セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考 産商-11		
	災害時におけるLPガス等の調達及び供給	(一社) 広島県LPガス協会地区協議会(広島東、安芸、広島、広島西、安佐、広島北)	資料編参考 産商-9	
	災害時における畳の調達及び供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	資料編参考 産商-10	
農政課	災害時における食料の緊急調達等	全国農業協同組合連合会広島県本部、山崎製パン(株)広島工場、(株)アンデルセンサービス、広島駅弁当(株)、(株)千鳥	資料編参考 農政-1	
	災害時における飲料品の緊急調達等	(株)アクアクララ中国	資料編参考 農政-2	
	災害時における食糧の緊急調達及び供給等	(株)ランチセンター	資料編参考 農政-3	

経済観光局	中央卸売市場	災害時における生鮮食料品の緊急調達等	広島市中央市場連合会、広島市中央卸売市場東部市場運営協議会、広島市食肉市場売買参加者組合	資料編参考 場中-2
都市整備局	建築指導課	災害時における住宅の早期復興に関連する情報の交換等	(独行)住宅金融支援機構	資料編参考 指建-1
道路交通局	道路管理課	災害応急対策の実施に必要な資機材等の緊急輸送	(公社)広島県トラック協会	資料編参考 道管-1
		災害応急対策の実施に必要な被災者等の緊急輸送	(公社)広島県バス協会	資料編参考 道管-2
		大規模災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	相互個人タクシー協同組合	資料編参考 道管-3
		大規模災害時における緊急輸送等の協力に関する協定	広島都市個人タクシー協同組合	資料編参考 道管-4
		災害時における要配慮者の緊急輸送等の協力に関する協定	オレンジ介護タクシーグループ	資料編参考 道管-5
	道路計画課	包括的相互協力等	西日本高速道路(株)	資料編参考 路計-1
道路課	災害時の公共土木施設等の応急対策等	広島安全施設業協同組合	資料編参考 路路-1	
下水道局	計画調整課	災害時における復旧支援	(地共)日本下水道事業団、(一社)日本下水道施設業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	資料編参考 設計-1
水道局	企画総務課	応急給水、応急復旧等	(公社)日本水道協会中国四国地方支部	資料編参考 水企-3
		応急給水、応急復旧等	日本水道協会広島県支部	資料編参考 水企-4
	業務管理課	災害時における応急措置	第一環境株式会社	資料編参考 水業-1
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工事業協同組合	資料編参考 水維-2
		災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社	資料編参考 水維-3
		災害時等の応急給水場所の提供	(株)セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考 水維-4
消防局	総務課	高速道路における消防・救急業務	西日本高速道路(株)中国支社	資料編 広島市消防計画(7)
	警防課	災害時における災害救助犬の出動	(特非)日本レスキュー協会	資料編参考 消警-1
	予防課	ガス漏れ及びガス爆発事故の防止	広島ガス(株)	資料編 広島市消防計画(6)

第2 広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請

《各担当課》

1 協力を求める事項

災害応急対策の実施（台風、豪雨等による風水害、地震による災害等により公共施設に被害が発生した場合等における土のう積み、土砂及び倒木の撤去等の応急措置並びに人命救出、行方不明者の捜索の補助等を行うことをいう。）

2 応援要請の方法

災害応急対策が必要となったときは、区災害対策本部又は当該災害応急対策を行う担当課は、広島市災害応急対策に係る協力事業者（以下「災害協力事業者」という。）のうち、迅速かつ円滑に作業すること及び確実な対応をすることが可能であると認められる事業者に対して、災害応急対策を行うよう要請する。

- (1) 要請は文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請する。電話等で要請した場合においては、その後速やかに要請した旨の文書を交付する。
- (2) 要請に基づき災害応急対策を実施した災害協力事業者は、実施内容を速やかに文書により要請担当課に報告する。

3 協力事業者数

428事業者（令和5年10月末現在）

第3 指定行政機関及び指定公共機関への協力要請

1 日本郵便株式会社との相互協力

「広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」及び「広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定第2条第1項第5号に関する細則」に基づき、日本郵便株式会社と本市は、市域に災害が発生した場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

区分	協力事項
日本郵便株式会社	(1) 本市が収集した避難所開設状況の日本郵便株式会社への情報提供 (2) 被災者への郵便物配達先申出書の早期提出の働きかけ (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 郵便局社員が業務中に発見した道路等の損傷状況の本市への情報提供 (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等 (6) 前各号に掲げるもののほか、協定の目的を達成するために必要な事項

2 国土交通省中国地方整備局との相互協力

「災害時における相互協力に関する基本協定」に基づき、国土交通省中国地方整備局と本市は、市域に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、次に掲げる内容の相互協力を行う。

- (1) 被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携・調整を行い、最大限の協力を行う。
- (2) 国土交通省中国地方整備局は、広島市災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めるときは、速やかに当該広島市災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、相互に必要な協力体制を整える。

3 西日本高速道路株式会社との相互協力

「広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」に基づき、西日本高速道路株式会社と本市は、双方の資源を有効に活用し、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上を図るため、相互協力を行う。

また、道路整備特別措置法に基づき、災害救助に使用する車両を対象とした有料道路使用時の無料措置が講じられた場合は、被災地からの土砂、がれき混じりの土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき等の搬出を迅速に行うため、本市が被災地からの土砂等の運搬に使用する車両を対象とし、料金所で行う手続きの簡素化を、西

日本高速道路株式会社に要請する。

4 国土地理院への協力要請

「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書」に基づき、国土地理院と本市は、災害対応等において相互に情報の共有を図り、同院から被災地域の写真・地図等の防災に関連する地理空間情報の提供を受けるなど、迅速かつ効果的な防災の実施に向けて協力する。

5 国等による応急措置の代行

- (1) 県は、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が実施すべき権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置に実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を本市に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関等は、被災により本市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、本市が応急措置を実施すべき権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急阻止の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、本市に代わって行うものとする。

- (資料編) 参考調政－4 広島市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書
参考情政－1 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書
参考場中－1 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
参考路計－1 広島市と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）

1 人的受援の要請の基準

市長等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して自治体等の職員の受援を要請する。

なお、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

- (1) 各局等及び各区災害対策本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の職員の受援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の受援を必要とする場合
- (3) その他市長等が他の地方公共団体等の職員の受援の必要があると認めた場合

2 受援班の設置

市長（市災害対策本部統制・検討班）が人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。受援班は、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。

また、市民局長、健康福祉局長、保健医療担当局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（市災害対策本部統制・検討班）に報告した場合にも市災害対策本部事務局に受援班を設置する。この場合には、市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等が、人的受援に関する総務省及び他自治体等との連絡調整を担当する。市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等は、受援調整を実施するにあたり、市災害対策本部事務局受援班と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。

- (資料編) 2-13-1 広島市受援計画

- 参考危予－1 21 大都市災害時相互応援に関する協定
- 参考危予－2 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時応援協定
- 参考危予－3 災害時の相互応援に関する協定書
- 参考危予－5 広島市と宮崎県日南市との災害時相互応援に関する協定
- 参考危予－6 広島市と高知県安芸市との災害時相互応援に関する協定
- 参考危予－22 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 参考健健－1 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
- 参考健健－2 21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書
- 参考下河－1 災害時における相互協力に関する基本協定
- 参考水企－1 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書
- 参考水企－2 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書
- 参考水企－3 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- 参考水企－4 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要

第5 自衛隊への災害派遣要請

《危機管理室》

大規模な地震災害の発生により、自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は必要に応じて、同時に自衛隊に対し派遣要請した旨及び市域に係る被災状況を通知する。

1 情報連絡体制

自衛隊への迅速かつ適切な派遣要請を行い、自衛隊の派遣に係る時間の短縮に供するため、本市は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、県及び自衛隊と緊密な連絡体制を保ち、被害や応急対策の状況などの防災情報を適宜提供する。

(1) 県危機管理課 電話 082-228-2111（内線 2784～2786）
082-228-2159, 082-511-6720（直通）

(2) 陸上自衛隊第 13 旅団

ア 平日 第 46 普通科連隊 第 2 科
電話 082-822-3101（内線 2501・2506）
不在時（内線 2535・2536・2537：第 3 科）

イ 休日及び夜間 第 46 普通科連隊 部隊当直司令室
電話 082-822-3101（内線 2505）

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、本市の防災能力をもってしては防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被災状況の把握及び通報
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 消防活動
- (5) 水防活動
- (6) 救援物資の輸送
- (7) 道路及び水路の確保
- (8) 応急の医療・救護・防疫
- (9) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食・給水・入浴支援
- (11) 通信支援
- (12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (13) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請を行おうとするときは、様式3-25-1の文書により県知事に対し依頼する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、事後に文書を提出することができる。

なお、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣の指定する者に通知できる。

市長は、この通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

様式3-25-1 災害派遣要請依頼書

年 月 日
知 事 様
市 長 名
自衛隊の災害派遣要請依頼について
下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）
4 その他参考となるべき事項 作業用資材・宿営施設の準備状況

5 防衛大臣が指定する通知先

県知事に対する自衛隊の派遣要請ができない場合にあって、防衛大臣が指定する通知先は次のとおりである。

(1) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部（防衛班） 電話 082-822-3101 内線 2410
（夜間・土日・祝日等） 内線 2440（当直幕僚）

(2) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション 電話 0823-22-5511 内線 2222、2823（当直）

(3) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-3-1
司令部防衛部運用課 電話 092-581-4031 内線 2348
（課業時間外）内線 2203（SOC当直）

6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、その事態に照らし、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、部隊等の自主派遣を行うことができる。

7 自衛隊受入れに際しての注意事項

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣要請をした市長は、次の点に十分留意して、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 本市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）

- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊到着後速やかな作業開始ができるよう計画の立案及び資機材等の準備
- エ 現場責任者の指名及び配置
- オ 必要に応じた派遣部隊の宿営適地及び駐車場等の準備（平常時からの宿営候補地の検討を含む。なお、県は、派遣部隊の集結場所として広島広域公園を指定している。）
- カ 臨時ヘリポートの設定（平常時からの臨時ヘリポート候補地の選定を含む。）
- キ 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

(2) 災害派遣部隊到着後

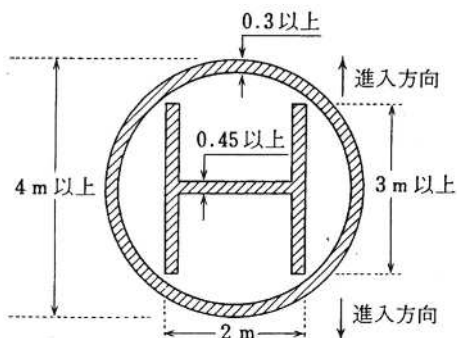
- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、かつ、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を県知事に報告する。

(3) ヘリコプターの受入れ時

ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項に留意し、受入態勢に万全を期する。

なお、災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、資料編 3 - 25 - 2 に示すとおりである。

- ア 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- イ 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水をしておくこと。また、積雪時は除雪又はてん圧をしておくこと。
- ウ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにすること。
- エ 臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し又は旗を立てること。これが準備できないときは、ヘリコプターの進入方向を示す発煙筒をたき安全進入方向を示すこと。
- オ 着陸地には ㊦ の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。



斜線内は通常白色（石灰）
積雪時は赤色

- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備すること。
- キ 臨時ヘリポートを使用する際は、県危機管理課及び施設管理者に連絡を行うこと。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等の派遣を受けた場合の経費は、次に掲げるものを除き、本市の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行料を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

9 自衛隊の撤収要請手続

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階にはいった場合には、速やかに県知事に対し自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

- (資料編) 2-13-1 広島市受援計画
3-25-1 臨時ヘリポート可能箇所の目安
3-25-2 災害時のヘリポート適地

第6 緊急消防援助隊への応援等要請

《消防局警防課》

1 応援等要請の基準

市長は、大規模災害又は特殊災害の発生により、本市及び県内消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等を要請する。

なお、被災状況の全容把握が困難な場合等においては、119番通報の受信状況等の情報をもとに、速やかに県等と協議のうえ、被災状況の把握のための先遣部隊等の派遣要請を行う。

2 要請の方法

(1) 県知事への要請は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話など）により連絡するものとし、県知事と連絡が取れない場合には、直接総務省消防庁長官に対して電話により要請する。

(2) 出動の要請後、引き続き次の内容を速やかに連絡する。

- ア 災害の種別・状況
- イ 119番通報の受信状況
- ウ 人的・物的被害の状況
- エ 道路・交通の被災状況
- オ 応援を必要とする地域
- カ 緊急消防援助隊の進出拠点
- キ 緊急消防援助隊の到達ルート
- ク その他必要な情報

3 受入体制

(1) 市長は、県に設置された「消防応援活動調整本部」に消防局職員を派遣する。

(2) 市長は、緊急消防援助隊の消防活動に必要な資機材の貸与、燃料補給体制の確保及び野営空地や宿泊施設の準備等、円滑な活動に必要な手配に努める。

(3) 緊急消防援助隊の進出拠点は、広島市消防局緊急消防援助隊受援計画「別表4」に規定する場所とする。

なお、県は進出拠点として広島市立大学、西風新都消防訓練場及び広島県消防学校を指定している。

- (資料編) 3-25-4 広島市消防局緊急消防援助隊受援計画

第26節 災害ボランティアの受入

災害時における市内外からの多数の災害ボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的に災害ボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう努める。

災害ボランティア関係機関と相互に協力し、以下の項目についての実施を促進し、自発的支援の申し入れに対して適切に対応する。

第1 市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置

《市民局市民活動推進課、健康福祉局地域共生社会推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

ボランティアと行政及びボランティア団体相互の連携を図るとともに、特別な資格・技能を有しない一般ボランティアのコーディネートを行うため、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、市災害ボランティア本部を、原則、「広島市総合福祉センター」（南区松原町5番1号）に、また、区社会福祉協議会は、区災害ボランティアセン

ター（8区）を、原則、各区の地域福祉センターに、それぞれ必要に応じて設置するものとする。区災害ボランティアセンターの設置に当たっては、設置場所等について区災害対策本部と調整を行う。

- 1 市災害ボランティア本部の設置については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議を開催し、同会議において決定する。区災害ボランティアセンター（8区）については、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の協議等を踏まえ、区社会福祉協議会において決定する。

なお、市災害ボランティア本部が設置された場合には、同本部をボランティアに係る情報拠点とする。

- 2 次に該当する場合に、連絡調整会議を開催する。
 - (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - (2) 連絡調整会議の議長が開催の必要があると判断したとき。
- 3 市災害ボランティア本部の開設場所は、建物の被災状況により、次の順位で移行する。
 - (1) 広島市総合福祉センター
 - (2) 広島市まちづくり市民交流プラザ
 - (3) 広島市役所本庁舎会議室

市（区）災害ボランティア本部（センター）においては、市（区）災害対策本部等と連絡を密にし、市内各地の被災状況、応急対策実施状況、災害ボランティアのニーズ及び活動状況等を把握する。

市災害ボランティア本部は、必要に応じて各区災害ボランティアセンター間の総合調整を行うものとする。

第2 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

《市民局市民活動推進課》

災害発生時において、緊急時の広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

第3 受付窓口の設置

《市民局市民活動推進課》

災害発生時においては、多くの善意の支援の申入れが殺到することが予想されるため、市（区）災害ボランティア本部（センター）に災害ボランティアの受付窓口を設置し、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動の実施を図る。

第4 災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

《市民局市民活動推進課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

本市は、可能な範囲で、災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保するとともに、ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの資機材の貸出し又は提供を行う。

また、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

第5 海外からの支援の受入

《市民局市民活動推進課・国際化推進課》

- 1 国等から、海外からの支援の受入計画が示された場合には、市災害対策本部で受入の規模・受入体制等を決定する。
- 2 海外からの支援の申し出が直接本市にあった場合には、市民局国際化推進課を窓口とし、申し出について外務省に報告するとともに、市災害対策本部で受入れの要否を決定する。

第27節 区の応急対策

第1 活動方針

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

地震災害発生時には、その被害状況等に応じて、区は、応急対策実施の要として「区災害対策本部」を設置し、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。

第2 活動体制

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 組織・運営

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第4 災害警戒本部」及び「第5 災害対策本部」に定めるところによる。

2 職員の動員

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第7 職員の動員」に基づき、各区ごとに作成する動員計画による。

3 分掌事務

本章「第2節 災害応急組織の編成・運用」の「第4 災害警戒本部」及び「第5 災害対策本部」に定めるところによる。

第3 被害情報の収集・連絡

《各区区政調整課・地域起こし推進課・維持管理課・地域整備課》

本章「第3節 情報の収集及び伝達」に定めるところによる。

第4 災害広報・広聴

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 広報活動

区災害対策本部は、地震に関する正しい情報を区民に提供し、パニック等の混乱を防止するとともに、区民の生命の安全確保を目的として、地震発生後直ちに広報活動を開始する。

以後応急対策の進展に伴い、被災者等のニーズを十分把握し、各種の広報媒体を有効に活用して適時適切に実施する。

なお、災害広報に当たっては、あらかじめ広報文例を作成し、緊急時の対応に備えるとともに、被災者のおかれている生活環境等に配慮した方法により行い、特に、聴覚障害者、視覚障害者などの要配慮者への十分な配慮を行う。

(1) 広報窓口の設置

災害広報に当たっては、広報窓口を設置して行う。

広報窓口は、市災害対策本部設置と同時に各局等及び各区に設置し、総務班広報担当の統制の下、各局等及び各区が連携を密にして広報対応の万全を図る。

(2) 広報事項

ア 地震発生直後の広報

(ア) 地震（余震も含む）・津波・気象に関する情報

(イ) パニック防止の呼びかけ

(ウ) 避難指示等

(エ) 出火防止の呼びかけ

(オ) 消火、人命救助の協力呼びかけ

(カ) 区内被害状況の概要（建物破壊、火災発生等）

(キ) 区の応急対策実施状況

(ク) その他必要な事項

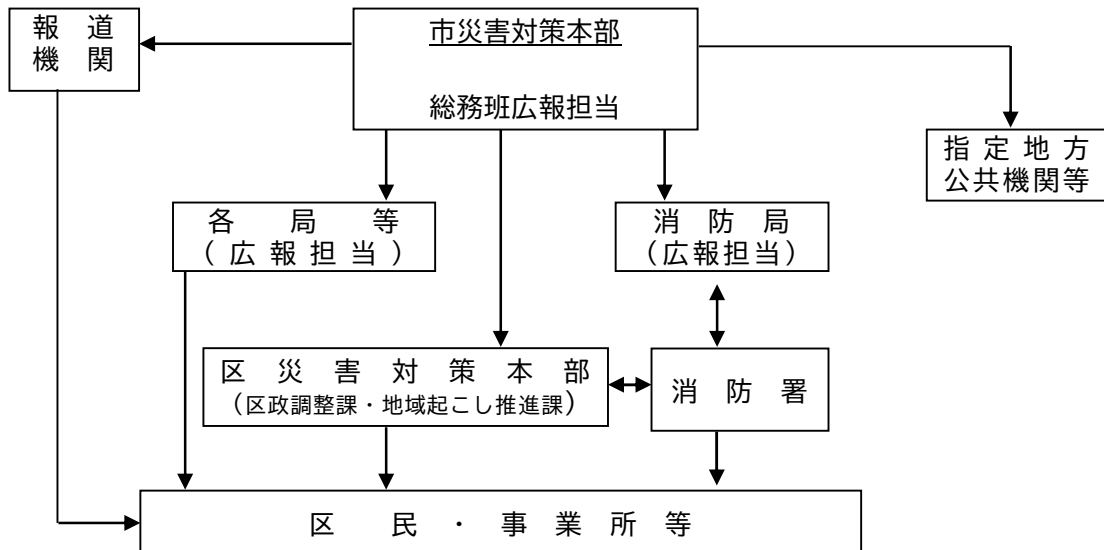
イ 災害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
- (ウ) 安心情報
- (エ) 生活関連情報
 - a 電気・ガス・水道
 - b 食料・生活必需品の供給状況
- (オ) 通信施設の復旧状況
- (カ) 道路交通状況
- (キ) 交通機関の運行状況
- (ク) 医療機関の活動状況
- (ケ) ボランティアの活動状況
- (コ) 臨時相談所に関する情報
- (サ) その他必要な事項

ウ 救援期の広報

- (ア) 避難場所の状況
- (イ) 生活援護情報
 - a 災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
 - b 市税の減免等
- (ウ) 企業援護情報
- (エ) 義援金等の支給手続き
- (オ) 公共施設復旧状況
- (カ) 罹災証明書の発行手続き
- (キ) 応急対策実施状況及び今後の見通し
- (ク) 死者・行方不明者の状況
- (ケ) 仮設住宅の設置及び申込手続き
- (コ) その他必要な事項

(3) 広報事項の伝達系統



(4) 広報の方法

ア テレビ・ラジオの利用

区災害対策本部長は、区域内の広範囲に広報する必要がある場合、又はテレビ・ラジオの利用により、その効果が絶大と認められる場合は、市災害対策本部長へ放送の依頼を要請する。

イ 既存の無線放送の利用

既存の無線放送の有効な活用を図る。

ウ 広報車の利用

(ア) 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。

(イ) 広報車による広報は、音声のみならず、必要に応じてチラシ等の配布も行う。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

オ チラシ等の配布

区災害対策本部は、市災害対策本部の指示により、又は必要に応じ、安心情報等のチラシ等を作成し、情報提供を行う。

(5) 報道機関への情報提供

報道機関から、災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2 広聴活動

区災害対策本部は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係部局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の設置

区災害対策本部は、災害状況の推移により必要と認めた場合、区民からの相談をワンストップで行う市民相談窓口を区役所、その他必要に応じて避難所や市有施設等に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係部局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて調整をするなど、適切な処理に努める。

第5 避難対策

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

本章「第5節 避難対策」及び水防計画「第4章 避難対策」に定めるところによる。

第6 応急救助活動

区災害対策本部は、地震災害による罹災者に対し、次により応急救助活動を実施する。

なお、災害救助法の適用基準、救助の種類及び内容については、本章「第24節 災害救助法の適用等」に定めるところによる。

1 応急救助の実施に関する協議・報告《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、応急救助の実施に際し、救助内容等について市災害対策本部（危機管理室危機管理課）と協議して救助活動を実施するとともに、実施状況・被害状況について報告する。

2 区災害対策本部が行う応急救助に関する事務

(1) 衣食等生活必需品対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 調達に関すること。

市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が救援物資の調達に協力する。

域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得の方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。

イ 食品の供給に関すること。

(ア) 炊き出しその他による食品の給与の対象者

次に該当し、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者に対して行う。

- a 避難指示により開設された避難所に収容された者
- b 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者
- c 避難指示が発令されている地域において、住家に被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者で、食品の持ち合わせのない者
- d その他市災害対策本部長又は区災害対策本部長が必要と認める者

(イ) 給与の基準

1日1人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準額以内とし、被災者が直ちに食することができる現物によることを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、炊き出しで代えることができる。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(ア) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の対象者

次のすべてに該当し、区災害対策本部長が必要と認めたと者に対して行う。

- a 災害により住家が全焼・全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた者
- b 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- c 被服・寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難者

(イ) 被服・寝具その他の生活必需品目と内容（例）

品 目	内 容 (例)
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
上 下 着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツ等
身 の 回 り 品	タオル、靴下、靴、サンダル、傘、ビニールシート等
日 用 品	石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
調 理 道 具	炊飯器、鍋、包丁、カセットコンロ等
食 器	茶碗、皿、箸等
光 熱 材 料	マッチ、LPガス、カセットコンロ用燃料、電池等
消 耗 器 材	紙おむつ、生理用品、ストーマ用装具等

(ウ) 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

(2) 医療・救護対策《各区地域支えあい課・福祉課》

ア 医療救護資機材の調達・輸送

区災害対策本部長は、救護所設置に必要な資機材や救援物資を調達し、搬入を行う。

イ 救護所の設置

区災害対策本部長は、保健医療担当局長と協議し、避難場所等その他必要と認める場所に救護所を設置する。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、本章「第12節 医療・救護対策」に定めるところによる。

(3) 避難所に滞在することができない被災者への対策《各区市民課・保険年金課・生活課・地域支えあい課・福祉課》

避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配給や保健師等による巡回健康相談等の実施に係る情報の周知に努める。

(4) 遺体の収容及び火葬対策《各区市民課・保険年金課・生活課》

ア 遺体の捜索・安置

区災害対策本部長は、行方不明者等の届出及び遺体収容の要請があれば受理し、受付簿に記録するとともに、速やか捜索活動を行い、警察、消防等関係機関の協力を得て早期の収容に努める。

イ 遺体安置所の開設及び管理

区災害対策本部長は、災害により多数の遺体を安置する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を開設するとともに、施設の運営・維持管理を行うため職員を派遣し、適切な措置を講じる。

ウ 遺体の搬送及び火葬

区災害対策本部長は、保健医療担当局長に対し、遺体安置所別に火葬に付すべき遺体数の報告を行い、保健医療担当局長が作成する遺体搬送計画に基づき、火葬場への搬送の手配を行う。また、身元不明の遺体又は遺体引受人のない遺体については、火葬後は区長が当該遺骨を保管する。

第7 応急復旧活動

《各区維持管理課・農林課・地域整備課》

区災害対策本部長は、応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第8 緊急輸送

《各区建築課》

区災害対策本部長は、災害が発生した場合、応援活動のための人員の輸送、物資の運搬を迅速かつ効果的に行うために、次のとおり緊急輸送車両の確保等を行う。

1 車両等の確保

(1) 区保有車両の確保

区災害対策本部長は、事前に区が保有する車両台数を把握し、市災害対策本部へ実数報告を行うとともに、一定数の車両を待機させる。

(2) 民間車両の活用

区災害対策本部長は、現有車両台数では人員の輸送、物資の運搬が困難と認められる場合は、市災害対策本部へあっせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができる。

2 車両等の配車及び緊急通行車両の表示手続き

区災害対策本部長は、調達車両の適切な配車を実施するため、車両等の用途別配車計画を作成するほか、県公安委員会（県警察本部、最寄りの警察署又は交通検問所）に緊急通行車両の証明書及び確認標章の交付を申請し、緊急通行車両に掲示する。

第9 応援要請

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区災害対策本部長は、地震災害が発生した場合において、応急対策あるいは応急措置を実施するために必要があると認めるときは、市災害対策本部長に応援の要請を行う。

1 職員の応援要請

(1) 区災害対策本部長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、市災害対策本部長へ職員の応援を要請する。

(2) 応援職員は、区災害対策本部長の指揮を受けてその指示に従う。

2 他の地方公共団体等及び自衛隊に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、他の地方公共団体等及び自衛隊の応援の要請を依頼する。

3 防災関係団体等に対する応援要請

区災害対策本部長は、必要と認めるときは、市災害対策本部長に対し、防災関係団体等の応援の要請を依頼する。

4 応援隊の受入れ

区災害対策本部長は、応援隊の受入れに当たっては、応援隊の市内進入路、集結地点及び救援物資の受取り場所等を選定し、適切に誘導を行う。

第10 区応急対策実施計画の策定

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

区長は、地震災害時における区災害対策本部の応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、本計画に基づき、区応急対策実施計画を策定し、その充実整備に努める。